

新 宿 区
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
第 5 期 介 護 保 險 事 業 計 画
(平成 24 年度～平成 26 年度)

(案)

平成 24(2012)年 月

新 宿 区

第 1 章

計画の基本的考え方

第1節 計画策定の背景

1. 平成27(2015)年の高齢者像を見すえて

日本の65歳以上の高齢者人口は、平成23年10月1日現在で、過去最高の2,983万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は前年比0.3ポイント上昇し、23.4%でした(総務省「人口推計」)。

平成27(2015)年は、「戦後の第一次ベビーブーム世代」(昭和22~24年生まれ)といわれる人たちがすべて65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に高まる時期が目前にせまっています。

一方で、これから高齢期を迎える人たちは、豊かになった経済状況のもと多くの選択肢のある中で生活を送ってきた世代であり、心身ともに若さを保ちながら、単に支援される存在ではなく、能動的に社会で活躍し続ける人もこれまでより多くなってくると考えられます。

高齢期を過ごす人たちが、元気で自立しているときも、支援や介護が必要となっても、各々の人がそれぞれの持てる力を活かしながら、安心して生活できる環境づくりを進めることが重要となっています。

2. 地域包括ケアの推進に向けて

介護保険制度は、社会全体で高齢者を支えるしくみとして平成12年4月に開始されました。その後、サービス利用量が増加するなど制度が社会に定着してきており、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着サービスの供給体制が段階的に整備されてきました。

しかし、高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではありません。そこで、第5期介護保険事業計画策定にあたり、国は「地域包括ケアシステムの確立」を理念として掲げています。

この「地域包括ケア」とは、可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「すまい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護(成年後見制度^{*1}等)」

^{*1}認知症高齢者、知的障害者等のうち判断能力が十分でない方を保護するため、その方の財産管理や契約等を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり行うことができる制度。

のための事業などを、高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供していく考え方です。この考えに基づき、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。

3. 新宿区の社会基盤等の特性

「地域包括ケア」を推進するうえでは、新宿区の特性を踏まえて施策を展開することが必要です。

新宿区は文化芸術活動、経済活動、社会資源などにおいて多様性、先端性をもち、多くの人々が活動する都市です。また、区内全域が概ね 30 分程度での移動が可能であり、区内の各種サービスを受けるうえでのアクセスも非常に便利で、高齢になっても活動しやすい環境が整っています。

要介護状態にあるなど支援が必要な高齢者の日常生活への支援や家族への支援については、地域の身近な区の機関として9つの地域と区役所に高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）があります。地域包括支援センター職員の配置員数については国が定める基準がありますが、区独自に職員の人員をほぼ倍増し、きめ細かな対応に向けた体制整備を行い、高齢化率の高い大規模な団地についても、実情にあったサービスの展開や見守り等の支援をしています。

さらに、区内には、大学病院をはじめ急性期病院^{*2}が集中している一方、療養病床^{*3}などが不足している状況がありますが、近隣区の医療機関を含め、医療連携が進む中で区民が安心して在宅で療養できる体制も整いつつあります。

第2節 計画策定の目的

高齢期は年齢による区分だけでなく、個々人の健康状態や生活状況に応じた対応が必要です。

本計画は、元気で自立している人も、支援や介護を必要としている人も、すべての高齢者が地域で安心して生活できるよう、区の高齢者・保健施策の現状や課題、施策の方向性、並びに介護保険ニーズとサービス体制整備の方策を総合的にまとめ、体系化したものです。

^{*2}発症間もない(急性期)患者に、一定期間集中的な治療をするための病床を持つ病院。

^{*3}主として長期の療養が必要な患者を入院させるための病床(精神病床・感染症病床・結核病床以外)。

第3節 計画策定の視点

1. 平成27(2015)年の将来像に向けたまとめの計画として

新宿区では、国際高齢者年^{*4}において国際連合が掲げた5つの原則（高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」）を踏まえて、介護保険制度が始まった平成12年度に策定した「新宿区老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念を「人として尊厳を持って、家庭や地域の中で安心して、その人らしい自立した質の高い生活を送る」と決めました。

平成15～17年度の「新宿区老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」では、その理念を引き継いだ計画を策定しました。

平成18年度に策定した「新宿区高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」では、前2期の考え方は引き継ぎつつ、介護保険法で新たに創設された「地域支援事業」「地域包括支援センター」「地域密着型サービス」の整備などの考え方を踏まえ、基本理念を「尊厳をもって その人らしく暮らせるとともに支えあう地域社会をめざす」と改めました。また、新たに戦後の第一次ベビーブーム世代（昭和22～24年生まれ）と言われる人たちがすべて65歳以上となる平成27(2015)年の高齢者介護を見すえた目標設定を行い、「健やかにはつらつと暮らせるまち」「自分らしい暮らしができる安心のまち」「ふれあいと支え合いのまち」の3つのキーワードで示しました。

平成21年度からの「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」では、基本的考え方は引き継ぎながら、平成19年12月に策定された新たな新宿区基本構想を踏まえ、基本理念を「だれもが人として尊重されとともに支え合う地域社会をめざす」と表現を修正しました。

平成24年度からの本計画では、前計画の基本理念及び平成27(2015)年の将来像を踏まえ、9年間のまとめの期間として、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現に向けて、総合的に施策を推進していきます。

^{*4}世界的な高齢化を踏まえ、1992年（平成4年）の国連総会において、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

2. 重点的取組みの考え方

前計画（平成 21～23 年度）では、3 つの重点的取組み（①認知症高齢者支援体制の推進 ②在宅療養体制の整備 ③ケアマネジメント^{*5}機能の強化）を掲げ推進してきました。

「認知症高齢者支援体制の推進」「在宅療養体制の整備」については、前計画で新たに取組みを強化したものであり、「地域包括ケア」の実現に向けて、さらに充実を図るべき事項であるとともに、今後の介護保険制度においても重要であることから、表現を修正したうえで、引き続き重点施策として取り組みます。

「ケアマネジメント機能の強化」は高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を平成 22 年度から機能強化したことで、一定の成果を得られました。本計画では、この施策を発展させ、今後の要支援・要介護高齢者施策の目指す方向性である「地域包括ケアシステム」実現の中核となる「高齢者総合相談センター」の機能強化を重点として取り組みます。

本計画期間における重点的取組み【前計画との変更点】

H21～23 重点的取組み		H24～26 重点的取組み
認知症高齢者支援体制の推進	→	認知症高齢者支援の推進
在宅療養体制の整備	→	在宅療養体制の充実
ケアマネジメント機能の強化	→	高齢者総合相談センターの機能強化の推進

3. 「地域包括ケア」を推進するための新宿区における「日常生活圏域」の考え方

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。国においては、概ね 30 分以内で活動できる範囲としています。新宿区では、高齢者人口や、民生委員、町会・

^{*5} 要介護認定者の状態やニーズにより、必要な福祉や医療などのサービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの総合的な調整を行うこと。

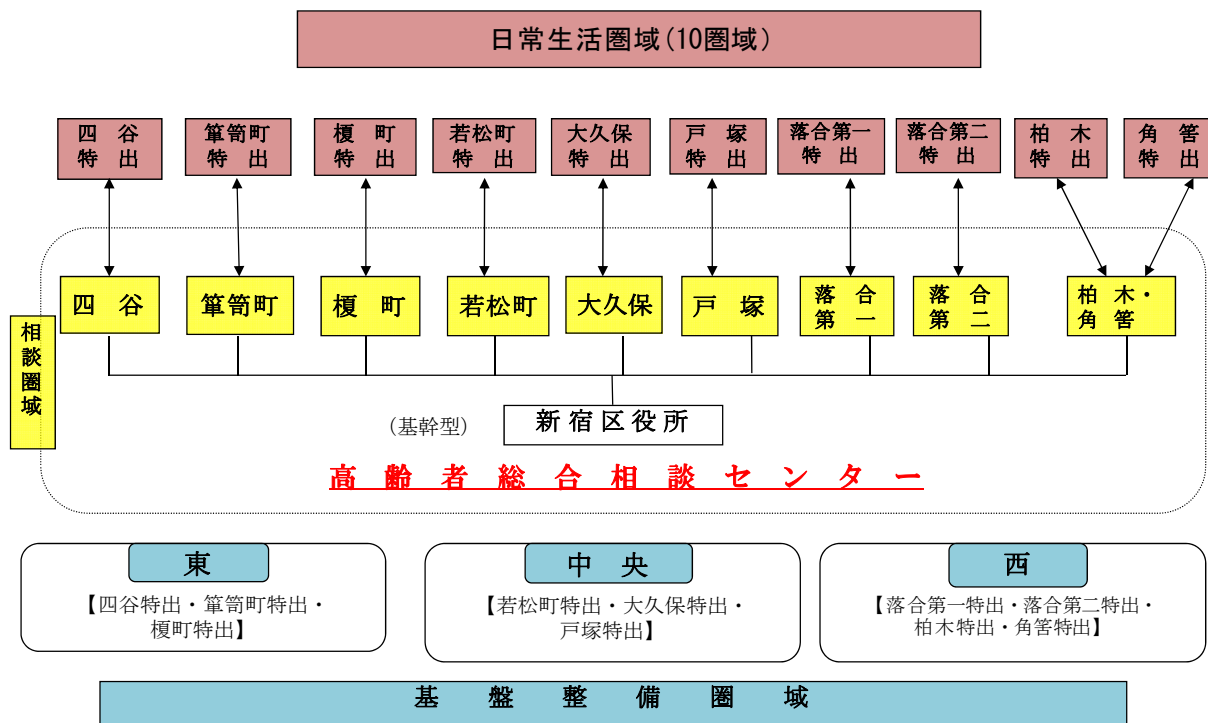
自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、平成 24 年度からの本計画においては、特別出張所管轄区域を「日常生活圏域」と位置づけました。

一方、平成 18 年度から、区内を東（四谷・箆筒町・榎町）、中央（若松町・大久保・戸塚）、西（落合第一・落合第二・柏木・角筈）の 3 つのエリアに分けた「基盤整備圏域」を設定し、施設やサービスの整備を進めています。また、身近なところで相談やサービスが受けられるよう、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を特別出張所管轄区域ごとに配置し、「相談圏域」と位置づけました。ただし、柏木と角筈は人口規模等から 1 つの高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）としています。

さらに平成 22 年度からは、地域の高齢者総合相談センターは、人員を倍増し、社会福祉士、主任ケアマネジャー^{※6}、保健師などの有資格者及び認知症担当者、医療連携担当者の職員を配置し体制の充実を図っています。

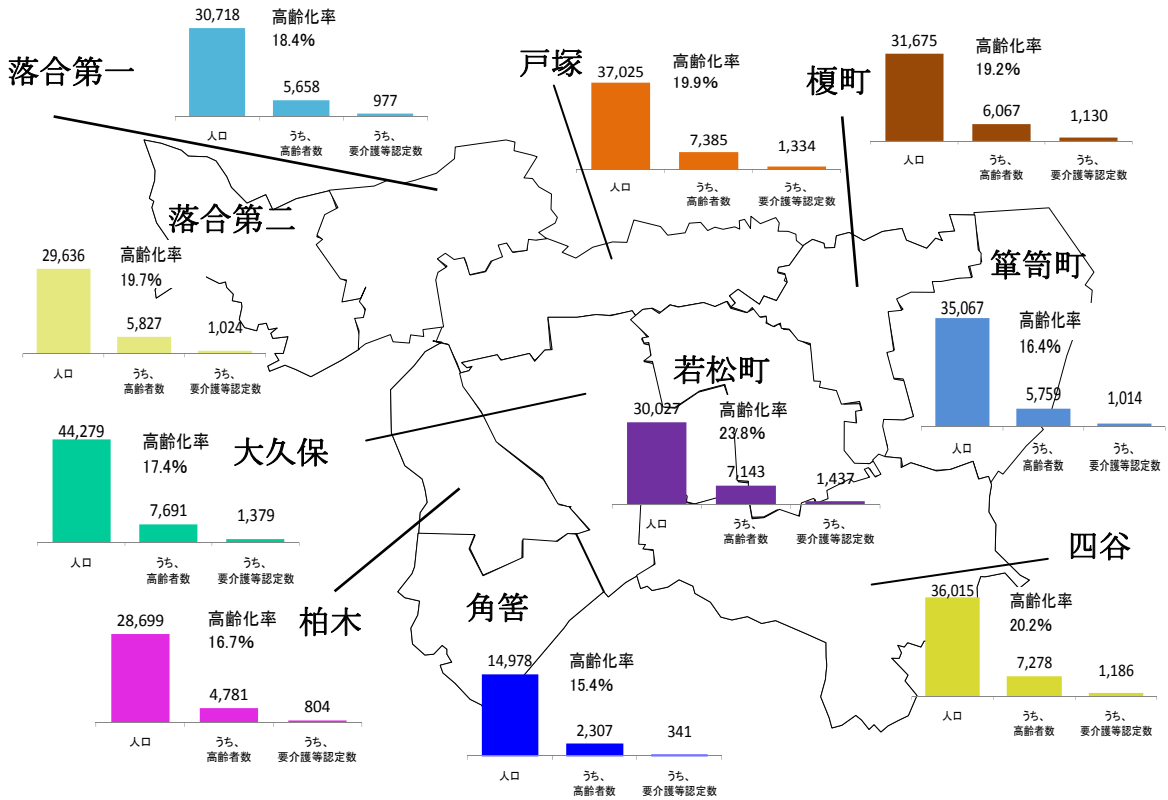
また、区役所内には基幹型高齢者総合相談センターを設け、地域の高齢者総合相談センターを統括・調整・支援し、地域包括ケアの推進に向けて取り組みます。

【新宿区の日常生活圏域の考え方及び高齢者総合相談センターの配置】



^{※6} ケアマネジャー（介護支援専門員）が一定の実務経験と研修を修了することにより得る資格。

【日常生活圏域別の高齢化率・要介護等認定数】

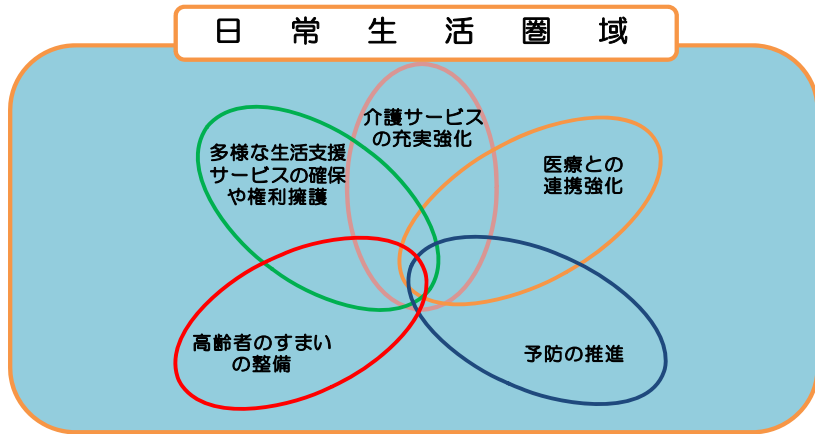


※人口及び高齢者数（65歳以上人口）は、平成23年10月1日現在
 ※要介護等認定者数は、平成23年9月末現在（区外施設利用者を除く）

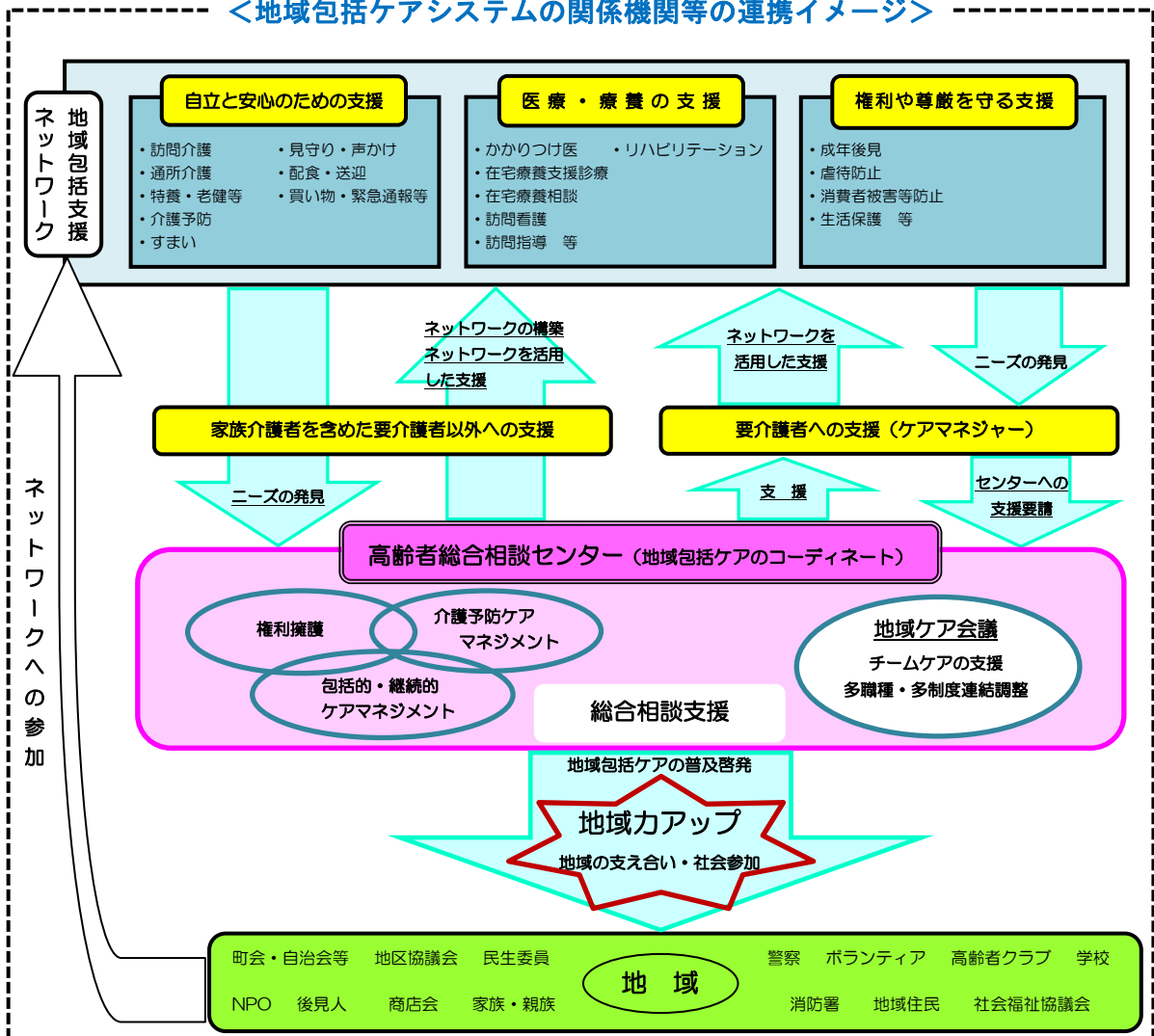
4. 新宿区の地域包括ケア体制

地域包括ケアシステム

＜日常生活圏域における地域包括ケアの「5つの視点」＞



＜地域包括ケアシステムの関係機関等の連携イメージ＞



《基本理念》

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

だれもが自分の生き方を自分で決め、人として尊重されることが重要です。そこで、基本理念として「だれもが人として尊重されともに支え合う地域社会」の構築をめざします。



《平成27(2015)年の将来像》 ～2つのキーワード～

心身ともに健やかに
いきいきと
くらせるまち

だれもが互いに支え合い
安心して
くらせるまち

一人ひとりの生活において、これらが実現される
地域社会づくりをめざします。

第5節 基本目標

【基本目標1】 社会参加といきがいづくりを支援します

高齢期になっても、趣味やボランティア活動や就労などを通して社会とかかわりを持ち続けていくことは、日々の生活に活気をもたらし、その人らしい、いきいきとした暮らしの継続につながります。そのために、だれもがいきがいを持って、学び・集い、交流できる活動などを支援し、展開します

【基本目標2】 健康づくり・介護予防をすすめます

自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康であることが必要です。加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、かかりつけ医に相談しながら、病気の予防・早期発見・治療につとめていくことが大切です。そのために、生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援を身近な地域で展開します

【基本目標3】 いつまでも地域の中でくらせる 自立と安心のためのサービスを充実します

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護保険サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じたすまいや医療、区独自の支援サービスなどを地域の中で提供していくことが重要です。そのために、新宿区の特性にあった地域包括ケアの実現をめざしていきます

【基本目標4】 尊厳ある暮らしを支援します

地域で安心して暮らしていくためには、高齢になって判断能力や自立度が低下するなどにより、財産の保管や契約行為を行うことが難しくなったときのサポート体制が必要です。また、虐待を受けたり、犯罪の被害にあうことがないような、きめ細かな啓発や相談体制の充実が重要です。そのために、関連機関の連携や地域資源の活用により、一人ひとりが個人として尊重され、安心して生活できる地域社会の実現をめざします

【基本目標5】 支え合いのしくみづくりをすすめます

安心して暮らせる地域づくりや災害時の支援体制整備は、地域での支え合いの活動にとって重要です。また、安心・安全のためだけでなく、会話が少なくなりがちで、ひとり暮らし高齢者などにとってはコミュニケーションの機会づくりにもなります。支えられるばかりでなく、できる範囲で、また得意分野を活かして支える側になることが、いきがいづくりや健康づくりにもつながっていきます。そのために、住み慣れた地域で、互いに見守り支え合う地域社会の実現をめざしていきます

第6節 計画の位置づけ等

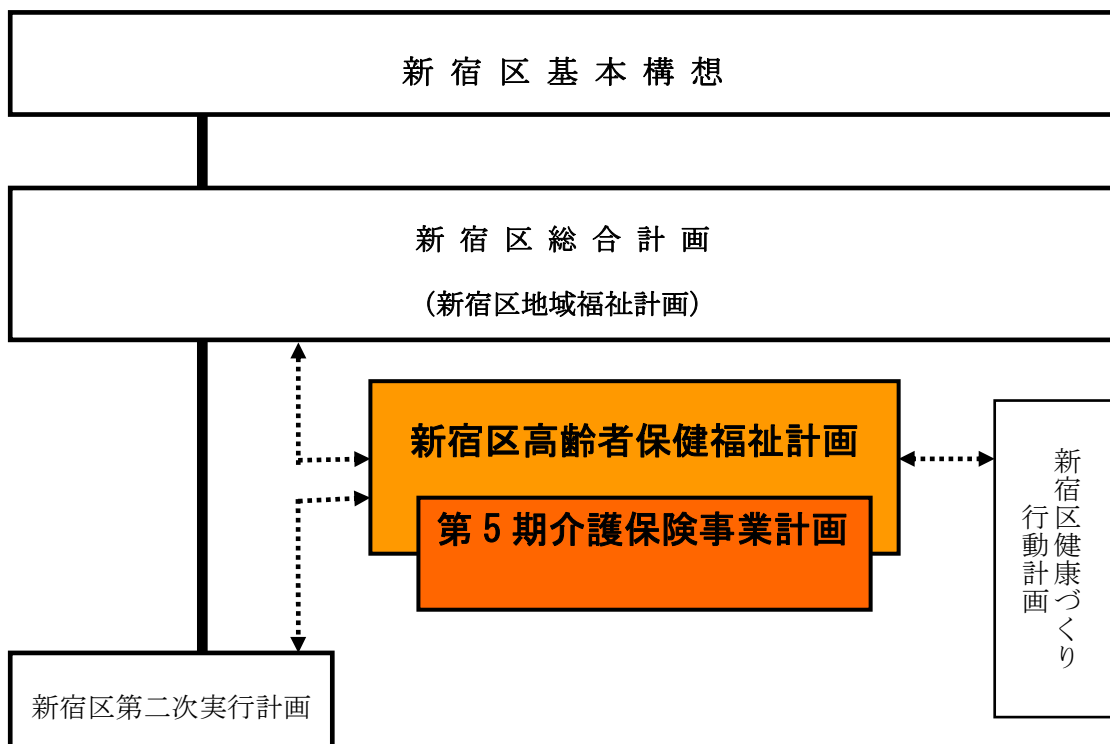
1. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての区市町村に策定が義務づけられている高齢者福祉計画と保健施策が一体となった計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、高齢者福祉計画と同様に、全区市町村に策定が義務づけられています。

区の計画体系において、本計画は、「新宿区基本構想」（平成19年12月議決）、「新宿区総合計画（平成20～29年度）」を上位計画としています。また、地域ぐるみの健康づくりを促進するための基本的な方向づけと具体的な諸施策を取りまとめた「新宿区健康づくり行動計画（平成24～29年度）」とも連携のうえ、健康づくりと生活習慣病の予防等に関する施策の充実が図られています。

なお、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新宿区地域福祉計画」は、「新宿区総合計画」の中に含まれています。

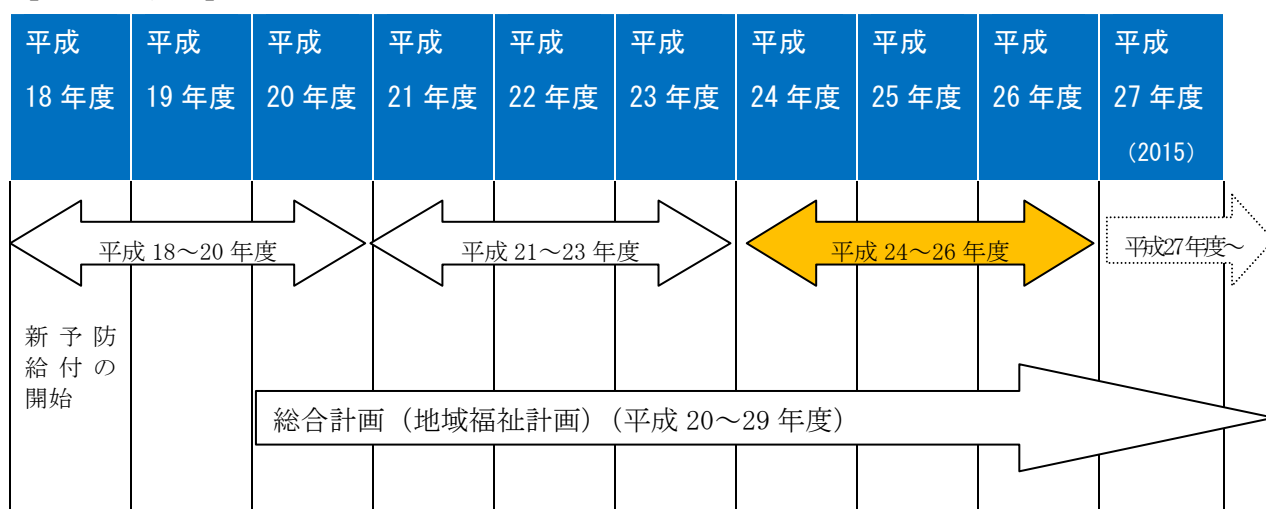
〔 計画の位置づけ 〕



2. 計画の期間

「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」は、平成24年度を初年度とする平成26年度までの3年間を計画期間としています。

【計画の期間】



第2章

高齢者の状況

第1節 人口及び世帯

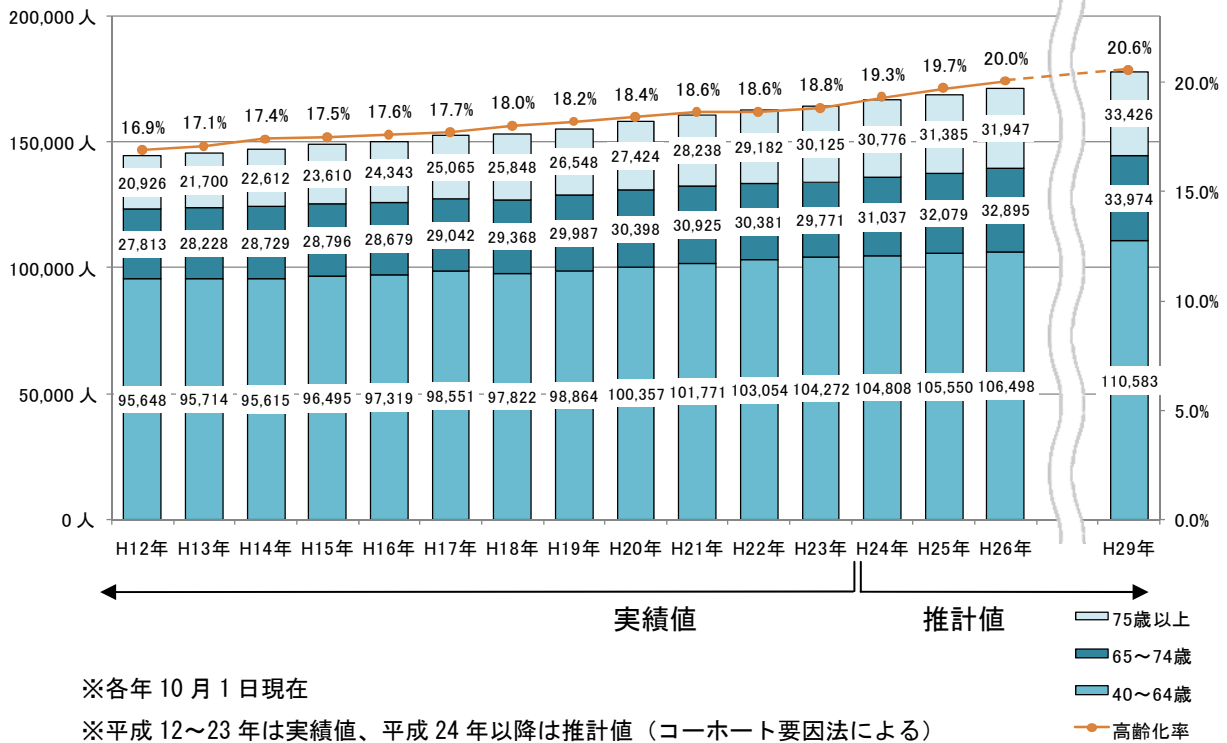
1. 高齢化の進展

新宿区における平成23年10月1日現在の高齢者人口は59,896人で、高齢化率は18.8%です。介護保険制度創設時の平成12年10月1日現在の48,739人、高齢化率16.9%と比較すると、高齢者人口は22.9%の増加、高齢化率は1.9ポイントの増加となっています。

新宿区の高齢化率は、全国平均の23.4%より低いものの、今後も全体の人口増加が見込まれるなかで、高齢者の人数は着実に増えています。平成23年から29年の間に約7,500人と12.5%の増加、また高齢化率は1.8ポイントの増加になると推計しています。

また、医療・介護ニーズの高まる75歳以上の後期高齢者人口は、平成23年から29年の間に約3,300人、11.0%の増加が見込まれます。

〔40歳以上の人口推移及び推計〕



※各年10月1日現在

※平成12～23年は実績値、平成24年以降は推計値（コーホート要因法による）

※実績値・推計値ともに外国人人口を含む

※高齢化率=65歳以上人口÷総人口

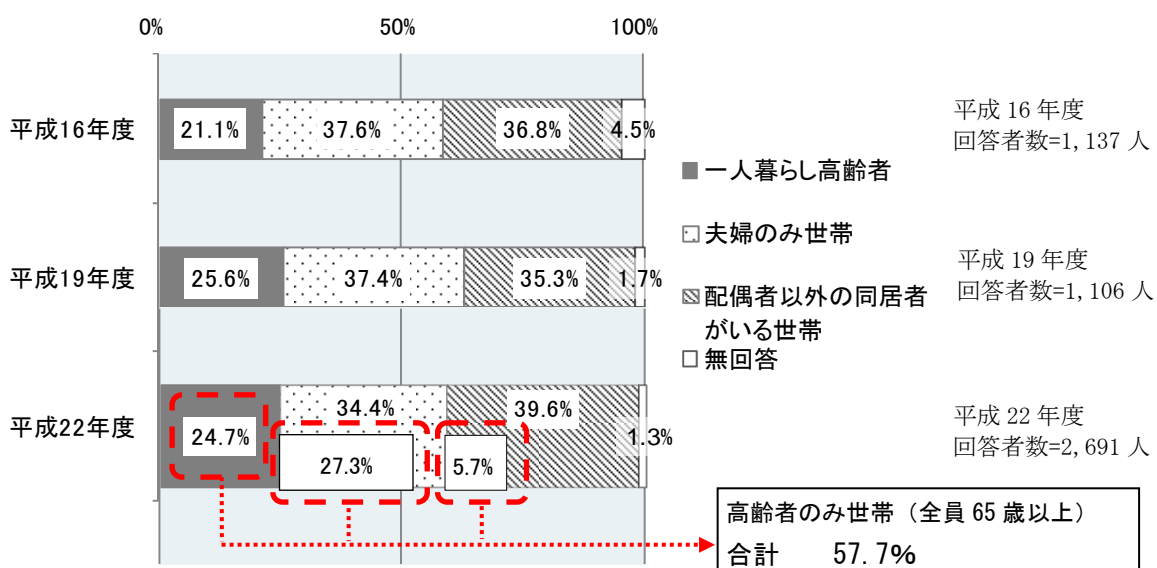
詳細データは資料編（POO）

2. 高齢者世帯の現状

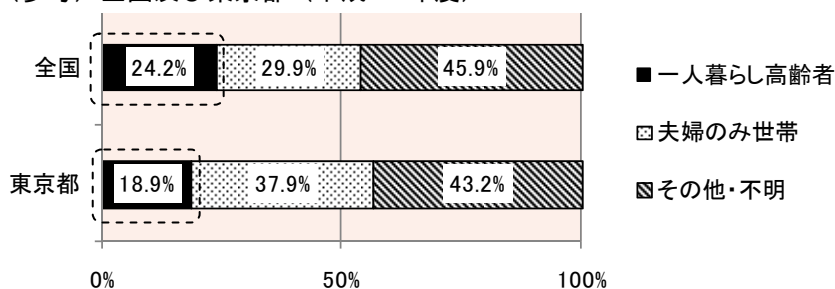
平成 22 年度の「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査によると、高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし高齢者の割合は、24.7%となっています。これは、全国の 24.2%及び東京都の 18.9%に比べ、やや高い傾向となっています。

また、「夫婦のみ世帯」「配偶者以外の同居者がいる世帯」のうち、同居者が全員 65 歳以上である世帯の割合は、それぞれ 27.3%と 5.7%となっています。一人暮らし高齢者世帯と「全員が 65 歳以上である」世帯を合わせると、全体の 57.7%が高齢者のみ世帯となっています。

〔一般高齢者調査による高齢者世帯の状況〕



(参考) 全国及び東京都 (平成 22 年度)



※「高齢者の保健と福祉に関する調査報告書」(平成 23 年 3 月)、「高齢者保健福祉施策調査報告書」(平成 17 年 3 月・平成 20 年 3 月)

※「一般高齢者調査による高齢者世帯の状況」グラフの選択肢は、本計画書における表現とあわせるため、「高齢者の保健と福祉に関する調査報告書」及び「高齢者保健福祉施策調査報告書」の表現を変更して使用している(例:「本人だけの単身世帯」を「一人暮らし高齢者」と表現している)。

※(参考)につき、全国は「平成 22 年国民生活基礎調査の概況」(平成 23 年 7 月)、東京都は「平成 22 年度東京都福祉保健基礎調査 『高齢者の生活実態』の結果(速報)」(平成 23 年 4 月)による。区の調査結果との比較を行うため、全国・東京都ともに「単身世帯(単身世帯)」「夫婦のみ世帯」以外の世帯類型についてはすべて「その他・不明」として区分して使用している。

第2節 要支援・要介護認定者

1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移

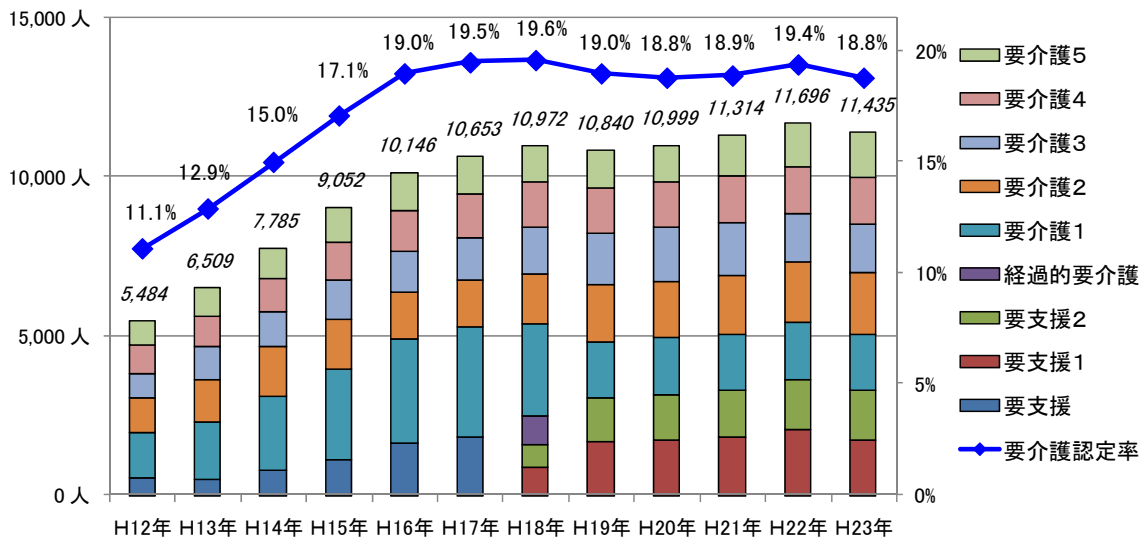
平成12年4月に介護保険制度が始まってから、65歳以上の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は、平成18年度まで増加し続け、平成19年度にわずかに減少したものの、平成21年度から11,000人台でほぼ横ばいで推移しています。

また、第2号被保険者における要支援・要介護認定者数は、平成16年度以降、横ばいで推移しています。

年齢別でみた場合、これまで75歳以上の高齢者が占める割合は80%台で推移していましたが、平成23年度に85%を超えました。

また、75歳以上の高齢者のなかで85歳以上の高齢者が占める割合は、平成20年度以降は半数を超えています。

〔要支援・要介護状態区分別認定者数の推移〕



※各年10月1日現在の実績値（年度中央値）

※要介護認定率＝第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計÷第1号被保険者

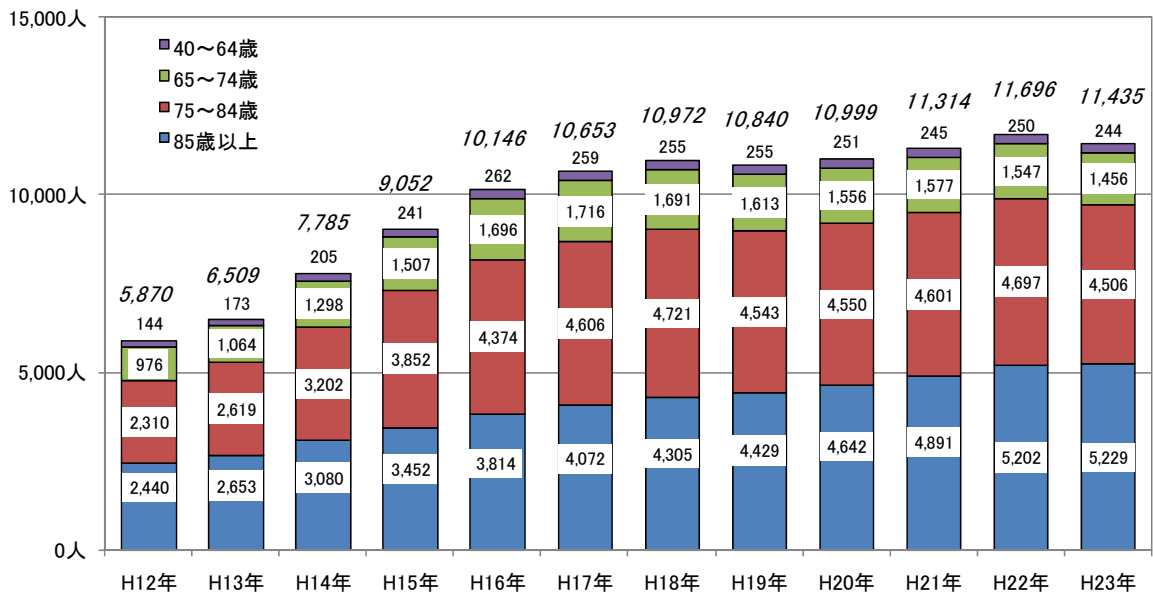
（第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者）

※平成18年介護保険法の改正により、要介護度は、要支援から要介護5までの6区分から、要支援1から要介護5までの7区分に変更

※経過的要介護とは、平成18年3月末現在に要支援の認定を受けていた人で、その要支援の有効期限が切れるまでの区分

詳細データは資料編（POO）

〔年齢別要支援・要介護認定者数の推移〕



※認定者数は各年度10月1日現在の実績値

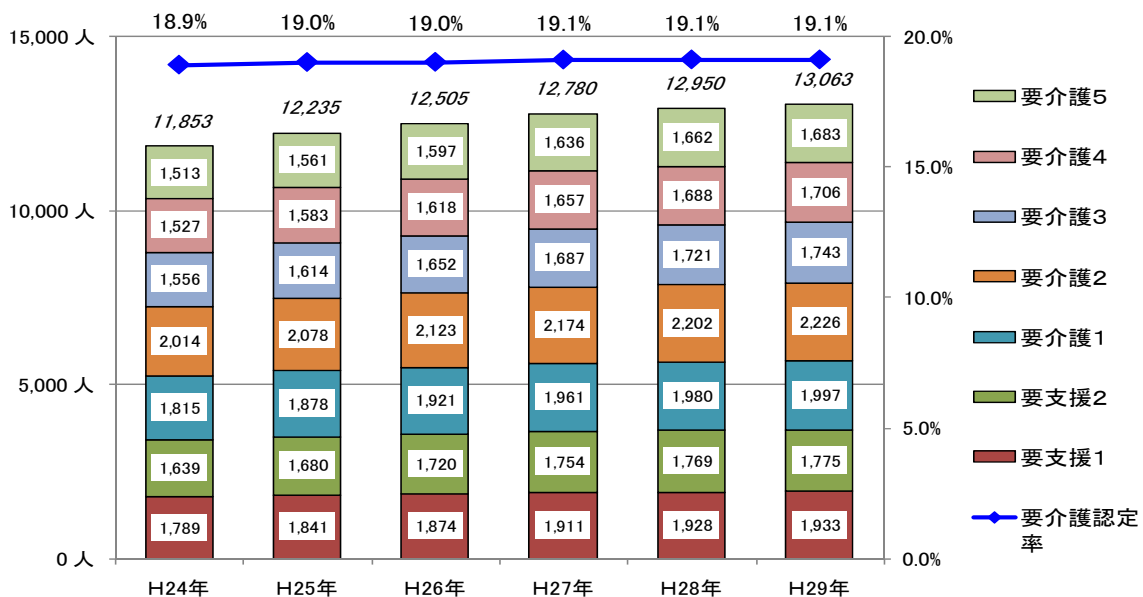
※平成12年度の認定者数については、平成13年3月末現在の実績値

詳細データは資料編（POO）

2. 今後の要支援・要介護認定者の推計

第5期介護保険事業計画の策定においては、これまでの要介護認定率の推移を勘案し、性別・年齢階級別・地域別の推計人口を基にして今後の要支援・要介護認定者数を推計します。

〔要支援・要介護認定者数の推計〕



詳細データは資料編（POO）

第3節 新宿区の高齢者像

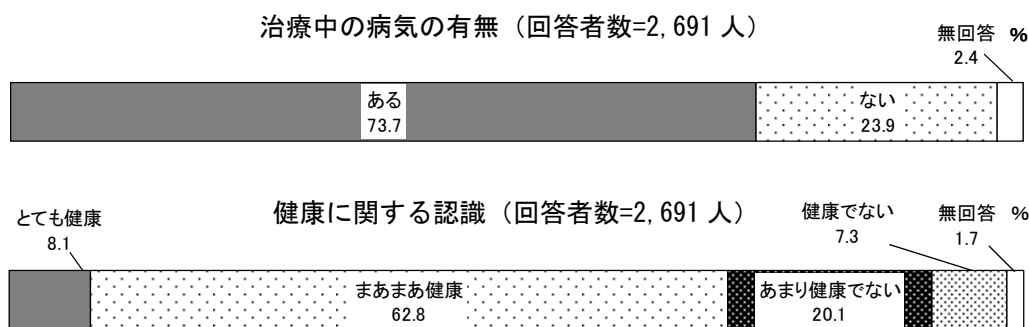
平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」から

1. 一般高齢者

新宿区在住の要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方

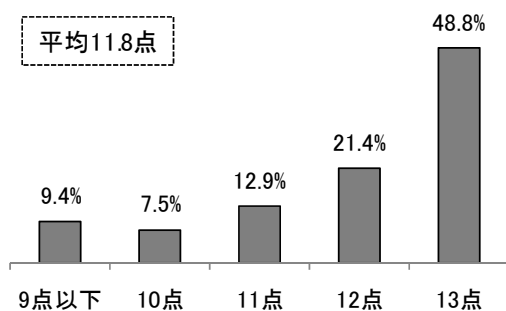
(1) 元気な高齢者が多い

73.7%の人が、現在治療中の病気があると回答していますが、自分が健康と思うか（主観的健康観）については、70.9%の方が「とても健康」「まあまあ健康」と回答しています。



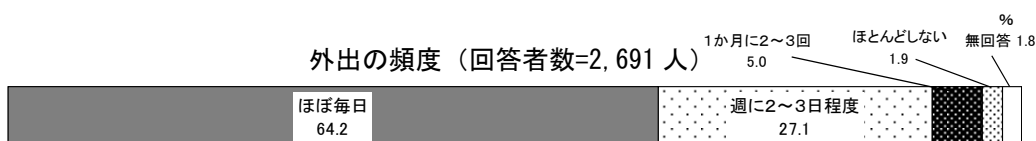
また、老研式活動能力指標（※）の得点は、平均11.8点で全国平均10.8点を上回っており、日常生活機能の高い人が多いといえます。

老研式活動能力指標（回答者数=2,383人）



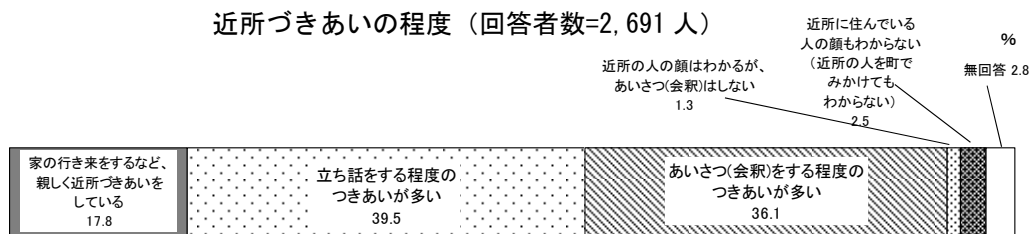
（※）東京都老人総合研究所（現・東京都健康長寿医療センター研究所）において開発された、定評ある高齢者の活動能力指標です。高次生活機能を13項目（13点満点）で測定します。いわば、高齢者が地域で自立した生活を営んでいくための能力を把握するための「ものさし」です。

さらに、91.3%の方が週に2～3日以上以上の頻度で外出しています。

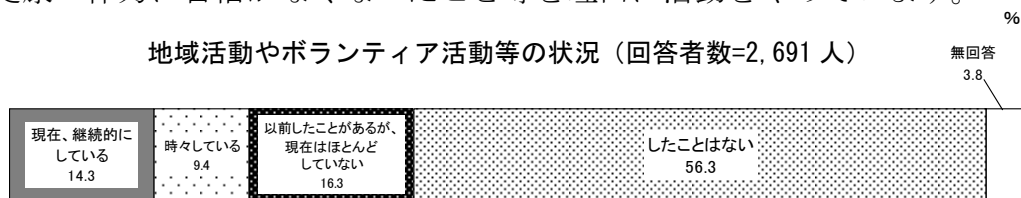


(2) 近所づきあいは立ち話やあいさつをする程度だが、地域のつながりは必要と考えている

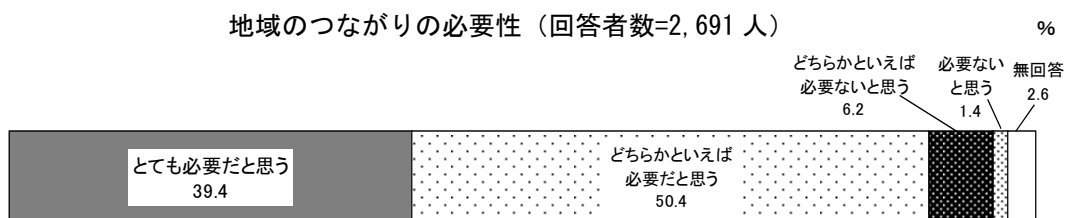
75.6%の方が近所づきあいについて「立ち話をする程度」「あいさつをする程度」と回答しています。



また、地域活動（町会・自治会、子供会等）やボランティア活動等について「現在、継続的にしている」「時々している」と回答した方は 23.7%であり、16.3%の方は健康・体力に自信がなくなったこと等を理由に活動をやめています。

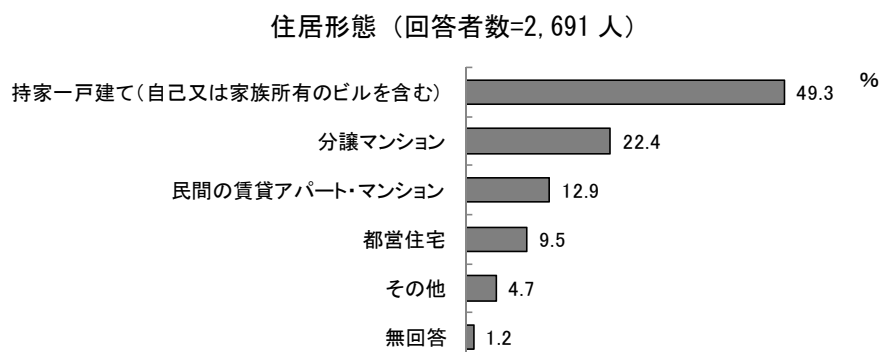


しかし、地域のつながりの必要性については 89.8%の方が「とても必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と回答しています。

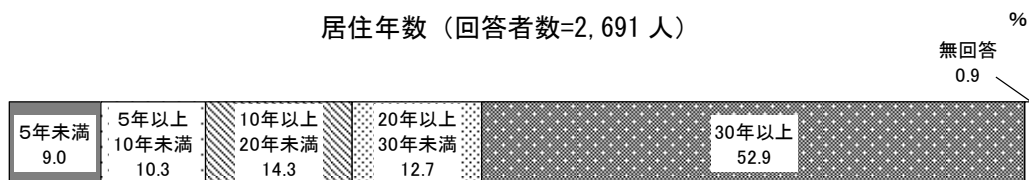


(3) 自己所有の住まいに長く居住し、要介護になっても自宅生活継続意向が強い

71.7%の方が「持家一戸建て」「分譲マンション」に居住しており、52.9%の方が現在の住まいに 30 年以上住んでいます。



居住年数（回答者数=2,691人）

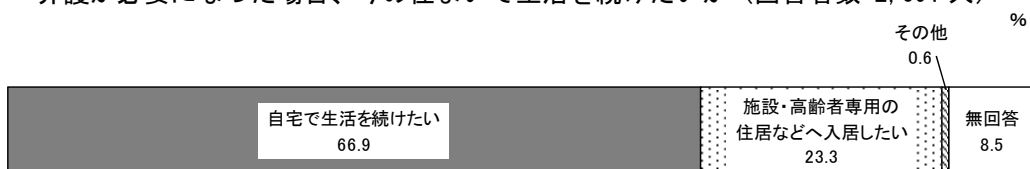


また、71.6%の方が住み替えを考えていません。さらに、66.9%の方が、介護が必要になった場合でも「ずっと」あるいは「可能な限り」自宅で生活を続けたいと回答しています。

住み替え意向（回答者数=2,691人）



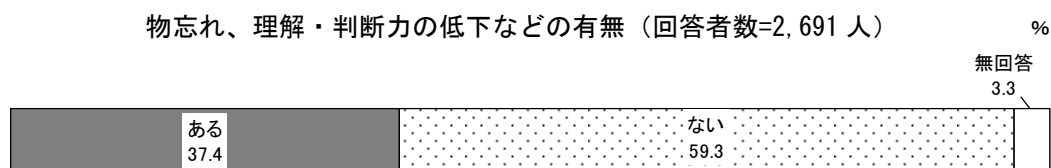
介護が必要になった場合、今の住まいで生活を続けたいか（回答者数=2,691人）



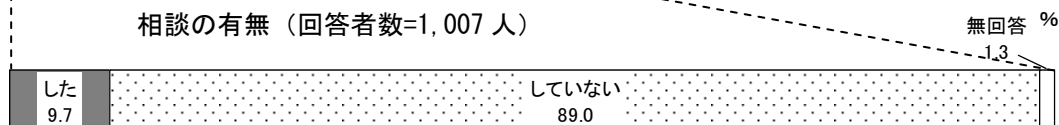
(4) 認知症の兆候があっても相談せず、認知症の方を支援する制度の認知度も低い

37.4%の方がここ6カ月から1年の間に物忘れや理解・判断力の低下などを感じることがあったと回答していますが、そのうち89.0%の方は「相談するほどのことではない」「年だから仕方がない」といった理由でどこにも相談していません。

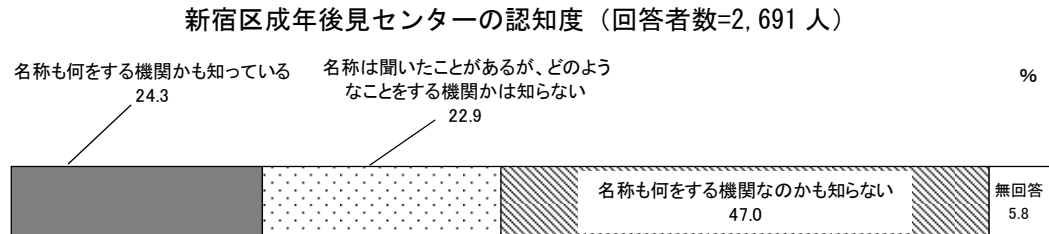
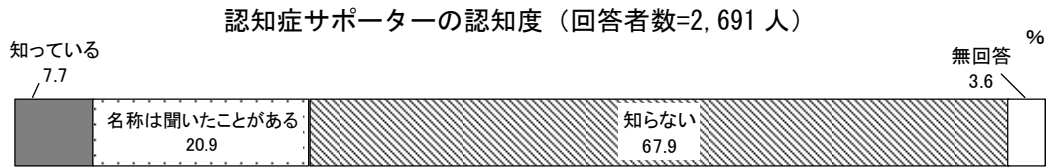
物忘れ、理解・判断力の低下などの有無（回答者数=2,691人）



相談の有無（回答者数=1,007人）



また、認知症サポーターについては67.9%、新宿区成年後見センターについては47.0%（「名称は聞いたことがあるが、どのようなことをする機関かは知らない」を合わせると69.9%）の方が「知らない」と回答しており、認知症の高齢者を支援する制度についてはまだまだ認知度が十分ではないといえます。



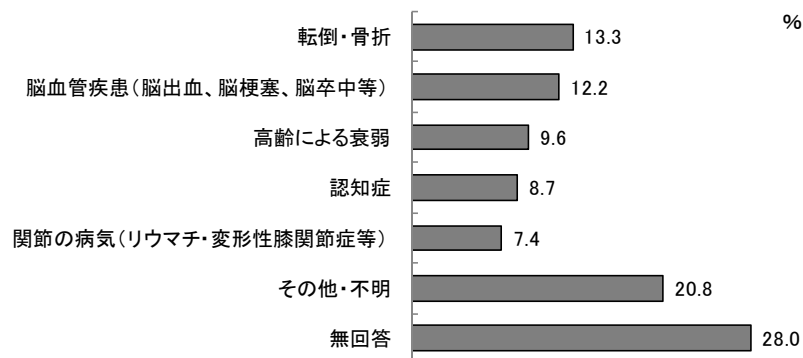
2. 居宅サービス利用者

新宿区在住の要支援・要介護認定を受けている方(施設サービス利用者を除く)

(1) 要支援・要介護状態になる原因は転倒・骨折、脳血管疾患の順、ただし、重度要介護状態になる原因は脳血管疾患、認知症の順

介護を必要とするようになった主な原因について、割合が高い方から転倒・骨折(13.3%)、脳血管疾患(12.2%)、高齢による衰弱(9.6%)、認知症(8.7%)、関節の病気(7.4%)となっており、けがや病気で突然に要支援・要介護状態になった方が約25%を占めています。

介護を必要とするようになった主な原因（回答者数=946人）



一方、要介護度別にみると、重度要介護状態(要介護4・5)になった原因として、脳血管疾患に次いで認知症の割合が高くなっています。

介護を必要とするようになった主な原因（要介護度別）

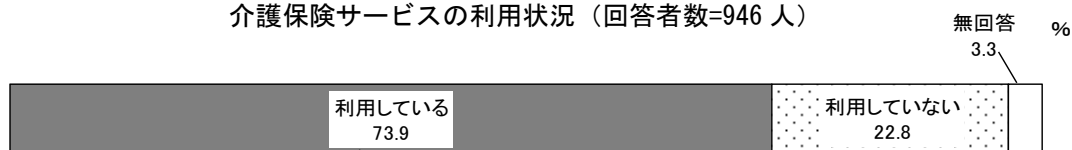
(%)

	骨折・転倒	脳血管疾患	高齢による衰弱	認知症	関節の病気	その他・不明
要支援1（回答者数=169人）	18.9	5.3	18.3	2.4	18.3	36.7
要支援2（回答者数=116人）	17.2	23.3	14.7	2.6	13.8	28.4
要介護1（回答者数=111人）	20.7	18.0	11.7	21.6	6.3	21.6
要介護2（回答者数=103人）	19.4	14.6	12.6	13.6	6.8	33.0
要介護3（回答者数= 64人）	14.1	21.9	6.3	26.6	3.1	28.1
要介護4（回答者数= 51人）	19.6	23.5	5.9	19.6	3.9	27.5
要介護5（回答者数= 47人）	12.8	36.2	12.8	19.1	2.1	17.0

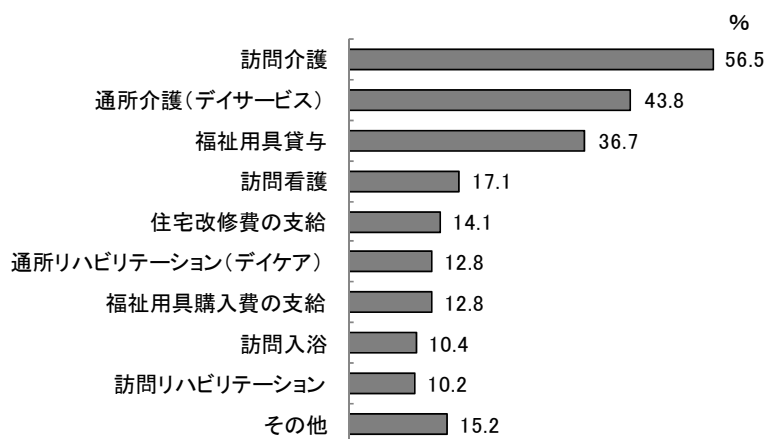
(2) 7割強が介護保険サービスを利用しており、サービスに概ね満足

73.9%の方が現在介護保険サービスを利用しており、サービスの種類は訪問介護（56.5%）、通所介護（43.8%）、福祉用具貸与（36.7%）の割合が高くなっています。介護保険サービスを利用している方のうち9割以上が、サービスについて「満足」「やや満足」と回答しています。

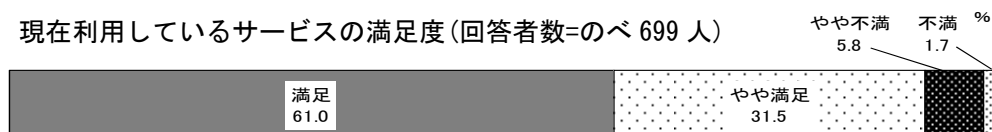
介護保険サービスの利用状況（回答者数=946人）



現在利用しているサービス（複数回答）（回答者数=626人）

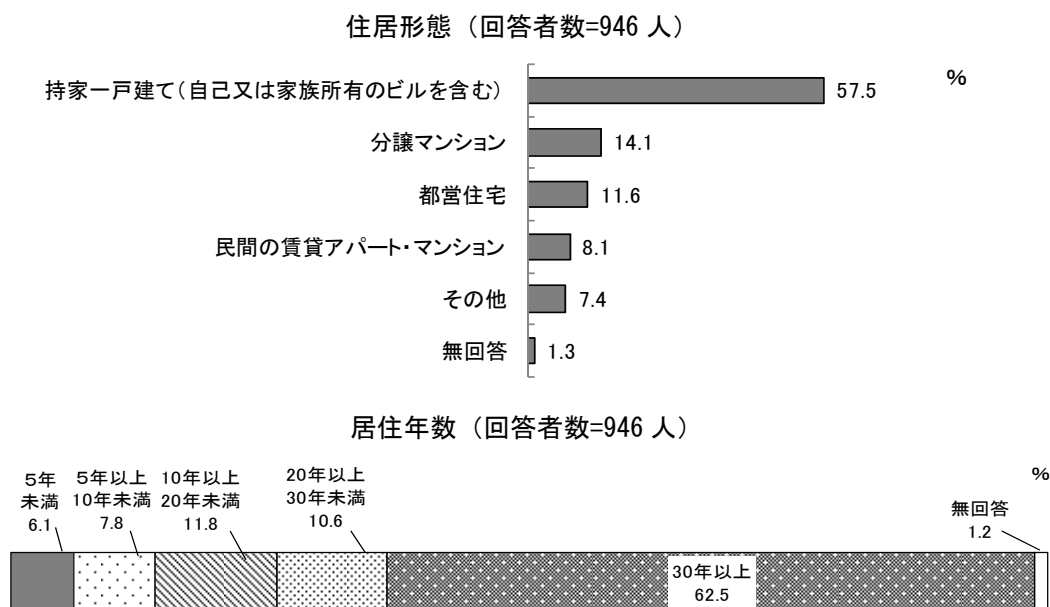


現在利用しているサービスの満足度(回答者数=のべ 699人)

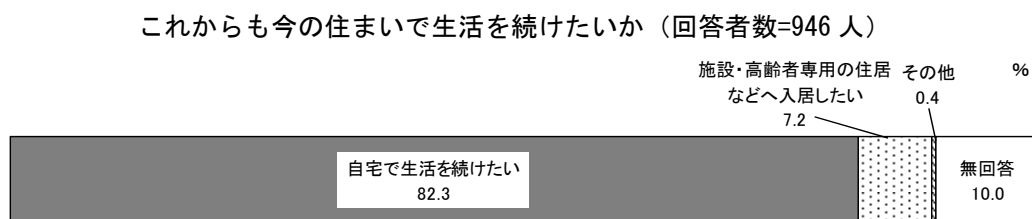


(3) 自己所有の住まいに長く住んでいる方が多く、自宅生活継続意向強い

71.6%の方が「持ち家一戸建て」「分譲マンション」に居住しており、62.5%の方が現在の住まいに30年以上住んでいます。一般高齢者より、「持家一戸建て」の割合が高く、居住年数も長くなっています。

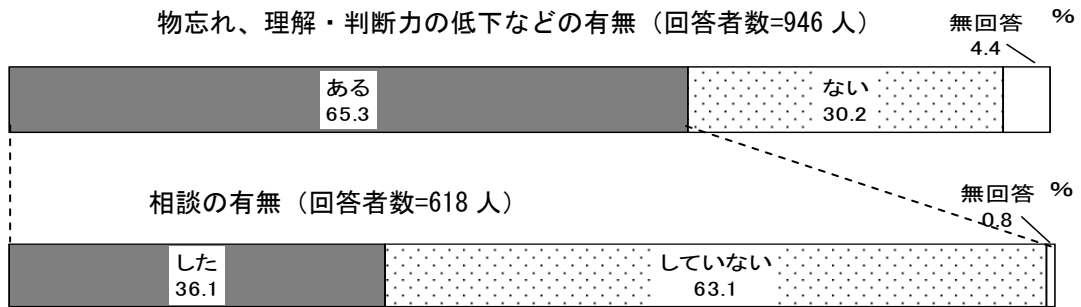


また、82.3%の方が、これからも「ずっと」あるいは「可能な限り」自宅で生活続けたいと回答しています。一般高齢者よりも現在の住まいで住み続けたいとの回答が多くなっています。

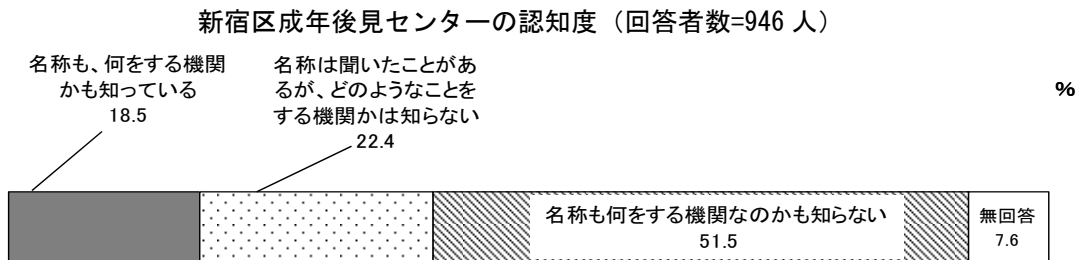


(4) 7割弱に認知症の兆候あるも、うち6割強がどこへも相談せず、成年後見センターの認知度も低い

65.3%の方がここ6か月から1年の間に物忘れや理解・判断力の低下などを感じることがあったと回答しており、その割合は一般高齢者より高くなっています。しかし、うち63.1%の方は「年だから仕方がない」「相談するほどのことではない」といった理由でどこにも相談していません。

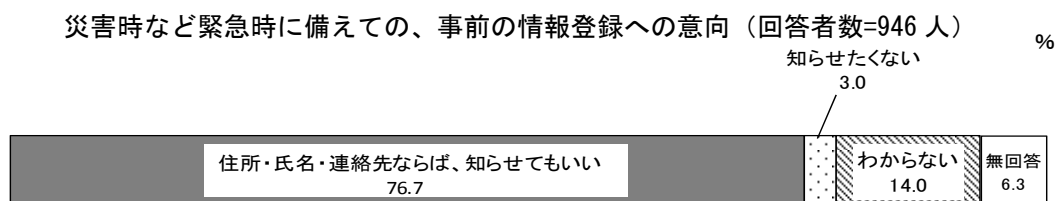
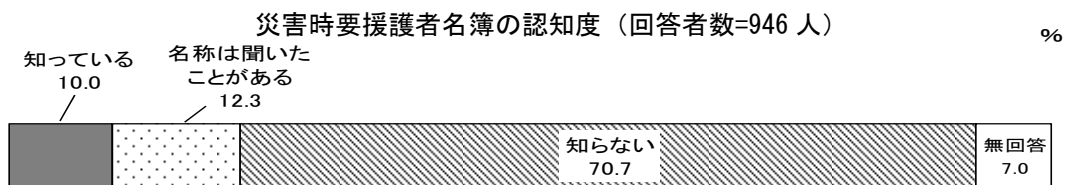
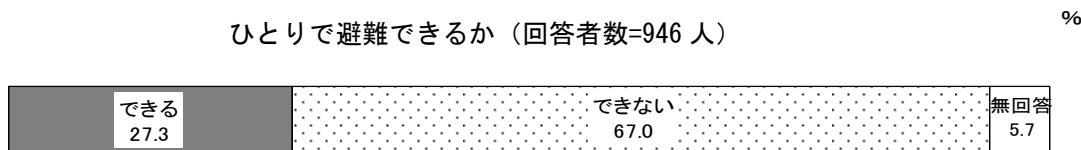


また、新宿区成年後見センターについては 51.5%（「名称は聞いたことがあるが、どのようなことをする機関かは知らない」を合わせると 73.9%）の方が「知らない」と回答しており、一般高齢者同様、認知症の高齢者を支援する制度についてはまだまだ認知度が十分ではないといえます。



(5) 約7割の方が緊急時にひとりで避難できず、災害時要援護者名簿を知らないが、事前情報登録には前向き

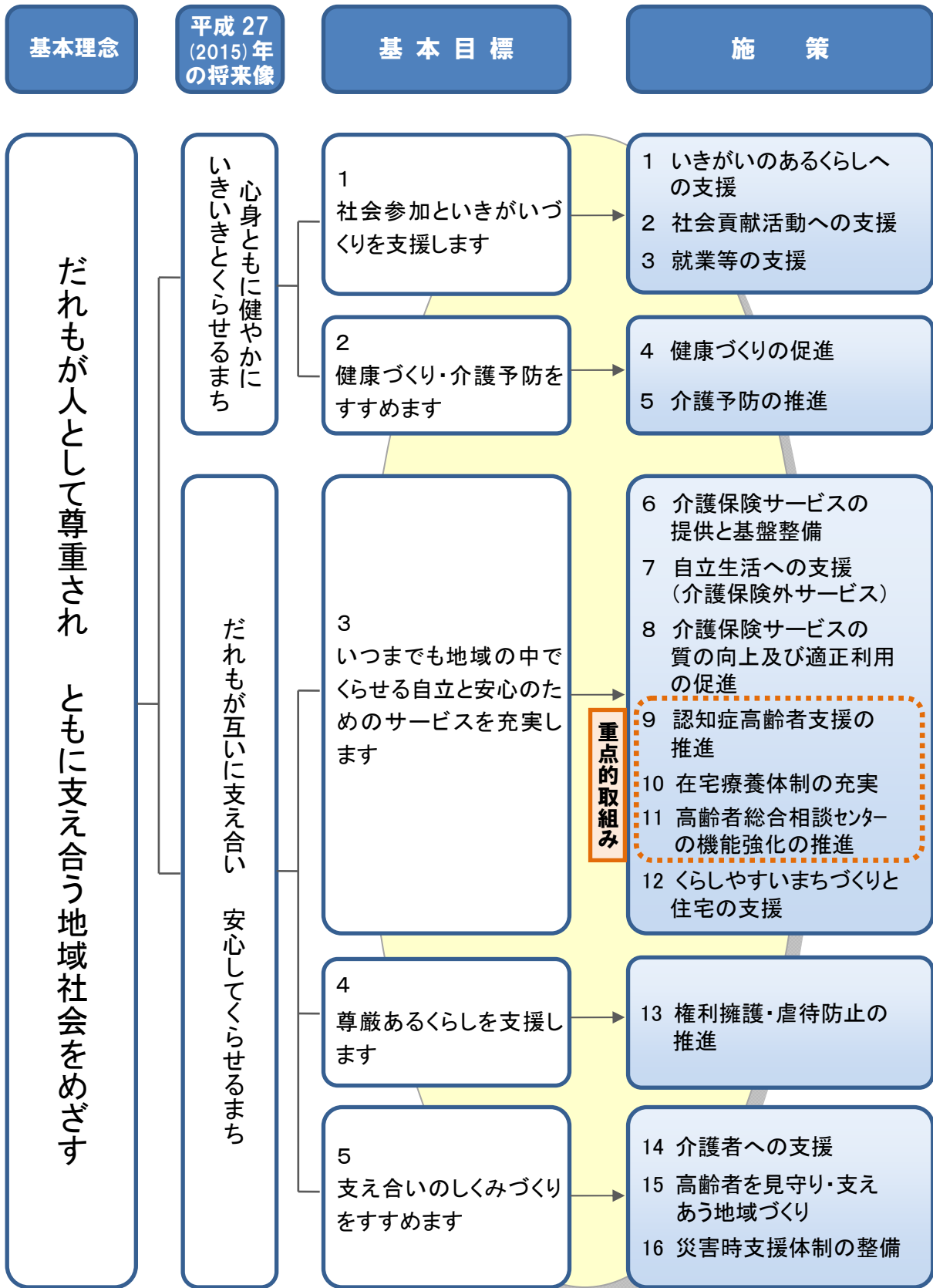
67.0%の方が、災害時や火災などの緊急時にひとりで避難「できない」と回答しており、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々の安否確認や避難誘導に用いる「災害時要援護者名簿」についても 70.7%の方が「知らない」と回答しています。ただ、76.7%の方が、区役所・消防署・警察署や民生・児童委員等に「住所・氏名・連絡先ならば、知らせてもいい」と回答しています。



第3章

施策の推進

第1節 高齢者保健福祉施策の体系



重点的取組み

施策別事業一覧

◎：第二次実行計画
☆：新規事業

基本目標 1 社会参加といきがづくりを支援します	
施策 1 いきがいのある暮らしへの支援	・・・・・・・・P
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備 2 高齢者クラブへの支援・助成 3 敬老会 4 高齢者福祉大会 5 ライフアップ講座 6 生涯学習フェスティバル 7 区民プロデュース講座 8 ふれあい・いきいきサロン 	
施策 2 社会貢献活動への支援	・・・・・・・・P
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備（再掲） ◎ 2 生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備 3 高齢者福祉活動事業助成等 4 高齢者クラブによる見守り活動 5 介護支援ボランティア・ポイント事業 6 ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 	
施策 3 就業等の支援	・・・・・・・・P
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援 2 シルバー人材センターへの支援 	
基本目標 2 「健康づくり・介護予防をすすめます」	
施策 4 健康づくりの促進	・・・・・・・・P
<ul style="list-style-type: none"> 1 いきいきハイキング 2 ふれあい入浴 3 湯ゆう健康教室 4 元気館事業の推進 5 いきいきウオーク新宿 6 健康手帳の交付 7 健康診査 8 がん検診 9 歯科健康診査 10 健康相談 	

施策4 健康づくりの促進

・・・・・・・・P

- 11 精神保健講演会
- 12 普及啓発用リーフレット作成
- 13 精神保健相談（うつ専門相談を含む）
- 14 健康教育
- 15 骨粗しょう症予防検診
- 16 歯科衛生相談（専門相談）
- ☆17 60歳からのこころとからだのメンテナンス事業
- 18 レガス健康づくり事業（レガスポ！）
- 19 団体等と連携したスポーツ普及事業（①健康ウォーキング②夏休みラジオ体操）
- 20 新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン
- 21 運動施設の管理運営

施策5 介護予防の推進

・・・・・・・・P

- 1 介護予防普及啓発事業
- 2 地域介護予防活動支援事業
- 3 パワーアップ高齢者選定事業
- 4 介護予防ケアプラン作成
- 5 介護予防ケアマネジメントの質の向上
- 6 介護予防教室
- 7 介護予防事業の評価
- 8 認知症・うつ・閉じこもり予防事業

基本目標3 いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

・・・・・・・・P

- ◎1 特別養護老人ホームの整備
- ◎2 地域密着型サービスの整備
- ◎3 単独型ショートステイの整備
- 4 医療介護支援
- 5 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所調整
- 6 介護保険サービス
- 7 地域密着型サービス事業者の指定
- 8 在宅復帰リハビリテーション連携事業

施策7 自立生活への支援（介護保険外サービス）

・・・・・・・・P

- 1 配食サービス
- 2 理美容サービス
- 3 寝具乾燥消毒サービス

施策7 自立生活への支援（介護保険外サービス）

・・・・・・・・P

- 4 回復支援家事援助サービス
- 5 高齢者おむつ費用助成
- 6 補聴器・杖の支給
- 7 高齢者緊急通報システム
- 8 高齢者火災安全システム
- 9 住宅改修・設備改修費・福祉用具購入費助成事業
- 10 通所サービス利用者の食費助成
- 11 老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成

施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

・・・・・・・・P

- 1 介護保険サービス事業者協議会への支援
- 2 介護保険サービス事業所向け研修
- 3 福祉サービス第三者評価の受審費用助成
- 4 介護保険サービス事業者等表彰制度
- 5 介護保険サービスに関する苦情相談
- 6 介護給付適正化の推進
- 7 介護保険サービス事業者に対する指導検査
- 8 介護保険制度の趣旨普及
- 9 介護モニター制度
- 10 「しんじゅく介護の日」の開催

施策9 認知症高齢者支援の推進（重点施策）

・・・・・・・・P

- ◎1 認知症サポーター推進事業（認知症サポーターの活動拠点の整備）
- ◎2 認知症・もの忘れ相談
- ◎3 認知症介護者支援事業
 - 4 認知症講演会
 - 5 認知症普及啓発用パンフレット等作成
 - 6 高齢者総合相談センターでの相談
 - 7 徘徊高齢者探索サービス
 - 8 徘徊高齢者緊急一時保護事業
 - 9 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
 - 10 認知症医療・地域福祉連携強化事業
 - 11 認知症サポーター養成講座
 - 12 普及啓発用リーフレット作成
 - 13 精神保健相談

施策10 在宅療養体制の充実（重点施策）

・・・・・・・・P

- 1 地域連携推進事業
- 2 リハビリテーションモデル事業
- 3 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
- 4 訪問看護ステーション人材確保
- 5 かかりつけ医機能の推進
- 6 かかりつけ歯科医機能の推進
- 7 緊急一時入院病床の確保
- 8 在宅療養に対する理解促進
- 9 在宅療養相談窓口の運営
- ☆10 がん患者・家族に対する支援講座

施策11 高齢者総合相談センターの機能強化の推進（重点施策）・・・・・・・・P

- ◎1 高齢者総合相談センターの機能強化
- 2 ケアプラン評価会の開催
- 3 ケアマネジャーネットワークへの支援
- 4 ケアマネジャーホットラインの実施
- 5 事業別・課題別研修の実施
- 6 地域包括ケア推進会議の開催

施策12 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援

・・・・・・・・P

- ◎1 支援付き高齢者住宅の整備
- ◎2 道路のバリアフリー化
- ◎3 清潔できれいなトイレづくり
- ◎4 みんなで考える身近な公園の整備
- ◎5 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進
- ◎6 建築物等耐震化支援事業
- ◎7 細街路の拡幅整備
- ◎8 高齢者等入居支援
- 9 シルバーピアの管理運営
- 10 都市型軽費老人ホーム建設事業助成等
- 11 鉄道駅のバリアフリー化
- 12 人にやさしい建築物づくり
- 13 ワンルームマンション条例
- 14 区営住宅の管理運営
- 15 住宅相談
- 16 住み替え居住継続支援

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します

施策 1 3 権利擁護・虐待防止の推進 P

- ◎ 1 成年後見制度の利用促進
- 2 悪質商法被害防止ネットワーク
- 3 消費者講座
- 4 老人福祉施設への入所等措置
- 5 高齢者の権利擁護の普及啓発
- 6 成年後見審判請求事務等
- 7 虐待の早期発見・相談
- 8 高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営
- 9 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

基本目標 5 支え合いのしくみづくりをすすめます

施策 1 4 介護者への支援 P

- ◎ 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 2 家族介護者教室・交流会
- 3 家族介護者外出プラン
- 4 高齢者緊急ショートステイ事業
- 5 介護者の休養
- 6 家族介護慰労金の支給
- 7 男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業

施策 1 5 高齢者を見守り・支えあう地域づくり P

- ◎ 1 地域安心カフェの展開
- 2 民生委員による相談活動
- 3 ふれあい訪問・地域見守り協力員事業
- 4 ちょこっと困りごと援助サービス
- 5 高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進
- 6 暮らしのサポート事業
- 7 地域ささえあい活動助成金事業
- 8 介護支援ボランティア・ポイント事業（再掲）
- 9 ふれあい・いきいきサロン（再掲）

施策 1 6 災害時支援体制の整備 P

- 1 災害時要援護者対策の推進
- 2 災害時要援護者名簿の活用

第3章 施策の推進の見方

【基本目標1】 社会参加といきがづくりを 支援します

- 施策1 いきがいのある暮らしへの支援
- 施策2 社会貢献活動への支援
- 施策3 就業等の支援

各基本目標を
支える施策

地域活動への参加などを通して社会とのかかわりを持ち続けていくことは、その人らしい生き生きとした暮らしの継続につながると考え指標としました。

指標を設定し
た理由

指標名	現状（平成22年度）	目標（平成26年度）
【調査】 地域活動参加者の割合 （一般高齢者調査）	23.7%	30%

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

本計画では、基本目標ごとに進捗状況（成果）を評価するための「指標（数値目標）」を設定しています。
「基本目標」を達成するために目指す数値を示しています。

【基本目標 1】

社会参加といきがいつくりを 支援します

施策 1 いきがいのある暮らしへの支援

施策 2 社会貢献活動への支援

施策 3 就業等の支援

地域活動への参加などを通して社会とのかかわりを持ち続けていくことは、その人らしい生き生きとした暮らしの継続につながると思われ指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
【調査】 地域活動参加者の 割合 （一般高齢者調査）	23.7%	30%

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策1 いきがいのある暮らしへの支援

高齢者が地域において、いきいきと活動できるよう活動の場を整備します。また、多様化するニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成などを支援し、高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

1. 現 状

いきがいの感じ方は人様々ですが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査では、趣味や仲間づくり、家族とのだんらんにいきがいを感じるとの回答が多くありました。

ことぶき館等の高齢者施設で自主活動の支援をしているほか、生涯学習施設等でも様々な内容で講座や講習会などを実施するなど、機会・場の提供を行うとともに、地域の支えあいによるいきがいくづくりを支援しています。

(1) 高齢者が活動しやすい環境づくり

- 区では、ことぶき館を地域に配置し、高齢者の趣味の活動や仲間づくりの場の支援を行ってきました。しかし、高齢者のライフスタイルやニーズの多様化、介護予防や体力づくりの取組みの必要性、高齢者の社会貢献活動の拠点の必要性の高まりなど、社会状況の変化に対応するため、平成20年度から、現在の機能を維持しつつ主に区民相互の交流の拠点としての地域交流館と、ボランティアなどの社会貢献活動の場としての機能を付加したシニア活動館へ、それぞれ機能転換を進めています。
- 機能転換の際には、できるだけバリアフリー化を行い高齢者の利用しやすい環境整備を行うとともに、指定管理者制度^{※7}を導入し、民間事業者のアイデアを活かした運営に切り替えています。
- シニア活動館及び地域交流館の整備数は、平成23年度にシニア活動館を2館、地域交流館を7館にすることを目標にしていたましたが、この目標を達成しています。

^{※7} 「公の施設」の管理を、地方公共団体に代わり、指定された民間企業や公益法人等が行う制度。

(2) 生涯学習の視点から

- 高齢者を含め幅広い世代の区民の活動の場として、生涯学習館が6館、地域センターが10か所あり、活発に活動が展開されています。
- 地域活動に関する情報は、各地域の掲示板で情報発信しています。

(3) 地域の支えあいから

- 地域にはボランティアによる自宅や公共施設を活用したふれあい・いきいきサロンがあり、仲間づくりと手芸や料理などそれぞれ特色ある活動を行って、高齢者のいきがづくりを支援しています。
- ふれあい・いきいきサロンは、平成23年度に60サロンにすることを目標にしていたが、平成23年12月末で61サロンとなっています。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

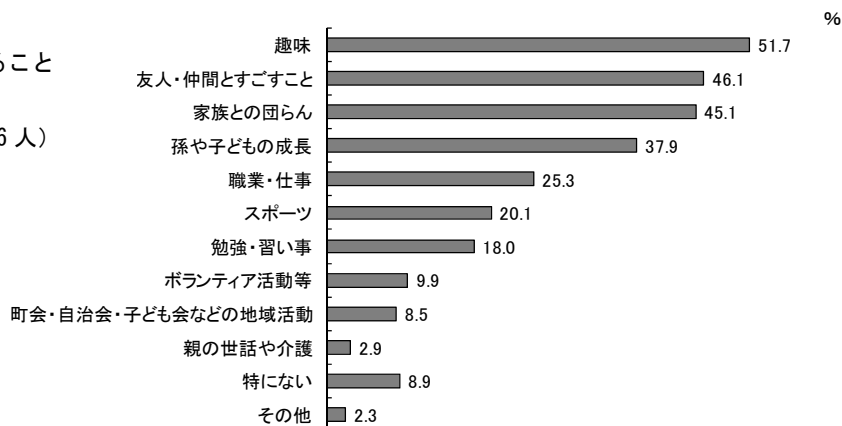
いきがいは「趣味」「友人・仲間とすごすこと」

65歳以上の一般高齢者がいきがいを感じることは、「趣味（51.7%）」が最も多く、次いで「友人・仲間とすごすこと（46.1%）」「家族との団らん（45.1%）」の順となっています。【一般高齢者調査】

40歳～64歳の方についても、同様に「趣味（56.8%）」が最も多く、次いで「家族との団らん（54.3%）」「友人・仲間とすごすこと（44.0%）」「職業・仕事（43.8%）」の順となっています。【第2号被保険者調査】

【一般高齢者調査】

いきがいを感じること
(複数回答)
(回答者数=2,626人)

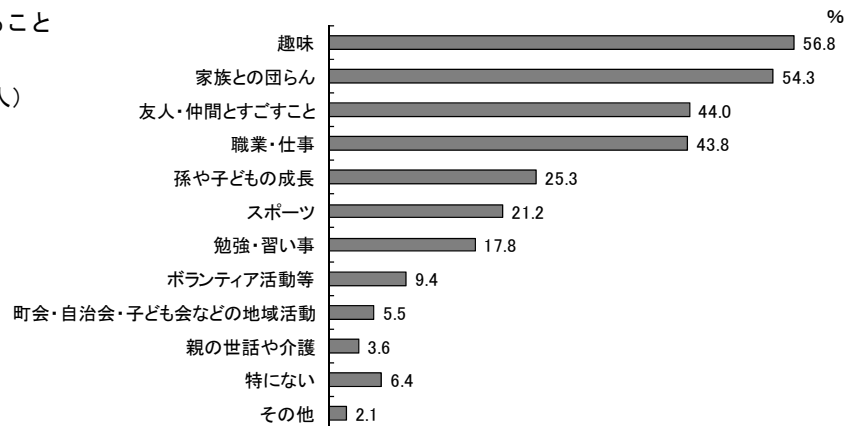


【第2号被保険者調査】

いきがいを感じること

(複数回答)

(回答者数=822人)



2. 課題

- 新たないきがい活動や介護予防活動、ボランティアなどの社会貢献活動にも対応できるよう、ことぶき館の機能転換を進める必要があります。機能転換の際には、高齢者が安全に活動できるよう、バリアフリー化などの施設整備をする必要があります。
- 定年退職などにより新たに仲間づくりや趣味活動をしたいと思っている高齢者が、身近な地域で気軽に参加できるようなきっかけづくりが必要です。機能転換をした施設には指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを生かした魅力のある事業展開をする必要があります。
- 様々な経験・能力をもった高齢者が自ら企画して、広く参加を募って、活動を広げていくための場やノウハウを共有できるしくみが必要です。
- 地域活動に関する情報共有のしくみを工夫していく必要があります。
- ふれあい・いきいきサロンの後継者の育成と多世代の参加ができるよう、運営支援やPR等の支援をする必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) いきがい活動の支援と拠点整備

- 既に機能転換を行ったシニア活動館2館、地域交流館7館に加え、さらに現在のことぶき館を機能転換し、高齢者のいきがい活動や仲間づくりの場の充実を図るとともに、できるだけバリアフリー化を行うなど、高齢者が利用しやすい環境整備を進めます。
- シニア活動館と地域交流館をいきがい活動の拠点として、新宿いきいき体操などの介護予防活動を推進するほか、趣味活動や地域活動、仲間づくりのきっかけとなるような特色のある事業を指定管理者と連携しながら展開します。

(2) 新たな参加者を募るための周知・プログラム改善

- 地域センターや生涯学習館などで行っている事業や団体の紹介などを、イベント時や機関誌などを通して、より一層の周知を図ることにより、参加を促し、いきがいを持った高齢者を増やすことに努めます。また、区民自らがプロデュースした講座に高齢者が新たに参加しやすいように制度設計を行います。

(3) 地域の支えあいへの支援

- ふれあい・いきいきサロンの活動を広く周知し、後継者の発掘を行うとともに、拠点となる場所の新規開拓を行っていきます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備（福祉部高齢者サービス課）		
	23 年度末見込	26 年度 目標
ことぶき館を、ボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた「シニア活動館」と、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる「地域交流館」に整備していきます。	地域交流館 7 館	地域交流館 14 館

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
高齢者クラブへの支援・助成 （福祉部高齢者サービス課）	地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものにするため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の事業費の一部を助成します。
敬老会 （福祉部高齢者サービス課）	77 歳以上の高齢者を演芸などの催しに招待し、長寿を祝います。
高齢者福祉大会 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員及びことぶき館等の利用者が、日頃研鑽した唄や踊りを発表するため、年 1 回、秋季に開催します。
ライフアップ講座 （新宿未来創造財団）	生涯学習に対する多様なニーズに応えるため、年代・目的・目標別など多様なカテゴリーのプログラムを実施するとともに、定期的な学習機会の提供による、新しい仲間づくりの場とします。
生涯学習フェスティバル （新宿未来創造財団）	生涯学習活動者の日頃の文化芸術活動の成果を発表するとともに、区民に鑑賞の場を提供します。
区民プロデュース講座 （新宿未来創造財団）	区内で活動する自主活動団体並びに民間活動団体の地域を対象とした区民講座等や事業へ支援を行うことで、団体の活動の活性化を図るとともに、普段の活動を地域に還元するしくみづくりを行い、同時に多様な区民ニーズに対応していきます。

事業名（担当課）	事業概要
ふれあい・いきいきサロン （新宿区社会福祉協議会）	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
ことぶき館・地域交流館 の利用登録者数	4,457 人	5,000 人

施策 2 社会貢献活動への支援

高齢者が永年培ってきた経験・知識を地域で社会貢献活動などに結びつけることができるよう支援を行います。

また、高齢者自らが主体的に活動できるよう、ボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動の拠点となる場の整備を図ります。

1. 現 状

(1) ことぶき館の機能転換

- 区では、ことぶき館を、これまでの自主活動の場としての機能を維持しつつ、高齢者の社会貢献活動の拠点として、これから新たに地域社会に参加する人たちが、いきがづくり、健康づくり、社会貢献活動等、多様な活動に利用できるようにシニア活動館として機能転換をすすめています。
- シニア活動館の整備数は平成 23 年度に 2 館を目標としていましたが、ことぶき館の機能転換により、ボランティアなどの社会貢献活動の場として 2 館がシニア活動館に転換し、目標達成しています。

(2) 自主的活動への支援

- 高齢者の生活支援、介護予防やいきがいと健康づくりに関する活動等を行う個人と団体に対し、基金利子等による高齢者福祉活動事業助成を行っています。地域での自主活動としては、ボランティアによる会食方式の食事サービス等が行われています。
- 平成 21 年度から開始した介護支援ボランティア・ポイント事業は、ポイントが貯まることで、よりやりがいを感じることを目指した事業です。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、65 歳以上の高齢者で、現在、地域活動（町会・自治会、子供会など）やボランティア活動等を、

「現在、継続的にしている」「時々している」を合わせると、23.7%となっています。

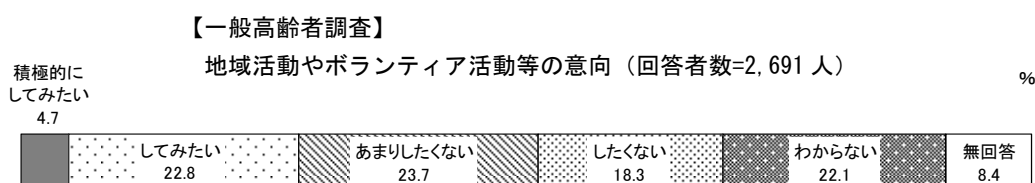
(3) 新宿区社会福祉協議会等によるコーディネート

- 社会福祉協議会内のボランティア・市民活動センターでは、個人や団体の希望に沿った活動の調整を行い、活動したい方、活動してほしい方を結びつけ、地域活動への参加をすすめています。また、シルバー人材センターにおいても、社会参画委員会を中心に、社会貢献活動を実施し、多くの実績が上がっています。

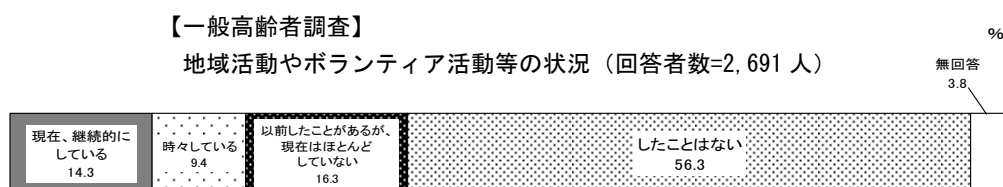
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

地域活動等は 3 割が参加の意向、半数が経験なし

65 歳以上の一般高齢者に対する「あなたは、今後、地域活動やボランティア活動等をしてみたいですか？」という質問に対して、「積極的にしてみたい (4.7%)」「してみたい (22.8%)」と回答した人を合わせると、参加したいという意向があったのは約 3 割となっています。【一般高齢者調査】



一方、実際の地域活動やボランティア活動等の状況については、「現在、継続的にしている (14.3%)」「時々している (9.4%)」と回答した人を合わせると、現在活動しているのは約 2 割であり、「したことはない」と回答した人は 56.3%となっています。【一般高齢者調査】

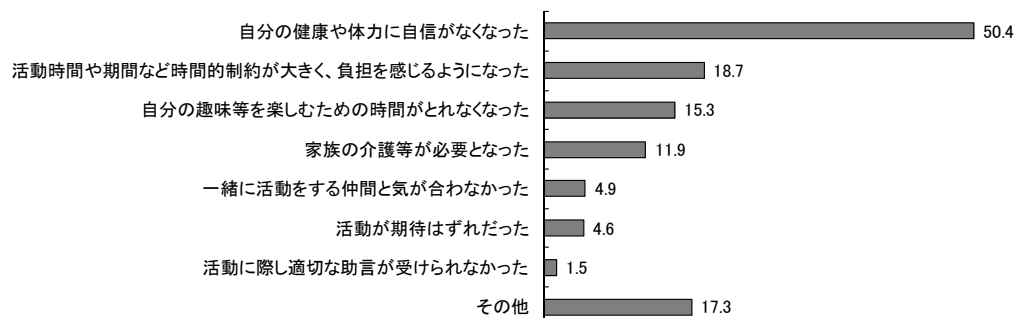


以前していた地域活動を現在していない理由は「健康や体力に自信がない」地域活動等を以前していたが、現在はしていないと回答した方の理由は「健康や体力に自信がなくなった（50.4%）」が最も多くなっています。

【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

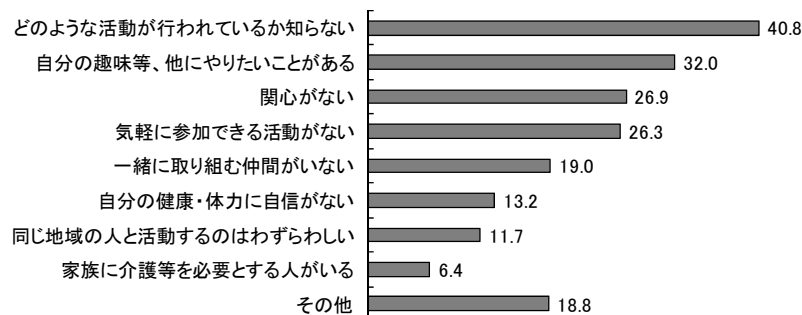
現在、地域活動やボランティア活動等をしていない理由（複数回答）（回答者数=411人）



なお、40歳から64歳までの方が地域活動等をしたことがない理由は、「どのような活動が行われているか知らない（40.8%）」が最も多くなっています。【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】

現在、地域活動やボランティア活動等をしたことがない理由（複数回答）（回答者数=532人）



2. 課題

- シニア世代（50歳以上）を含む高齢者が、身近な地域で自らの力を活かし、多様な社会貢献活動に気軽に取り組むことができるよう、活動拠点の整備を図る必要があります。また、地域でボランティア活動等を行う個人や団体が継続して活動できるよう支援を行う必要があります。

- ボランティア活動や社会貢献活動等を今後のいきがいとしたいと考えている人の希望を実際の活動に結びつけていくことが、いきがいづくりにも、地域での支えあいの輪の充実にも必要です。
- 人材育成のための講座等を実施するとともに、修了生や新宿未来創造財団の登録者など、活動希望者と地域のニーズを幅広く調整できるしくみづくりが必要です。
- 地域で活動したい人を対象に、一人ひとりの自己実現の意向に沿った形で地域活動へ参加できるよう、情報提供等のしくみづくりが必要です。
- 身近な地域から広域の活動まで、様々な分野の活動主体を結び、協働の橋渡しを行うとともに、分野や目的など必要に応じたネットワークづくりの支援を充実させることが必要です。また、ボランティア活動等へのきっかけづくりを行っていきます。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 活動拠点と自主活動への支援

- シニア世代（50歳以上）を含む高齢者が、身近な場所で自主的な地域活動ができるよう、ことぶき館のシニア活動館への機能転換を推進します。
- シニア活動館では、地域ボランティア団体による食事サービスができる調理室を整備するなど、様々な社会貢献活動の拠点機能の充実を図ります。また、地域活動やボランティア活動に意欲のある高齢者等の、実際の活動につながるような講座等を、指定管理者と連携しながら展開します。
- ボランティア活動等を行う自主団体が地域で活動できるよう、高齢者福祉活動事業助成等により支援します。

(2) 希望者への活動の場の提供に向けた体制整備

- 希望者に対してより多くのボランティア・地域活動のフィールド（実践の場）をコーディネートする体制を整えていきます。
- 人材育成のための講座等の修了生や、新宿未来創造財団の登録者など、活動希望者と地域のニーズを幅広く調整できるようなしくみを検討し構築します。
- シルバー人材センターにおける会員のいきがい及び社会参加の場として、社会貢献活動を積極的に実施します。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

(再掲) 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備 (福祉部高齢者サービス課)		
	23 年度末見込	26 年度 目標
ことぶき館を、ボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた「シニア活動館」と、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる「地域交流館」に整備していきます。	シニア活動館 2 館	シニア活動館 5 館
生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備 (新宿未来創造財団・地域文化部生涯学習コミュニティ課)		
	23 年度末見込	26 年度 目標
人材バンク（スポーツ指導者・文化等学習支援者・アーティスト・日本語学習ボランティア・通訳・歴史博物館友の会）制度を活用するとともに、地域の個性や特色を活かした生涯学習活動等が行えるような新たなしくみを検討します。	人材バンク登録者の活動日数 2,700 日	新たな仕組みによる人材バンクの活用

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
高齢者福祉活動事業助成等 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者の日常生活支援、介護予防、いきがいづくり及び健康づくり等に関する活動を行う人及び団体に対し、助成を行います。
高齢者クラブによる見守り活動 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員が友愛活動として、概ね 58 歳以上の高齢者クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。
介護支援ボランティア・ポイント事業 （福祉部高齢者サービス課） （新宿区社会福祉協議会）	18 歳以上の区民が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に換金できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者のいきがいづくり及び高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。
ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 （新宿区社会福祉協議会）	<p>ボランティア・市民活動参加の裾野を広げ、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うため、総合相談、情報提供・紹介、ボランティア・市民活動状況の調査・情報収集、普及啓発事業や、講座・連絡会・交流会などの開催、各種団体との連絡調整を行います。</p> <p>ボランティア・市民活動に主体的・中心的に関わる人材を育成し、多くの区民の参加と協働を促す仕掛けづくりをすすめていきます。</p> <p>また、身近な総合相談窓口・拠点として、各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーにコーディネーターを配置し、地域に根ざした活動の基盤整備を図ります。</p>

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
介護支援ボランティア・ポイント事業の登録ボランティア数	231 人	600 人

施策3 就業等の支援

勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センター等の連携により、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した就労・就業を支援・促進します。

1. 現 状

(1) 高齢者の就労環境

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の第2号被保険者調査の結果では、65歳まで働きたいという回答が21.2%、元気な間はずっと働きたいという回答が37.9%となっています。

その背景には、年金制度改革に伴う支給開始年齢の引き上げなどの経済的な状況の変化だけでなく、元気な高齢者が増え、健康づくりやいきがいとして就労の継続を希望しているという側面もあると考えられます。シルバー人材センターの平成22年度の入会動機によると、いきがい・社会参加は25.5%、健康維持・増進25.1%、時間的余裕22.7%、経済的理由20.0%となっています。

- また、高年齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）に登録した求職者の採用決定の割合は平成23年度60%を目標としていましたが、平成22年度実績は36.9%と目標を下回っています。これは、採用決定数は増えているものの就労を希望し登録する高齢者が増えたことによるものです。

(2) 新宿わく☆ワークと勤労者・仕事支援センターの一本化

- 区では、平成14年12月に新宿区社会福祉協議会に委託し、高年齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）を開設し、地域に密着した就業先の確保に力を入れて、就業意欲のある高齢者の支援を行ってきました。さらに、平成21年4月に設立した勤労者・仕事支援センターが、平成23年度にシルバー人材センターとともに新宿ここ・から広場しごと棟に移転したのを機に、新宿わく☆ワークも統合し、地域型就労支援として

一体的に事業を進め、雇用先の開拓、きめ細かい支援体制を整備するなど機能を強化しています。

(3) シルバー人材センター

- シルバー人材センターは、今後需要が高まると考えられる家事援助や育児支援職種の事業開拓や独自事業の運営など新たな取組みを進めるとともに、会員数の拡大に努めています。

シルバー人材センターの求職者数（受託件数）については、平成 23 年度に 13,850 件とすることを目標としていましたが、雇用情勢の悪化や内需の回復の遅れなどにより、平成 22 年度末時点では 11,683 件となっています。

(4) ハローワークとの連携による「新宿就職サポートナビ」の設置

- 区は、平成 23 年 7 月に新宿職業安定所（ハローワーク）との連携により、区役所庁舎内に新宿区民を対象とした就労支援コーナー「新宿就職サポートナビ」を設置しました。

「新宿就職サポートナビ」は、高齢者を含む生活保護受給者・住宅手当受給者、児童扶養手当受給者に対する就労支援を行い、様々な職種や雇用形態による就業機会の拡大を積極的に推進する環境を整えています。

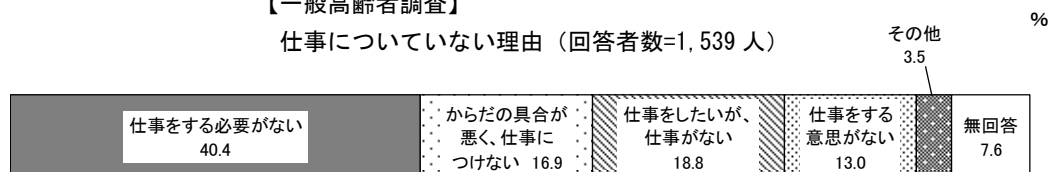
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

就業していない人の 2 割は仕事をする意欲あり

65 歳以上の一般高齢者の職業については、「収入のある仕事にはついていない（57.2%）」と回答した人が約 6 割でした。仕事についていない人にその理由をたずねたところ、「仕事をしたいが、仕事がない（18.8%）」という人が、約 2 割でした。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

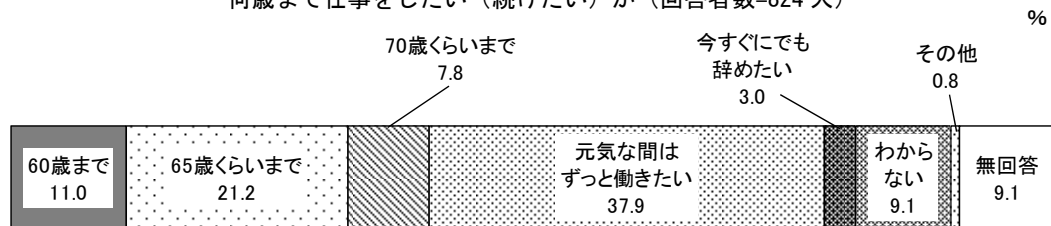
仕事についていない理由（回答者数=1,539 人）



「あなたは何歳まで仕事をしたい（続けたい）ですか？」という質問に対しては、「元気な間はずっと働きたい（37.9%）」と回答した人が最も多く、次いで「65歳くらいまで（21.2%）」「60歳まで（11.0%）」「70歳くらいまで（7.8%）」となっています【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】

何歳まで仕事をしたい（続けたい）か（回答者数=824人）



2. 課題

- 知識や経験が豊富で、就業意欲の高い高齢者が働き続けられるように、多様な働き方に応じた就業機会の確保を進める必要があります。
- ハローワーク等関係機関との連携による求人開拓や情報提供を一層推進する必要があります。
- 勤労者・仕事支援センターの高年齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）における希望する仕事と供給できる仕事のマッチングを促進する必要があります。
- シルバー人材センターは、会員数の伸び悩みがあります。更に周知度の向上を図る必要があります。また、就業機会の確保を進める必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 関係機関相互の連携強化

- 「新宿就職サポートナビ」の設置などハローワーク等関係機関と連携し、就業機会の拡大を図ります。

また、新宿ここ・から広場しごと棟内でともに事業展開する勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センターが、高齢者の就業についてより効果的な支援ができるよう互いに連携していきます。

(2) 勤労者・仕事支援センターを通じた就業機会の拡大

- 勤労者・仕事支援センターでは、仕事を提供してくれる企業を開拓し、面接会を多く開催することにより、就業機会の拡大に努めます。また、求職者に対しては、セミナーなどを行い、レベルアップを図るよう努めます。

(3) シルバー人材センターを通じた就業機会の拡大

- 会員の入会促進、周知により、シルバー人材センターを通じた就業機会を拡大します。
- 少子高齢化に対応する家事援助・育児支援サービス等に取り組むことにより、さらなる事業開拓を図ります。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援 (地域文化部消費者支援等担当課、新宿区勤労者・仕事支援センター)		
就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、相談から実習、就職準備、職業紹介などの効果的な就労支援のしくみを確立し、総合的な就労支援を行います。	23 年度末見込	26 年度 目標
		高齢者の 就職者数 200 人

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
シルバー人材センターへの支援 (福祉部地域福祉課)	新宿区シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、区は就業機会の開拓・拡充に努める新宿区シルバー人材センターの運営費を助成します。

5. 指 標

指標名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
シルバー人材センターの受託件数	11,683 件	13,000 件

【基本目標 2】

健康づくり・介護予防を すすめます

施策 4 健康づくりの促進

施策 5 介護予防の推進

自分自身が健康であると感じることは、地域の中での自立した生活や様々な活動を継続していくことにつながると考え指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
【調査】 健康と回答した 高齢者の割合 （主観的健康観／ 一般高齢者調査）	70.9%	75%

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策 4 健康づくりの促進

高齢期特有のこころや体の特徴をふまえて、高齢者の健康づくりを支援するために、様々な機会を提供していきます。健康診査を通じて生活習慣病の予防や早期発見と適切な健康管理ができる体制づくりとともに、高齢者のためのこころのケアなどにも取り組んでいきます。

1. 現 状

(1) 健康診査等の状況から

- 新宿区国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率は、平成 23 年度に 50%を目標としており、東京都国民健康保険団体連合会の平成 22 年度集計では 31.5%となっています。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると 65 歳以上の一般高齢者のうち、現在治療中の病気がある人は 70%を超えています。また、治療中の病気として約 50%が高血圧症と回答しており、続いて高脂血症、糖尿病となっています。特に、糖尿病は、病状の進行により身体障害をもたらし、高額な医療費を必要とすることがあります。
- 前計画において、70 歳以上で 22 本以上の歯をもつ人の割合は、平成 23 年度に 78%以上を目標としていましたが、平成 22 年度実績は 73.9%と、目標値を若干下回っています。60 歳、70 歳で重度の歯周病にかかっている割合は、5 割以上と高くなっています。
- 65 歳以上のひとり暮らし高齢者では、友人、知人などと一緒に食事をする頻度が「月 1 回以下」は 36.7%となっています（健康づくり区民意識調査より）。
- 高齢者のうち毎日外出する人の割合については、平成 23 年度に 58%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、64.2%と平成 19 年度の調査結果である 55.6%を大きく上回り、目標を達成しています。

(2) こころの健康

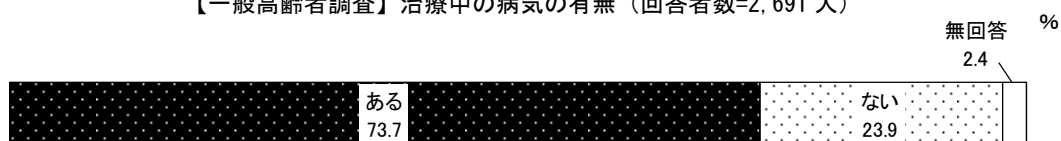
- 高齢期のうつへの取組みとして、健診票送付時にうつの早期発見・早期対応や相談窓口に関するリーフレットを同封し、普及啓発を行っています。
- こころの健康について、保健師による相談とともに専門医による「精神保健相談」や「うつ専門相談」により受診や療養について助言をしています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

治療中の病気がある 65 歳以上は 7 割超

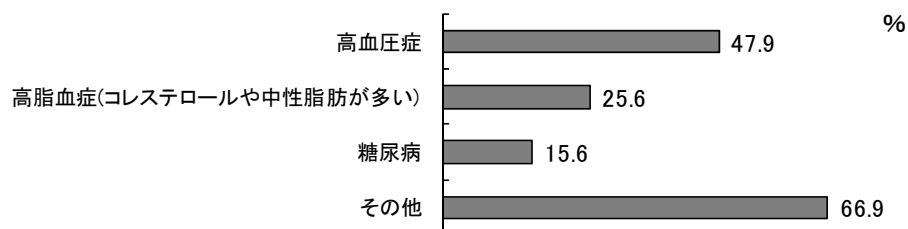
65 歳以上の一般高齢者のうち、現在治療中の病気がある人は、7 割を超えています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】治療中の病気の有無（回答者数=2,691 人）



また、治療中の病気については、「高血圧症（47.9%）」、「高脂血症※（コレステロールや中性脂肪が多い）（25.6%）」、「糖尿病（15.6%）」など、生活習慣病が高い割合を示しています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】治療中の病気の種類（複数回答）（回答者数=1,968 人）



※「高脂血症」は、現在、「脂質異常症」という名称が使われることがあります。

一般高齢者の2割弱に心のケアが必要

うつ傾向を把握する「こころの健康状態」の質問で、3項目以上に「はい」と答えた人の割合は17.5%です。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

こころの健康状況（5つの項目で「はい」と答えた数の合計）（回答者数=2,508人）

合計	0個	1個	2個	3個	4個	5個
%	48.5	19.6	14.4	7.6	5.2	4.7

17.5%

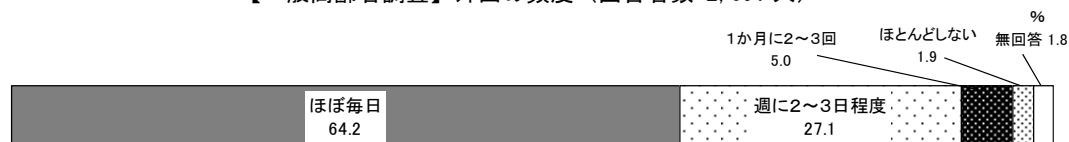
<こころの健康状況 質問項目>

(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない
 (ここ2週間)これまで楽しんでやれたことが、楽しめなくなった
 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる
 (ここ2週間)自分は役に立つ人間だと思えない
 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする

外出頻度は高い傾向

一般高齢者で「ほぼ毎日」外出すると回答した人の割合は、64.2%であり、「週に2~3日」と回答した人と合わせると、9割以上の人が積極的に外出している状況にあります。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】外出の頻度（回答者数=2,691人）



2. 課題

- 生活習慣病などを予防し早期に適切な治療を受けるために、高齢者にも定期的に健康診査を受けてもらうことが必要です。
- 生活習慣病の治療中でも、悪化を防ぐための健康づくりの取り組みが必要です。
- 生活習慣病の一つである歯周病についても治療や自己管理が継続で

きるよう動機づけを図り、歯の喪失による口腔機能の低下を予防する必要があります。また、誤嚥性肺炎の予防のために、口腔ケアの重要性を普及することも必要です。

- ひとり暮らしの高齢者は、人と食事をする機会が少なく、食事内容や食を通じたコミュニケーションの充実など、高齢になっても食を楽しめるような支援の取組みが必要です。
- 定年退職や子の独立など生活環境や体調が大きく変わる 60 歳前後の方のこころとからだに対して支援が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 高齢期の特徴に合わせた健康づくり対策の推進

- 高齢期特有のこころや体の特徴をふまえ、高齢者が健康づくりに関心を持って取り組めるよう、元気館事業の推進やいきいきウオーク新宿等の事業により様々な機会を積極的に提供します。
- 健康診査やがん検診の受診を促進し、生活習慣病などの疾病の予防や早期発見とともに、早期の適切な治療につなげていきます。
- 生活習慣病の悪化予防を図るために健康教育や健康相談などの取組みをすすめていきます。特に血糖値が高い方に対する悪化予防に力を入れていきます。
- 60 歳前後の区民を中心に、健やかに地域での生活を続けていけるよう、健康づくりを行うきっかけとなる講座を新たに実施します。
- 歯周病による歯の喪失、口腔機能の低下を予防するために歯科健康診査を実施するとともに、口腔ケアを普及し、誤嚥性肺炎の予防につなげていきます。また、高齢者を対象に入れ歯や口腔乾燥症に関する専門相談を実施します。
- うつの早期発見・早期対応のための知識の普及啓発をすすめます。また、うつ傾向など精神面への支援が必要な方への相談を実施します。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
いきいきハイキング （福祉部高齢者サービス課）	区内在住の歩行等健康に自信のある60歳以上の高齢者を東京近郊の秋の野山に誘い、ハイキング等を行うことで、高齢者交流の場を提供し、あわせて健康保持に役立てます。
ふれあい入浴 （福祉部高齢者サービス課）	広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することにより、健康増進と交流・ふれあいを図ることを目的に、「新宿区ふれあい入浴証」を交付します。
湯ゆう健康教室 （福祉部高齢者サービス課）	公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、専門職による健康に関する話や実技等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を推進します。
元気館事業の推進 （健康部健康推進課）	区民の運動習慣のきっかけをつくり、生活習慣病予防（メタボリックシンドローム対策）をすすめるため、各種講座や教室を開催します。 また、運動機能を高めるための筋力向上事業を行います。
いきいきウオーク新宿 （健康部健康推進課）	高齢者の健康いきがづくりや介護予防を推進するため地域団体との協働によりウォーキングの機会を提供します。
健康手帳の交付 （健康部健康推進課）	健康保持のために必要な事項を掲載し、自らの健康管理と適切な医療に役立つ健康手帳を、希望する人に交付します。
健康診査 （健康部健康推進課）	生活習慣病の予防や病気を早期発見し、健康の保持増進のために、健康診査を行います。
がん検診 （健康部健康推進課）	がんの早期発見、早期治療のため、がん検診を行います。
歯科健康診査 （健康部健康推進課）	歯周病の予防や早期発見、早期治療のために、歯科健康診査を行います。また、疾病を改善し、歯の喪失防止、口腔機能の維持・向上のために口腔ケアをはじめとする指導や助言を行います。
健康相談 （健康部健康推進課） （健康部保健センター）	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るために、個別相談を実施し必要な指導や助言を行います。
精神保健講演会 （健康部保健予防課）	専門家による講演会を開催し、うつ病などこころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。
普及啓発用リーフレット作成 （健康部保健予防課）	区民がうつ病・認知症（若年性認知症を含む）に早く気づき、対応していけるように、病気の知識と対応方法等についてのリーフレットを作成し、健診案内とあわせて配布します。

事業名（担当課）	事業概要
精神保健相談 （うつ専門相談を含む） （健康部保健センター）	こころの病気に関して、精神科医師と保健師が相談、助言を行います。
健康教育 （健康部保健センター）	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。
骨粗しょう症予防検診 （健康部保健センター）	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判定された人に対し、指導や助言を行います。
歯科衛生相談（専門相談） （健康部保健センター）	入れ歯相談や口腔乾燥症等高齢者に対応した歯科専門相談を行います。指導や助言を行うことにより、口腔機能の維持・向上を図り生涯にわたって生活の質の向上を目指します。
【新規】60歳からのこころとからだのメンテナンス事業 （健康部保健センター）	すこやかな高齢期を迎えるために、心身のメンテナンス方法等を学び、健康づくりを行うきっかけとなる講座を実施します。
レガス健康づくり事業 （レガスポ！） （新宿未来創造財団）	区民の健康・体力づくりを支援し、スポーツ活動を身近なものとしていくため、「いつでも」「だれでも」気軽に参加できる講座を実施します。
団体等と連携したスポーツ普及事業 （①健康ウォーキング ②夏休みラジオ体操） （新宿未来創造財団）	地域団体等と連携してスポーツ教室や大会などを実施・後援し、多様なスポーツに気軽に取り組む機会を提供し、スポーツ習慣の定着や健康づくりを行います。
新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン （新宿未来創造財団）	「走る」という身近なスポーツを通して、区民の心身の健康・体力づくりの推進及び生涯スポーツの実現に寄与します。
運動施設の管理運営 （新宿未来創造財団）	区民のスポーツ、レクリエーション活動及び相互交流の場として施設を提供することにより、区民の生涯活動を推進し、健康で快適な生活を支援します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
特定健康診査受診率の向上	31.5%	特定健康診査等実施計画(*)に合わせる (平成24年度 65%)
70 歳で 22 本以上の歯を持つ人の割合	73.9%	78%

(*) 新宿区国民健康保険の保険者として、新宿区が特定健康診査・特定保健指導を行うために計画するもの。

トピックス

60 歳からのこころとからだのメンテナンス事業

区では、「心身ともに健やかにいきいきとくらすまち」の実現に向け、定年退職や子の独立など生活環境や体調が大きく変わる時期でもある 60 歳前後の区民を中心に、心身の変化の特徴やそのメンテナンス方法を学ぶ中で、自らの生活習慣を振り返り健康づくりを行うきっかけとなる講座を新たに実施します。

60歳前後

生活環境・ライフスタイルの変化と心身の衰えの自覚

- ・今までの生活習慣の継続が出来ない
- ・様々な変化を受容できない

○生活環境等の変化が健康リスクの拡大につながらないよう、その変化に
 応じ、より良い生活習慣などを学びます

○心身の身体能力の減退などを受容し、高齢期に備えます

<事業のポイント>

- ・実習・実技と講義を組み合わせた 4 日制の体験型講座（保健センターで実施）
- ・「高齢期に向かうこころの健康」についての講義とグループワーク等
- ・生活習慣を振り返り、食生活への関心を高め、改善につなげる工夫等
- ・自分の歯で高齢期を過ごすためのお口いきいきプログラム
- ・若さを保つ正しい姿勢や歩き方等の実践

施策5 介護予防の推進

平成18年度の介護保険法改正により、「介護予防事業」は、区市町村の実施する地域支援事業^{※8}の一つとして位置づけられました。

介護が必要となる状態をできる限り防ぐこと、要支援の状態であっても現在の状態の維持と改善を図るための支援を進めています。

1. 現 状

(1) 介護予防事業の取組み

- 区では、65歳以上で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない方を中心に、健康診査と同時に生活機能評価（日常生活を維持するために必要な心身の能力が衰えていないかを測る評価）を行っています。なお、生活機能評価は基本チェックリスト^{※9}により行います。生活機能評価の結果、介護予防への取組みが望ましいと判断された高齢者を2次予防事業対象者（新宿区名称「パワーアップ高齢者」）とし、要介護状態への移行を予防するために、運動、口腔、栄養、総合改善と改善内容に応じた教室事業を行っています。
- 介護予防に関心がある高齢者の割合については平成23年度に80%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によると、「とても関心がある(22.0%)」「関心がある(52.9%)」を合わせ74.9%であり、平成19年度の調査結果である74.4%とほぼ同じ数値となっています。
- 介護予防は継続することが重要であることから、区では、介護予防教室修了者による自主グループや地域で介護予防の取組みを行っているグループに対して出前講座を行うほか、新宿区の介護予防体操「新宿いきいき体操」の普及を行い、日常生活の中で介護予防に取り組むまちづくりを進めています。

(2) 介護予防ケアマネジメント

- 要支援1、2の認定を受け、介護予防サービスを必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護にならないための介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスの提供を行っています。

^{※8} 詳細は第4章第4節参照。

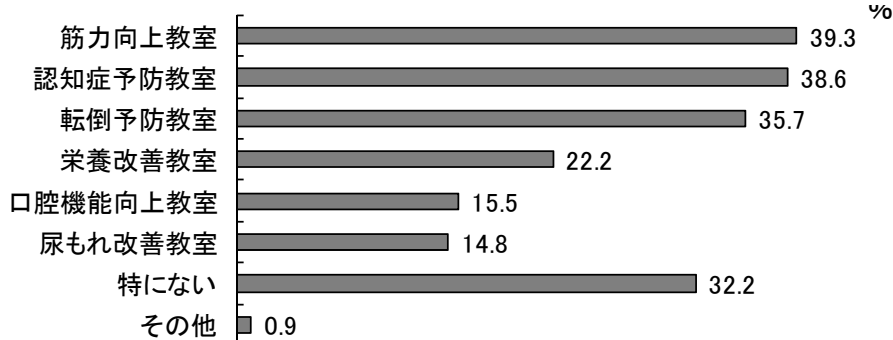
^{※9} 詳細は資料編〇〇ページ参照。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

参加したい介護予防教室は筋力向上、認知症予防、転倒防止

介護予防のために通ってみたい教室では、「筋力向上教室（39.3%）」と回答した人が最も多く、続いて「認知症予防教室（38.6%）」「転倒予防教室（35.7%）」の順となっています。一方、「特にない」と回答した人は 32.2% でした。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】介護予防のために通ってみたい教室（複数回答）（回答者数=2,423 人）



2. 課題

- 介護予防教室参加実績はほぼ横ばいの状況ですが、介護予防は高齢者自身が主体的に取り組むことが重要であり、参加希望者の多い一般高齢者対象教室についての検討が必要です。
- 介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、介護予防についての普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- 介護予防は、高齢者自身が主体的に取り組むことが大切であり、介護予防教室修了者が自主活動グループへ移行継続するための側面的支援として、活動場所の確保と介護予防についての具体的な情報提供が必要です。
- 新宿区介護予防体操「新宿いきいき体操」のさらなる普及が必要です。区民の組織である新宿いきいき体操サポーターの養成と活動の充実を図り、地域に根差した介護予防活動の普及が必要です。
- 介護予防のためには、要支援の人への個々の状況に即した適切な介護予防ケアマネジメントを行うことが重要であり、高齢者総合相談センターの介護予防ケアマネジメントの質の向上が必要です。また、基幹型高齢者総合相談センターによる地域の高齢者総合相談センターのケアマネジメント支援の充実が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 介護予防自主活動の展開と介護予防事業の推進

- 要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者（2次予防事業対象者）の把握のため、引き続き健康診査等で行う生活機能評価結果から対象者を選定し、介護予防事業への参加勧奨を行います。
また、要望の多い一般高齢者施策の充実を図り、元気なうちからの介護予防に取り組みます。
- 介護予防についての普及啓発を推進し、介護予防への関心を高めていきます。
- 介護予防教室の修了者による自主グループ活動への移行を図ることで、介護予防の継続を支援します。また、自主グループの継続を支援するために、介護予防の専門講師派遣を行います。
- 新宿いきいき体操を行う区民からなる新宿いきいき体操サポーター制度を充実させ、介護予防教室等での普及活動等を行います。今後も、新宿いきいき体操を中心とした介護予防自主活動を、地域交流館、シニア活動館等、地域に根差した場所で展開していきます。

(2) 介護予防ケアマネジメントの充実

- 高齢者総合相談センターへの介護予防ケアマネジメント研修を充実し、ケアマネジメント能力の標準化を図ります。
- 民間ケアマネジャーの支援と指導の充実を図ります。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
介護予防普及啓発事業 （福祉部高齢者サービス課）	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。 要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防・尿失禁予防教室等を開催します。 新宿区介護予防体操「新宿いきいき体操」を介護予防普及活動を行う区民「新宿いきいき体操サポーター」と協働して行います。

事業名（担当課）	事業概要
地域介護予防活動支援事業 （福祉部高齢者サービス課）	介護予防教室修了者や介護予防に関心のある高齢者に対して自主活動化を支援し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を図るとともに、継続した介護予防の取組みが行えるようにします。
パワーアップ高齢者選定事業 （福祉部高齢者サービス課）	要介護・要支援状態に移行するリスクの高い高齢者（2次予防事業対象者）の把握のため、健康診査等で行う生活機能評価結果から対象者を選定し、介護予防事業に取り組む勧奨通知を発送します。 また、希望者に介護予防プランの作成、介護予防教室事業への参加を促します。
介護予防ケアプラン作成 （福祉部高齢者サービス課）	要支援 1、要支援 2 の認定を受け、介護予防サービスを必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護にならないための介護予防ケアプランを作成します。
介護予防ケアマネジメントの質の向上 （福祉部高齢者サービス課）	国や東京都等が実施する介護予防ケアマネジメント指導者研修等に高齢者総合相談センターの職員を派遣し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。また、区は、地域の高齢者総合相談センターの職員等に対し、適宜、実務者研修を行うとともに、相談支援体制を整え、介護予防ケアマネジメントの適切な実施を支援します。
介護予防教室 （福祉部高齢者サービス課）	要介護・要支援の認定を受けていない 65 歳以上の高齢者で、介護予防への取組みが必要と判定された人に対して、要介護状態への移行を予防するための、運動機能向上教室・口腔機能向上教室・低栄養改善教室を開催します。
介護予防事業の評価 （福祉部高齢者サービス課）	パワーアップ高齢者（2次予防事業対象者）及び一般高齢者に対する介護予防事業が効果的かつ適切に行われているかを評価します。
認知症・うつ・閉じこもり予防事業 （福祉部高齢者サービス課）	認知症やうつ・閉じこもりの早期発見・早期対応のために、健康診査とあわせて行う基本チェックリストを活用し、認知症・うつ・閉じこもりの取組みが必要と判定された人を対象に、予防事業を実施します。

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
【調査】 介護予防に関心のある 高齢者の割合 (一般高齢者調査)	74.9%	80%
介護予防教室定員充足率	83.7%	85%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

トピックス

新宿いきいき体操普及啓発事業

区では、介護予防のまちづくりに向け、有志の区民と協働して、誰でもどこでも取り組める新宿区介護予防体操「新宿いきいき体操」を平成 20 年度に制作し、普及を行っています。

【新宿いきいき体操サポーター】

区が行う「新宿いきいき体操サポーター養成セミナー」を受講した有志の区民「新宿いきいき体操サポーター」が、体操の普及活動を行っています。平成 22 年度には、サポーターを中心とした 38 グループが、地域で継続的に活動しています。

【新宿いきいき体操講習会等の開催】

どなたでも参加できる「新宿いきいき体操講習会」を各地域センターで年 1 回（年間計 10 回）開催し、新宿いきいき体操サポーターが指導に当たっています。

地域の介護予防運動グループが、年間を通じて「新宿いきいき体操」を取り入れた活動を行っており、区は、サポーターの派遣等により、区民の活動を支援しています。

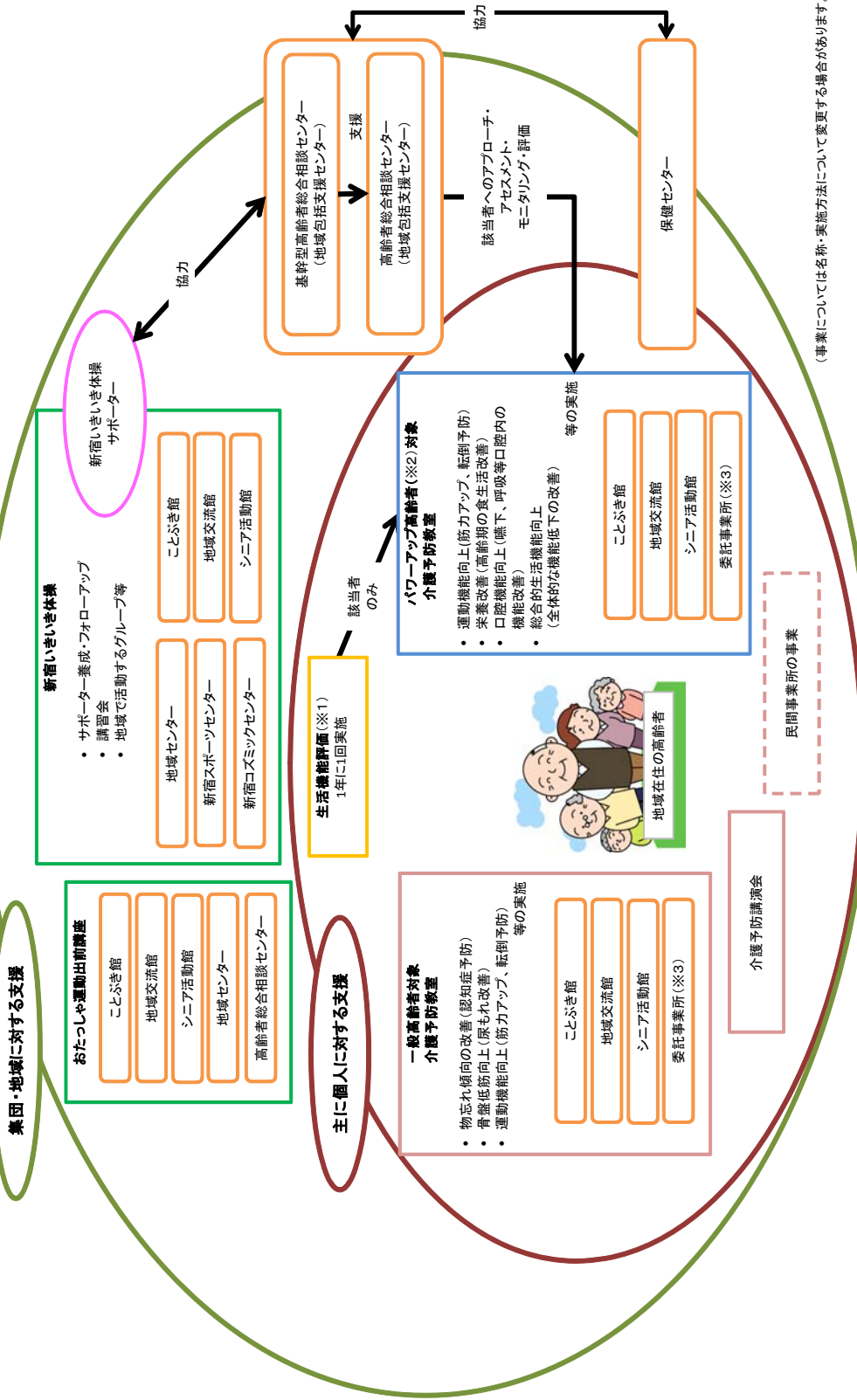


平成 23 年 11 月 介護の日に披露しました。



平成 22 年新宿芸術天国に参加しました。

介護予防事業の取組み



※1 : 65歳以上で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に実施している、日々の生活を維持していくために必要な心身の能力が衰えていないかを評価する健診。基本的に新宿区健康診査と一緒に実施。
 ※2 : 生活機能評価の結果、介護予防への取り組みが望ましいと判定された高齢者。
 ※3 : パワーアップ高齢者対象および一般高齢者対象の介護予防教室を委託している事業所。

【基本目標3】

いつまでも地域の中でくらす 自立と安心のためのサービスを 充実します

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)

施策8 介護保険サービスの質の向上及び
適正利用の促進

重点的
取組み

施策9 認知症高齢者支援の推進

施策10 在宅療養体制の充実

施策11 高齢者総合相談センターの
機能強化の推進

施策12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

地域包括ケアを進めるためには、認知症や在宅療養に対する支援が重要です。認知症の高齢者や介護者を支援するために、相談窓口となる高齢者総合相談センターの認知度を上げることや、身近な地域で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医をもつことの大切さを知っていただくことは、地域包括ケアの推進につながると考え指標としました。

指標名	現状(平成22年度)	目標(平成26年度)
【調査】 高齢者総合相談センターの認知度 (一般高齢者調査)	名称 37.3% 機能 29.1% 場所 22.4%	名称 50%以上 機能 40%以上 場所 30%以上
【調査】 かかりつけ医をもつ 65~74歳の人の割合 (一般高齢者調査)	67.7%	75%

注【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

地域包括ケアのさらなる推進に向けて、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、特別養護老人ホームについては、平成23年度に実施した「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究」に基づき、在宅生活が困難になった高齢者のセーフティネットとして、整備を進めます。

◆詳しくは「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

1. 現 状

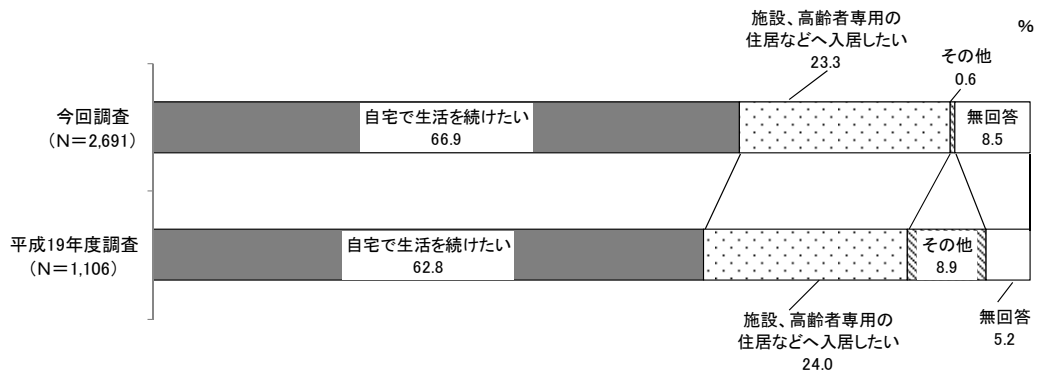
- 要介護認定者及び介護保険サービス総給付費は、いずれも平成22年度実績が制度開始時からほぼ倍増しています。
- いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅での生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地の活用などによる特別養護老人ホームの整備を進めています。
- 平成23年度までの基盤整備目標は、小規模多機能型居宅介護9所、小規模特別養護老人ホーム1所、認知症高齢者グループホーム9所、特別養護老人ホーム6所でしたが、平成22年度末時点での整備数は、小規模多機能型居宅介護3所、小規模特別養護老人ホーム1所、認知症高齢者グループホーム7所、特別養護老人ホーム6所となっています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

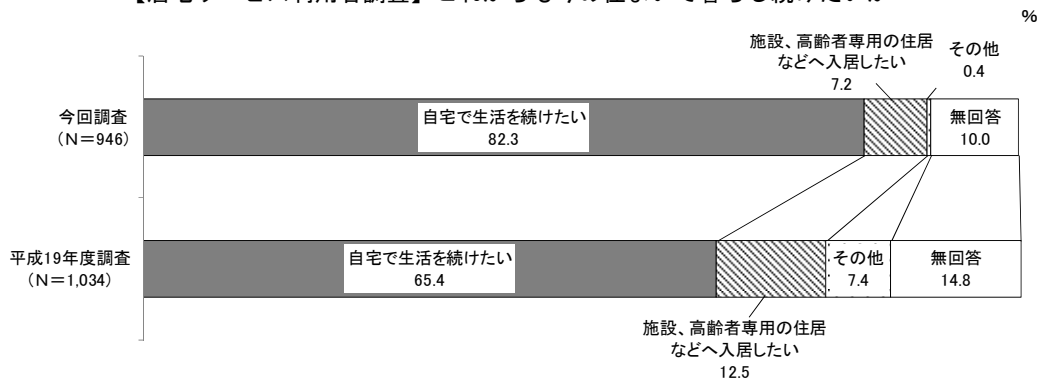
在宅志向が増加、在宅で暮らし続けるために必要なのは「住まい」「随時訪問介護・看護サービス」「往診してくれる医療機関」

「今の住まいで暮らし続けたいか」という質問に対して、「自宅で生活を続けたい」と回答した人は一般高齢者で 66.9%、居宅サービス利用者で 82.3%でした。前回調査時と比較すると、それぞれ 4.1 ポイント、16.9 ポイント増加しています。【一般高齢者調査】【居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】介護が必要になった場合、今の住まいで暮らし続けたいか



【居宅サービス利用者調査】これからも今の住まいで暮らし続けたいか



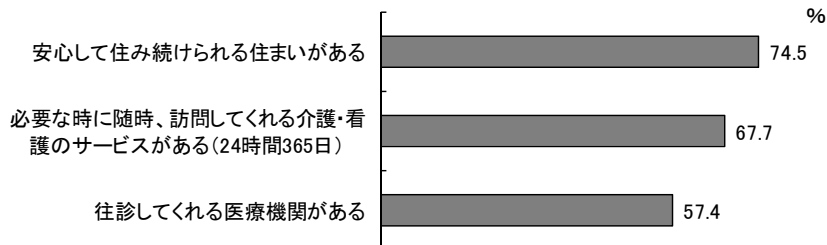
「在宅で暮らし続けるために何が必要だと思うか」という質問に対して、一般高齢者・居宅サービス利用者とも、「安心して住み続けられる住まいがある」「必要な時に随時、訪問してくれる介護・看護のサービスがある」「往診してくれる医療機関がある」がそれぞれ 1 位から 3 位を占めました。

【一般高齢者調査】【居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】

在宅で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）（回答者数=2,451人）

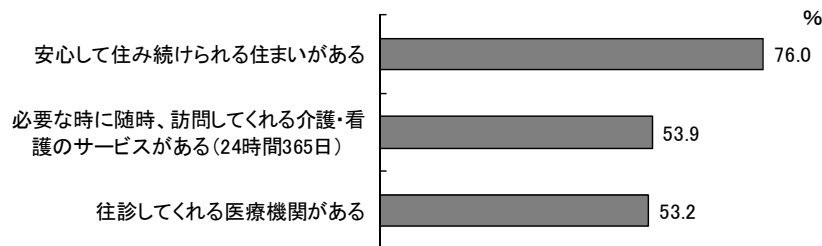
※上位3位まで抜粋



【居宅サービス利用者調査】

在宅で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）（回答者数=865人）

※上位3位まで抜粋



2. 課題

- 「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向をもつ人が増加する中、「地域包括ケア」を推進するためには、必要に応じて宿泊もできる小規模多機能型居宅介護や介護保険法改正で新設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホーム入所待機者は依然増加傾向にありますが、入所待機者の実態分析に基づき、適切な施設整備計画を検討する必要があります。
- ショートステイは、かねてよりニーズに対する不足が指摘されており、「高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査でも、居宅サービスの中で最も不足しているサービスにあげられています。これま

でのように、特別養護老人ホームの整備の機会に併設するだけではニーズへの対応ができないため、今後はショートステイ単独での整備も進めていく必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域包括ケアのさらなる推進に向けたサービスの整備

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- 公有地の活用等により、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備を進めます。
- ニーズの高いショートステイについて、住み慣れた地域での在宅生活を支え、介護者の負担を軽減するために、これまでの特養併設型に加え、単独型での整備を進めます。
- 在宅の要介護者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、一体的かつ継続的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を進めます。

(2) 特別養護老人ホームの整備

- 平成 23 年度に実施した、「特別養護老人ホームにおける待機者の実態に関する調査研究」（第 4 章参照）の分析結果に基づき、高齢者数や要介護認定者数の増加に対応し、在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして十分に機能する適切な施設整備を行います。
- 特別養護老人ホームを建設する用地の確保がきわめて困難なため、公有地の活用による計画的な整備を進めていきます。
- 在宅生活が困難な方が的確に入所できるよう、特別養護老人ホーム優先入所システムの見直し改善を行い、公正・公平なシステムの運用を図っていきます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

特別養護老人ホームの整備（福祉部介護保険課）		
在宅生活が困難になった要介護高齢者を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内における特別養護老人ホームの整備を推進します。	23 年度末見込	26 年度 目標
	7 所 480 人 （小規模特養 1 所 29 人含む）	7 所 480 人 （小規模特養 1 所 29 人含む）
地域密着型サービスの整備（福祉部介護保険課）		
要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を推進するとともに、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備します。	23 年度末見込	26 年度 目標
	○小規模多機能型居宅介護：3 所 74 人 ○認知症高齢者グループホーム：7 所 117 人 ○ —	○小規模多機能型居宅介護：9 所 224 人 ○認知症高齢者グループホーム：11 所 189 人 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護：3 所 135 人
単独型ショートステイの整備（福祉部介護保険課）		
「地域包括ケア」を推進し、併せて介護者の負担を軽減するため、在宅生活を支える単独型ショートステイの整備を推進します。	23 年度末見込	26 年度 目標
	—	1 所 20 人

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
医療介護支援 （福祉部高齢者サービス課）	新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受入のための施設運営経費を助成することで、医療処置を必要とする区民が地域での生活を営める環境を整備します。

事業名（担当課）	事業概要
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所調整 （福祉部高齢者サービス課）	特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い人から入所できるしくみづくりと調整を行います。
介護保険サービス （福祉部介護保険課）	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあう制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。
地域密着型サービス事業者の指定 （福祉部介護保険課）	平成18年4月に創設された地域密着型サービスについては、事業所の指定を区が行います。指定に際しては、サービスの質の確保や適正な運営を図る観点から、予め地域包括支援センター等運営協議会からの意見を聴取します。
在宅復帰リハビリテーション連携事業 （福祉部介護保険課）	地域包括ケアの一環として、医療機関から自宅に復帰する場合や自宅で生活機能が低下した場合に、高齢者総合相談センターが一元的窓口となって、訪問・通所・入所などの適切なリハビリテーションをコーディネートします。また、区内老人保健施設（委託契約施設）を区内リハビリテーション支援拠点として位置づけ、高齢者総合相談センターへの支援やケアマネジャー等への相談・支援を行います。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 在宅生活の継続意向 （居宅サービス利用者）	82.3%	85.0%

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

施策 7 自立生活への支援（介護保険外サービス）

地域包括ケアの推進のためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない日常生活や健康保持のためのきめ細かい支援や見守り等が必要です。要介護・要支援状態になった高齢者の地域での生活を支援するため、介護保険外のサービスの充実を図っていきます。

1. 現 状

(1) 介護保険外サービスの提供

- 高齢者が住み慣れた場所で、安心して自立した居宅生活が送れるよう、介護保険に加え、高齢者とその家族を取り巻く社会環境の変化や多様なニーズに対応できる様々な保険外サービスを実施しています。各サービスの相談及び申請は、10か所の高齢者総合相談センターで行っています。
- 具体的には、おむつ費用助成、杖・補聴器の支給、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービス、回復支援家事援助サービスにより高齢者の日常生活を支援しています。特に、おむつ費用助成は、平成 22 年度の年間延べ利用者数が 14,082 人と、前年の 12,671 人と比較して約 11%増加しています。

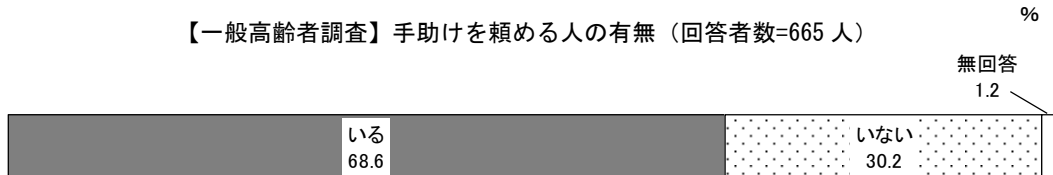
(2) 見守り等のサービスの提供

- 安否確認・見守りの事業として、配食サービス、緊急通報システム、火災安全システム、一人暮らし高齢者への情報誌配布事業、ちょこっと困りごと援助サービス等の事業を実施しています。
- 配食サービスの月平均利用者数については、平成 23 年度に 620 人を目標としていましたが、平成 22 年度実績は 599 人と、目標をやや下回っています。
- 社会福祉協議会が実施する暮らしのサポート事業等を有機的に組み合わせることにより、高齢者の自立生活の支援を総合的に実施しています。

ひとり暮らし高齢者で手助けを頼める人がいないのは 3 割

65 歳以上の一般高齢者について、ひとり暮らしの方で、普段の生活で困った時に近所に手助けを頼める人が「いる (68.6%)」と回答した人は約 7 割、「いない (30.2%)」と回答した人は約 3 割でした。【一般高齢者調査】

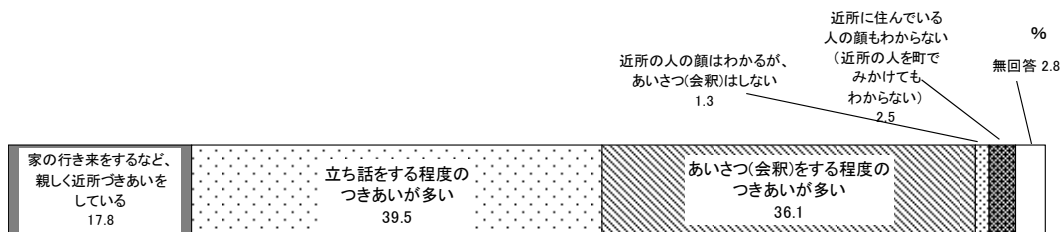
【一般高齢者調査】手助けを頼める人の有無 (回答者数=665 人)



近所づき合いの程度では「あいさつする程度」が 3 分の 1

また、近所づき合いの程度では、「立ち話をする程度のつき合いが多い (39.5%)」と回答した人が最も多く、次いで「あいさつ (会釈) をする程度のつき合いが多い (36.1%)」となっています。一方、「近所の人の顔はわかるが、あいさつ (会釈) はしない」は 1.3%、「近所に住んでいる人の顔もわからない (近所の人を町でみかけてもわからない)」は 2.5%、「近所に住んでいる人の顔もわからない」は 2.5%となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】近所づきあいの程度 (回答者数=2, 691 人)



2. 課題

- 住み慣れた場所で安心して自立した在宅生活を送れるよう、サービスや見守り体制の充実を図る必要があります。
- 介護保険法改正への対応及び高齢者人口の増加に伴う保険外サービスの提供方法を検討することや、多様化するニーズへの対応が必要です。
- 地域見守りの担い手である見守り協力員自身の高齢化も進んでいます。新しい担い手を増やすことが課題です。
- 安否確認・見守り事業として実施の事業等については、高齢者総合相談センターの機能強化が推進され、今後、地域包括ケアの中での検討が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域包括ケアのさらなる推進に向けた介護保険外サービスの再構築

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、介護保険サービスと保険外サービスで行うものを整理し、充実すべき事業を再構築していきます。
- 高齢者人口及び保険外サービス利用者数の将来推計をより精緻に行い、保険外サービス総量を的確に把握します。
- 保険外サービスを必要としている高齢者への情報提供を充実します。

(2) 見守りを中心とした体制の充実強化

- 24時間対応の訪問介護・看護サービスの実施により、配食や見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供するしくみづくりを推進していく必要があります。
- むくもりだより訪問配布事業、介護支援ボランティア・ポイント事業、暮らしのサポート事業等を含め総合的なコーディネートを行います。
- 見守り協力員制度は周知等の工夫により、新たな協力員確保を図ります。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
配食サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で地域との交流に乏しく、食事の支度が困難な人に月～金曜日に昼食を宅配し、健康の維持を図り、介護予防と自立した生活を支援するとともに、配食時に安否確認を行います。
理美容サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の在宅の高齢者等（要介護 4～5、身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度等）で外出が困難な人に、調髪券を交付し、自宅で調髪・カットを行うことにより高齢者の生活支援を図ります。
寝具乾燥消毒サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らし又は、在宅の寝たきりの人、身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の人に寝具丸洗い及び消毒乾燥を行い、衛生的就寝の確保により日常生活の支援を図ります。
回復支援家事援助サービス （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らし等の高齢者で要介護・要支援の認定を受けていない人が、退院直後や骨折等で通院治療中のため一時的に家事援助が必要な時、ホームヘルパーを派遣します。
高齢者おむつ費用助成 （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の区民で、介護保険の要介護 4～5、身障手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の人を対象（ただし、入院している場合は要介護度等の要件は不要）です。これらの人を介護している区民に対して（家族のいない場合は本人）、申請に基づき決定した月から、おむつの費用を助成します。
補聴器・杖の支給 （福祉部高齢者サービス課）	医師が補聴器の使用を必要と認めた 70 歳以上の高齢者に対して、委託先の補聴器会社で補聴器を支給します。また、歩行に不安のある 65 歳以上の在宅の高齢者に、杖を支給します。
高齢者緊急通報システム （福祉部高齢者サービス課）	65 歳以上の一人暮らしの高齢者等で、身体上に慢性的疾患等があり常時注意を要する方に、緊急通報用機器やペンダントの貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、東京消防庁や警備会社に通報が入るシステムです。

事業名（担当課）	事業概要
高齢者火災安全システム （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、疾病などにより、特に防火の配慮が必要な方に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器を給付します。
住宅改修・設備改修費・福祉用具購入費助成事業 （福祉部介護保険課）	日常の動作に困難がある高齢者に対し、住宅の改修費及び福祉用具購入費を給付することにより、在宅での生活を支援します。
通所サービス利用者の食費助成 （福祉部介護保険課）	通所サービスを利用した住民税世帯非課税者を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。
老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成 （健康部高齢者医療担当課）	老人性白内障の治療のための人工水晶体が不適合で挿入できなかった高齢者に対し、特殊眼鏡等の購入費用の一部を助成します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
配食サービス （月平均利用者数）	599 人	660 人
緊急通報システム 設置数	586 件	700 件

施策 8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、介護保険サービス事業者を支援します。また、介護保険サービスの適正利用を推進するため、事業者への指導や利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

◆詳しくは「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

1. 現 状

(1) 介護保険サービス事業者の質の向上

- 区内の介護保険サービス事業者等で組織される協議会への支援や事業者向け研修を実施し、介護保険サービスの質の向上を図っています。
- 介護保険サービス適正化計画に沿って、事業者への実地指導、区民向けパンフレット作成などを行っています。
- 介護保険サービス事業所の実地指導の件数は、平成 23 年度に年間 50 件を目標としていましたが、平成 22 年度実績で 60 件となり、目標を達成しています。
- 利用している介護サービスの満足度については、平成 23 年度に 85% を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によると、全般的にいずれの介護保険サービスについても、「満足」（「満足」もしくは「やや満足」）と回答した人が 9 割以上となり、目標を達成しています。

(2) 適正利用の促進

- 不適切なサービス提供や利用を防ぐため、介護保険サービス事業者への指導検査の実施、介護モニター制度の活用などにより、適正利用の促進を図っています。
- サービス利用をめぐっての苦情件数は、平成 17 年度の 170 件から年々減少しており、現在は 100 件程度で推移しています。ここ数年では、「説明・情報の不足」が苦情の原因の一番大きなものとなっています。

(3) 介護保険事業における人材確保と育成

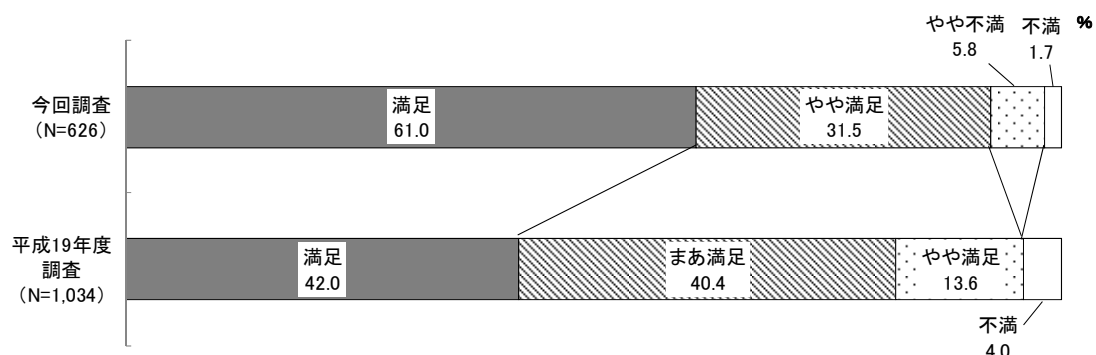
- 介護従事者の人材確保・処遇改善を目的とした介護報酬の3%引き上げに加えて、平成21年度の下半期より国から介護従事者処遇改善交付金が交付されています。
- 介護保険サービス事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」を実施するなど、介護人材の育成を進めています。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

現在利用している介護保険サービスの満足度は上昇

現在利用しているサービス^(※)につき満足度を質問したところ、「満足」又は「やや満足」と回答した人が90%以上でした。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】現在利用しているサービスの満足度



(※) 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費用の支給、住宅改修費の支給

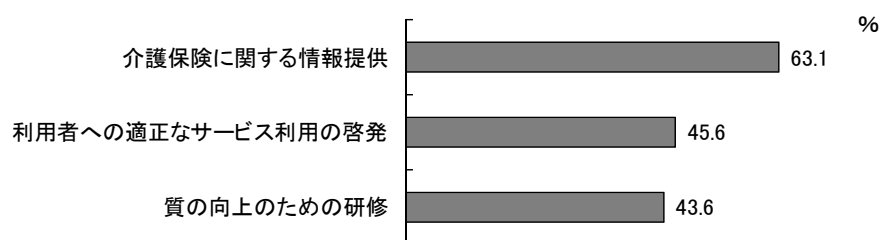
(注) 今回調査と前回調査で満足度に関する選択肢の文言が異なる

ケアマネジャー・事業者が区に望むのは「情報提供」「利用者啓発」「研修」

ケアマネジャー・事業者の立場から新宿区に望むことを質問したところ、いずれも「介護保険に関する情報提供」が1位、「利用者への適正なサービス利用の啓発」が2位、「質の向上のための研修」が3位でした。【ケアマネジャー調査】【介護保険サービス事業所調査】

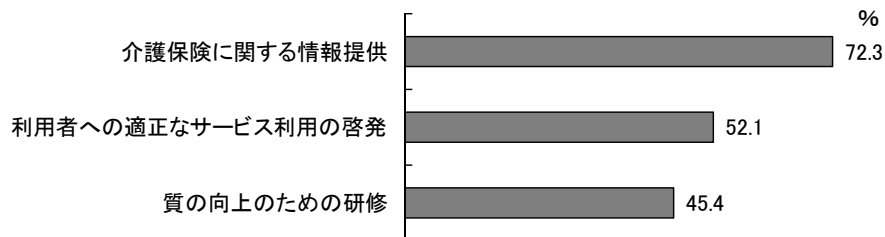
【ケアマネジャー調査】

新宿区への要望について（複数回答）（回答者数=149人） ※上位3位まで抜粋



【介護保険サービス事業所調査】

新宿区への要望について（複数回答）（回答者数=119か所） ※上位3位まで抜粋



2. 課題

- 介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供していく必要があります。
- 利用者ニーズが多様化する中で、事業者自身による多様なニーズに対応したサービスメニューの提供や工夫が求められています。
- 介護保険サービスの質の向上のためには、介護人材の育成が必要です。
- 適正なサービス利用のためには、利用者に対する適切な制度利用方法

について普及していく必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 質の高いサービス提供に向けた事業者支援

- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取り組みで、多様化するニーズに対応した質が高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進していきます。
- 介護の専門職としてのスキルアップを目指す人材育成策を継続していきます。
- 介護保険制度等の周知を目的とした事業者支援用のホームページを立ち上げ、情報提供を進めます。

(2) 利用者の理解を高めるための周知活動

- ホームページや各種パンフレット類の発行、高齢者総合相談センターやケアマネジャーによる制度説明など周知活動を引き続き行い、介護保険制度についての理解を高め、適切なサービス利用につなげます。
- 介護モニター制度を通じ、制度の理解を推進します。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
介護保険サービス事業者協議会への支援 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護サービス事業者協議会の運営を支援します。
介護保険サービス事業所向け研修 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス提供事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を行います。
福祉サービス第三者評価の受審費用助成 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの質の確保や事業者選択の情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、民間の介護保険サービス事業者に受審費用を助成します。
介護保険サービス事業者等表彰制度 （福祉部介護保険課）	事業所や団体が取り組んでいる様々な介護・支援事例の中から、介護保険サービスの質の向上に貢献した優秀な実践事例を区長が表彰します。
介護保険サービスに関する苦情相談 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの利用に際して、事業者等とトラブルがあったときは、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。
介護給付適正化の推進 （福祉部介護保険課）	介護報酬請求内容の点検や、適正な介護サービス利用のパンフレットの配布などを行い、介護サービス費の適正化を図ります。
介護保険サービス事業者に対する指導検査 （福祉部介護保険課）	指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、介護保険サービス事業者への指導検査を実施します。
介護保険制度の趣旨普及 （福祉部介護保険課）	区民への介護保険制度の周知を図るため、サービス利用促進パンフレットを作成し配布します。また、利用者のサービス提供事業者選択の際に参考となる介護保険事業者データベースを専門業者に委託して管理しています。
介護モニター制度 （福祉部介護保険課）	介護保険制度や介護保険サービスの利用について、区民から意見を聴取し、制度運営の参考とします。

事業名（担当課）	事業概要
「しんじゆく介護の日」の 開催 (福祉部介護保険課)	国が定めた11月11日の「介護の日」にちなんで、区民それぞれの立場で介護について考え、介護に対する理解や認識を深めてもらうため、講演やパネルディスカッション、展示などによる「しんじゆく介護の日」を開催します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 介護保険サービスの利用 満足度（「満足」「やや満 足」の割合） （居宅サービス利用者調査）	92.7%	93%
事業者向けホームページ 「新宿ケア倶楽部」 アクセス数	平成23年 7月1日開設	6,000PV/月 ※PVとは、ホームペー ジを閲覧して表示された ページ数を集計したもの

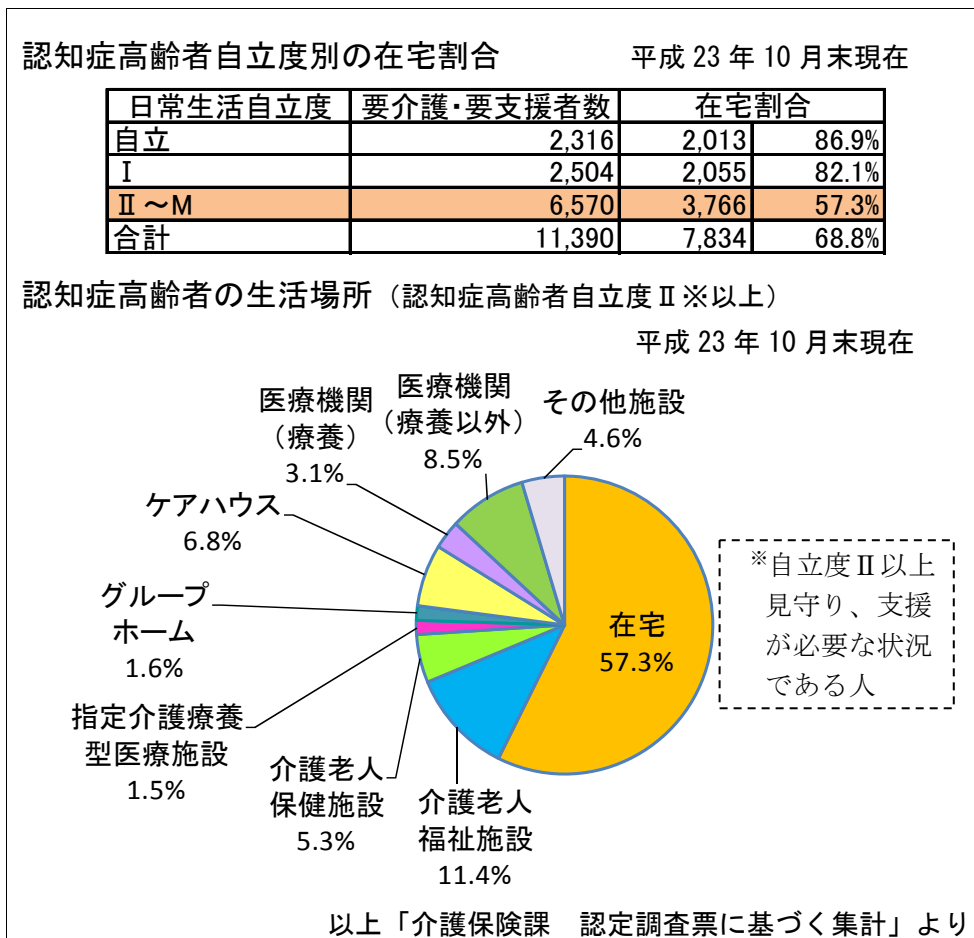
注)【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

認知症の早期発見・早期治療や相談体制の強化を図るとともに、関係機関や地域とのネットワークを築き、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

1. 現 状

(1) 認知症高齢者支援における高齢者総合相談センターの機能及び医療との連携強化

- 平成 23 年 10 月末現在、介護保険の要介護・要支援認定者のなかで、日常生活に支障をきたし、何らかの見守りや支援を要する認知症の症状がある高齢者は（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～M）、2人に1人の割合となっています。そのうち約6割の方が在宅で生活しています。



- 平成 20 年度から基幹型の高齢者総合相談センターに認知症対策担当を置き、これまで充実を図ってきた認知症予防、早期発見・早期対応の取組みに加え、普及啓発活動、認知症介護者への支援、介護サービス事業所等関係機関の認知症対応力の向上研修等、保健・医療・福祉・介護の各分野で協力し認知症高齢者を地域で支えるしくみづくりに取り組んでいます。
- 高齢者総合相談センター及び保健センターの相談業務においても、認知症高齢者に関する相談が増加しています。そこで、平成 22 年度から各高齢者総合相談センターの相談員 1 名を認知症担当者とし、相談機能の強化に努め、認知症のある単身高齢者や、介護者・被介護者双方とも認知症がある場合の対応、介護に困難をきたす行動・心理症状^{※10} への対応等多様な相談にも応じています。
- ケアマネジャーや高齢者総合相談センターからは、認知症高齢者の相談の中で、特に受診が困難な人や身体合併症、行動・心理症状への対応に関して医療体制の整備を望む声が多く聞かれます。しかし、認知症・もの忘れ相談医^{※11} 名簿に掲載されているかかりつけ医の人数については、平成 23 年度に 50 人を目標としていましたが、平成 22 年度末では 32 人となっています。
- 広域な対応では、認知症の医療・ケアの充実に向けて、医療機関同士、さらには医療と介護・福祉の連携強化を図るために、東京都が平成 23 年度に二次保健医療圏に 1 か所を基本に「認知症疾患医療センター^{※12}」を整備していきます。

(2) 介護者への支援と区民の理解促進への取組み

- 認知症介護者の心身の負担軽減や孤立防止のために、介護保険サービスの他、保険外サービスにおいて認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業を行っています。また、認知症の家族介護者を対象とした認知

※10 妄想や攻撃的行動・幻覚・徘徊等の症状をいい、環境や人間関係などさまざまな要因がからみ合っ出てくる。

※11 認知症の早期発見・早期診断を行い、地域での認知症の人を支える医療支援体制の充実を図るため、所定の研修を修了した地域のかかりつけ医のこと。

※12 認知症疾患に関する鑑別診断、周辺状況と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とし、都道府県又は政令指定都市が設置する医療機関。

症介護者教室の実施、並びに教室修了者が継続して集える会（OB会）を開催し、家族介護者への支援を行っています。

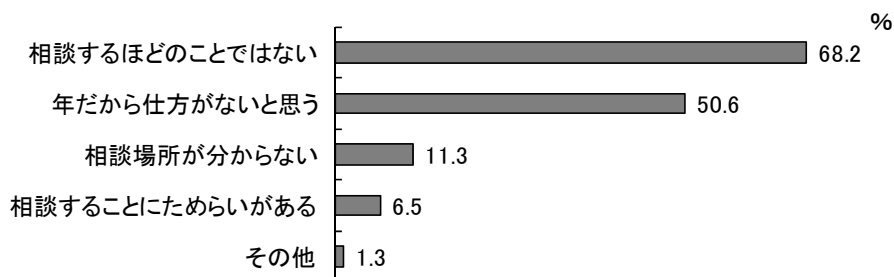
- 認知症サポーター^{※13}養成数については、平成 23 年度末に「地域の認知症サポーター」1,800 人、「区職員の認知症サポーター」400 人を目標としていましたが、平成 22 年度末ですでに「地域の認知症サポーター」3,393 人、「区職員の認知症サポーター」423 人と、目標を大きく上回る人数のサポーターが誕生しています。
- 一方、認知症への区民の理解度について、平成 23 年度の区民意識調査では、「早期診断・早期治療により進行を遅らせたり、生活上の障害の改善が図れる場合がある」ことを理解している人の割合は 47.3%、「対応や環境によって認知症の症状が和らぐこと」を理解している人の割合は、34.0%でした。各々目標を 70%以上、60%以上としていましたが、いずれも大きな乖離があります。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

相談しない理由は「相談するほどのことではない」「年だから仕方がない」

ここ 6 か月から 1 年の間に物忘れに加えて理解・判断力の低下を感じる
ことがあると答えた 65 歳以上の一般高齢者のうち、どこかへ相談をして
いる人は 9.7%と少数で、していない人が 89.0%と多数を占めています。相談
していない人の理由としては、「相談するほどのことではない」「年だから
仕方がないと思う」と回答した人がそれぞれ 68.2%、50.6%となってい
ます。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】相談していない理由（複数回答）（回答者数=876 人）



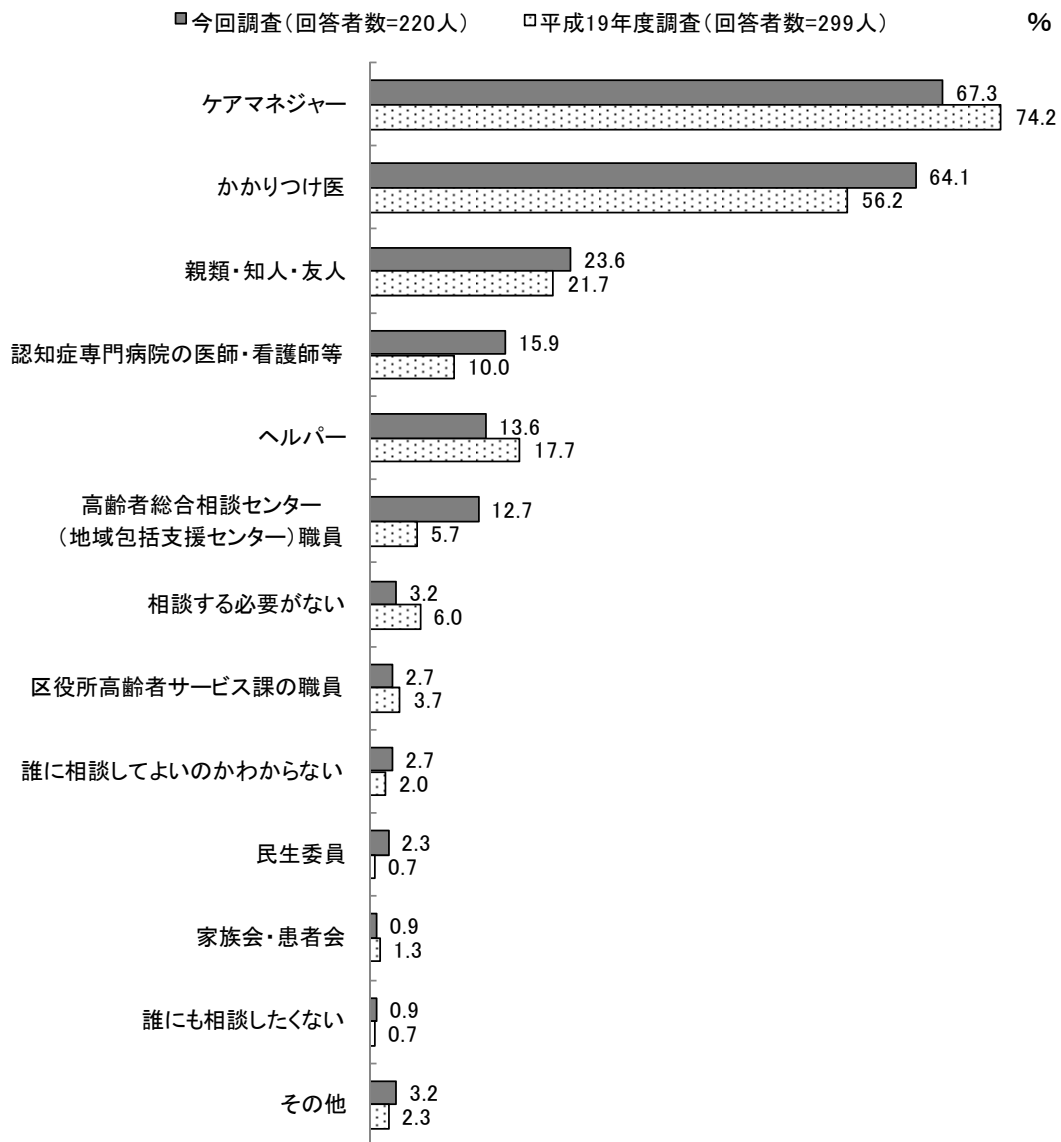
※13 「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に関する正しい知識を持ち、自分のできる範囲で、認知症の方やその家族を地域で見守る支援者として活動する人。

介護についての相談は、かかりつけ医と高齢者総合相談センターが増加

認知症の介護についての相談者は、「ケアマネジャー（67.3%）」が最も多く、次いで「かかりつけ医（64.1%）」となっています。平成19年度調査と比較すると、ケアマネジャーが6.9ポイント減少した一方で、「かかりつけ医」が7.9ポイント、「高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）職員」が、7ポイント増加しています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】

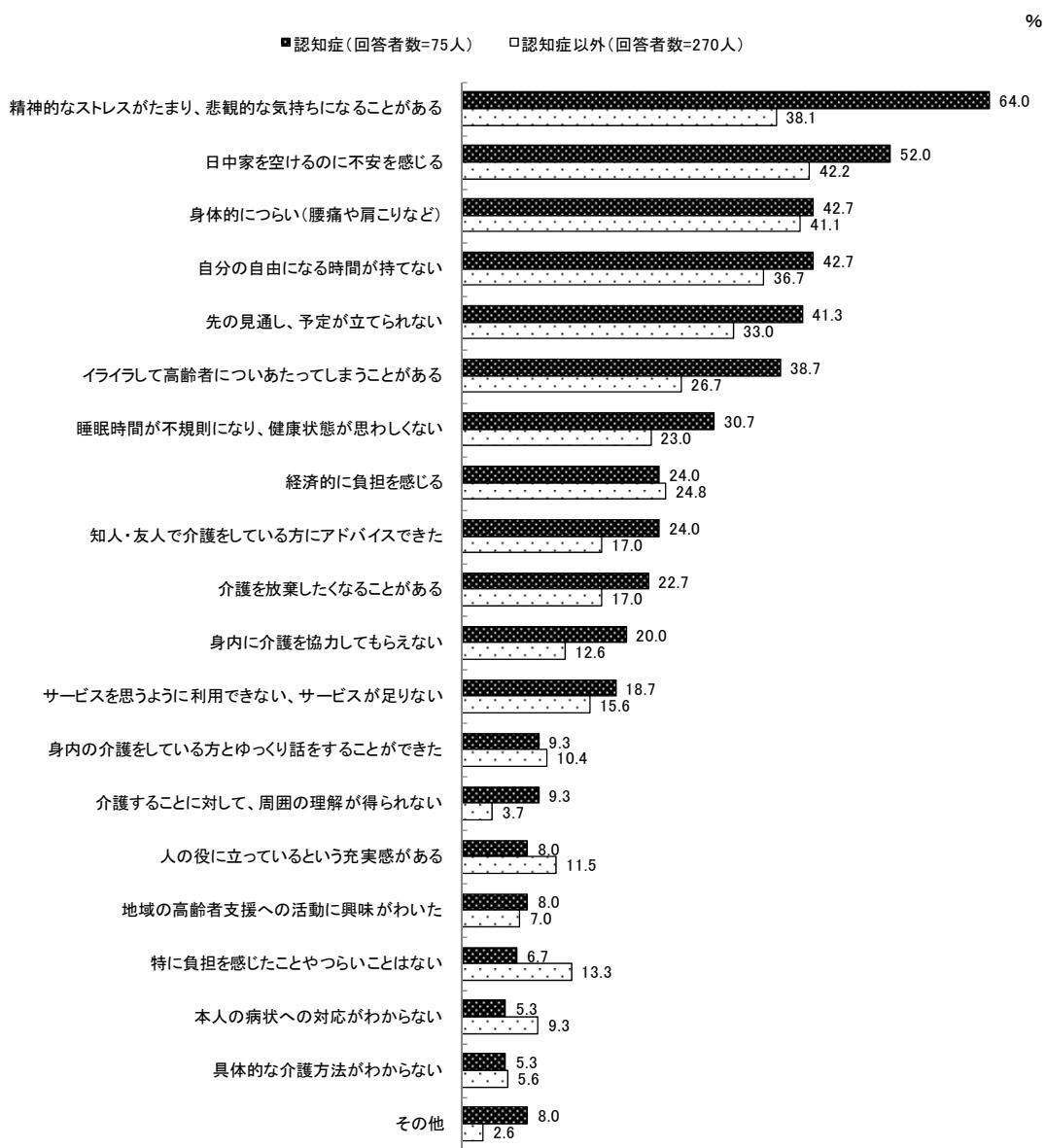
認知症介護について、家族以外のだれと相談しているか（複数回答）



認知症がある方の介護者の精神的なストレスが高い

居宅サービス利用者の介護者が「介護をされていて感じたこと」として、介護を要する原因が認知症である場合に「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになる（64.0%）」「イライラして高齢者についあたってしまうことがある（38.7%）」と回答した割合が、介護を要する原因が認知症以外の場合と比較して10ポイント以上高くなっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】介護をされていて感じたこと（複数回答）



2. 課題

- 認知症高齢者に関する相談内容が多様化する中で、本人や家族の身近な相談窓口である高齢者総合相談センターでは、認知症担当者を中心に相談スキルの向上とセンター内での対応の標準化を図る必要があります。また、ケアマネジャーをはじめ関係機関からの相談にも的確に応じられる対応力が求められます。
- 認知症の早期発見・早期対応の体制を充実させるために、引き続き認知症・もの忘れ相談医を増やしていくことや、認知症の医療に関する対応力向上に取り組んでいく必要があります。また症状の出現時に気軽に相談できたり、受診が困難な人や、身体合併症、行動・心理症状への対応等ができる医療体制の整備が必要です。
- 認知症介護者の心身の負担軽減や孤立防止のために、介護保険サービスの他、介護保険外サービスによる負担軽減を図るとともに、認知症介護者教室、家族会等により相談できる支援体制を充実する必要があります。
- 認知症高齢者が安心して地域生活を継続していくためには、相談体制やサービス等の充実に加えて、認知症・もの忘れ相談医、かかりつけ医、専門医、ケアマネジャー、高齢者総合相談センター、保健所、保健センター等、認知症高齢者と家族にかかわる保健・医療・福祉・介護の機能的なネットワークの構築が必要です。さらに民生委員や認知症サポーター等地域住民・地域の様々な機関が認知症高齢者や家族に対し支援できる体制の整備と地域連携のためのネットワークづくりも必要です。
- 東京都が行う「認知症疾患医療センター」の整備に伴い、認知症の医療にかかわる医療機関及び保健・福祉・介護の関係機関との連携強化に向けた検討が必要です。
- 平成 20 年度から認知症サポーター養成講座を開催し、平成 23 年 3 月末現在 3,816 人の認知症サポーターが誕生しており、中には見守り活動などにつながったサポーターもいます。しかし、多くのサポーターは具体的な活動をするには至っていません。今後は、認知症高齢者支援の担い手として活動し、また、その活動を支援する体制の整備が必要です。
- 認知症に関して区民が正しい知識を持つことで、早期受診・早期治療

につながり、また認知症の方への適切な対応等ができるように、引き続き普及啓発活動に取り組む必要があります。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 認知症予防、早期発見・早期対応、認知症への支援のための相談、医療体制の充実

- 本人や家族の身近な窓口として、高齢者総合相談センターの認知症担当相談員を中心とした認知症の総合相談と医師による認知症・もの忘れ相談を高齢者総合相談センターで実施するための体制の整備をします。
- 認知症の予防、早期発見、早期対応の充実のために、引き続き認知症・もの忘れ相談医を増やし、対応力の向上に向けて取り組みます。
また受診が困難な人への対応や身体合併症、行動・心理症状への対応もできるよう、認知症の専門医療機関をはじめ一般病院、精神科病院等も含めた医療機関同士の連携を推進する取組みを行い、医療体制の充実を図ります。
- 認知症予防教室等の事業を引き続き実施します。

(2) 認知症高齢者及び家族の生活を支援する取組みの強化

- 介護保険サービス及び介護保険外サービスの提供により、認知症高齢者及び家族の生活を支援します。
- 認知症高齢者を介護する家族への支援として、引き続き、認知症介護者教室を実施します。また、OB会を家族会とし、区内に家族会を3か所立ち上げます。さらに、家族介護者の精神面のケアの一つとして、専門職による個別相談を実施します。

(3) 保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携強化

- 区の認知症対策担当及び基幹型高齢者総合相談センターが中心となり、保健・医療・福祉・介護の機能的なネットワークの構築のために認知症に係る関係機関によるネットワーク会議を充実させ、認知症高齢者と家族の生活を支援する体制を整備します。

(4) 普及・啓発、地域での支えあいの推進

- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発、地域での支えあいの推進のために、認知症サポーター養成講座や若年性認知症を含む認知症に関す

る講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を行います。

- 認知症の相談や受診ができる機関の情報として、認知症・もの忘れ相談医や高齢者総合相談センター等を掲載したパンフレット等を作成し、広く区民への情報提供を行います。
- 認知症高齢者を支援するために、認知症サポーターの活躍の場を広げ、見守り活動等の地域での支えあい活動や家族会への支援、高齢者施設でのボランティア等で、地域の担い手としての活動を推進します。また、その活動を高齢者総合相談センターが支援する体制を整備します。

*なお、認知症高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用等の推進については、「施策 13 権利擁護・虐待防止の推進」をご参照ください。

トピックス

認知症サポーター養成講座



区では「認知症サポーター養成講座」を開催し、区民の皆さんに「認知症とはどんな病気であるか」や対応方法を正しく学んでいただき、認知症の方とご家族を見守り・支援する輪を拓げる活動を行っています。区民の皆さんと共に「認知症になっても安心して暮らせるまち」をつくっていくことを目指していますので、みなさん、是非ご参加下さい。

【認知症サポーターになるには】

約 90 分の講座を 1 回受講します。

どなたでも受講でき、受講料は無料です(定期的開催のほか、出前講座もいたします)。終了者には、認知症サポーターのしるし「オレンジリング」を差し上げます。



オレンジリング

「みんなであつていこう!! 認知症になっても安心して暮らせるまち」 おあー!!



寸劇で、わかりやすく対応方法を説明します。

【認知症サポーターの活動は】

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で活動いただきます。

受講後、高齢者の見守り活動を始めた方や、得た知識を日常生活や仕事の中で活かしている方も多くいらっしゃいます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

認知症サポーター推進事業（認知症サポーターの活動拠点の整備） （福祉部高齢者サービス課）		
	23 年度末見込	26 年度 目標
高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支援活動を推進します。認知症サポーターが地域の担い手として活躍できるよう、その活動を高齢者総合相談センターが支援する体制を整備します。	—	3 所 （9 所の高齢者総合相談センター3 所 1 区域とし、各区域の高齢者総合相談センター1 所を整備）
認知症・もの忘れ相談（平成 24 年度 健康部保健予防課） （平成 25 年度～ 福祉部高齢者サービス課）		
	23 年度末見込	26 年度 目標
もの忘れや認知症を心配している区民やその家族等を対象に、早期発見・早期対応につなげるとともに、認知症への対応や診断、治療等について医師による個別相談を実施します。 また、福祉や介護について、高齢者総合相談センターの相談員による相談を行います。	物忘れ相談 16 回 認知症専門相談 15 回（内 3 回は 訪問相談） （保健予防課で 実施）	24 年度 24 回 25 年度 24 回 （12 回/2 所） 26 年度 36 回 （12 回/3 所） （26 年度までに、 9 所の高齢者総合 相談センター3 所 1 区域とし、各区 域に 1 所ずつ、計 3 所で実施）

認知症介護者支援事業（福祉部高齢者サービス課）		
	23年度末見込	26年度 目標
<p>認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりの機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、精神面でのケアとして専門職による個別相談を行います。</p> <p>① 認知症介護者教室 ② 認知症介護者家族会 ③ 認知症介護者相談</p>	<p>① 4日制 20人 ② OB会として 4回/年 ③ —</p>	<p>①24年度 1回 25、26年度：3回/各年度 ②24年度 OB会として 4回 25年度 家族会立ち上げ後、毎月1回3か所 26年度 36回 家族会（3か所）として12回 ③25年度から12回/各年度</p>

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
<p>認知症講演会 （福祉部高齢者サービス課） （健康部保健予防課）</p>	<p>認知症の病気の理解、医療や介護、周囲の支援に関することや、働き盛りに発症する若年性認知症をテーマに講演会を開催します。</p>
<p>認知症普及啓発用パンフレット等作成 （福祉部高齢者サービス課）</p>	<p>認知症に関する基礎知識やサービス・相談先等を掲載した、パンフレットやリーフレット等を作成し配布します。</p>
<p>高齢者総合相談センターでの相談 （福祉部高齢者サービス課）</p>	<p>高齢者総合相談センターが、認知症高齢者の介護保険や福祉サービス、在宅ケアに関する相談に応じます。状況により、ケアマネジャー、民生委員、保健センター等と一緒に支援します。</p>
<p>徘徊高齢者探索サービス （福祉部高齢者サービス課）</p>	<p>徘徊の心配のある認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報専用探索器の利用料等を助成します。</p>
<p>徘徊高齢者緊急一時保護事業 （福祉部高齢者サービス課）</p>	<p>緊急保護を要する徘徊高齢者等を、一時的に宿泊施設に保護します。</p>

事業名（担当課）	事業概要
認知症高齢者の介護者 リフレッシュ等支援事業 （福祉部高齢者サービス課）	認知症高齢者の介護者に対し、心身のリフレッシュを図る機会を提供するため、認知症の方に、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣します。
認知症医療・地域福祉連携強化事業 （福祉部高齢者サービス課）	認知症の早期発見や適切に日常的な医療の提供ができるように、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図るための研修を実施します。また「認知症・もの忘れ相談医」の名簿を作成し周知します。 かかりつけ医・認知症もの忘れ相談医・認知症サポート医・専門医療機関・一般病院等、医療機関同士の連携強化や認知症に係る関係機関によるネットワーク構築、連携強化のための会議を開催します。
認知症サポーター養成講座 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支援活動を推進します。病気の理解や対応方法などの基礎を学び、自分のできる範囲でご本人やご家族を支援していく認知症サポーターを養成する講座を開催します。
普及啓発用リーフレット作成 （健康部保健予防課）	区民が認知症（若年性認知症を含む）・うつ病に早く気づき、対応していけるように、病気の知識と対応方法等についてのリーフレットを作成し、健診案内とあわせて配布します。
精神保健相談 （健康部保健センター）	保健センターにおいて、特に受診困難な状況や行動・心理症状が激しい等の認知症の人やその家族等の相談に医師や保健師が応じるとともに、高齢者総合相談センター等と連携をとり対応します。

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
認知症サポーター養成数	地域 (区民・在勤・在学)、区職員のサポーター 3,816 人	地域 (区民・在勤・在学)、区職員のサポーター 各年 800 人
認知症・もの忘れ相談医名簿に掲載されているかかりつけ医の人数	32 人	50 人

高齢者が安心して在宅で療養生活が継続できるよう、病院と地域の関係機関との連携強化と在宅療養に関わる専門スタッフのスキルアップを図り、在宅療養を支える体制を充実します。

1. 現 状

(1) 病院と地域の関係機関との連携

- 区は、病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修や退院調整モデル事業、介護従事者研修を実施するほか、区立訪問看護ステーションにはケアマネジャーの資格をもつ看護師が対応する在宅療養相談窓口を設置しています。また、高齢者総合相談センターには医療連携担当を配置し、在宅療養を支援する専門職のマネジメント力の向上や連携を強化するための取組みを行っています。
- 区内には、4つのがん診療連携拠点病院等があり、それぞれにがん相談支援センターが設置されています。

(2) かかりつけ医等の状況

- かかりつけ医^{※15}をもつ65歳～69歳の人の割合について、平成23年度に全体の75%となることを目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果によると、かかりつけ医が「いる」と回答した人の割合は63.8%となっています。
- 在宅療養支援診療所^{※14}は、平成19年は33か所で、平成22年度末には40か所となりましたが、目標の50か所には達していません。「高齢者の保健と福祉に関する調査」の居宅サービス利用者調査の結果では、「夜間・休日の往診や訪問看護がしてもらえないことがあった」と回答した方は7.8%となっています。

※15 身近な地域の診療所やクリニックで、日常的な医療を受けたり健康相談ができる医師。

※14 安心して在宅で療養できるよう、24時間体制で連絡可能な体制を整備し訪問診療などを行う診療所。

(3) 在宅療養を支えるためのリハビリテーション

- 居宅サービス利用者調査では、約3割の方が、在宅で暮らし続けるために必要なこととして、「要介護状態の改善や悪化を防ぐリハビリテーションのサービスがある」と回答しています。
- 平成21年度に区内のケアマネジャーに対して実施した「リハビリテーションに関するアンケート調査」では、経験年数が3年未満の場合、「地域にどのようなリハビリテーション資源があるか十分に知らない」、「リハビリテーション導入の判断基準が良くわからない」と回答した方が4割程度となっています。
- リハビリテーションを提供している病院、診療所、介護保険事業者等の情報共有が不十分な状況があります。

トピックス

がん患者・家族に対する支援講座

近年、がんを患う人は、2人に1人とされているほど増加しています。

区では、がん患者とご家族の苦痛や不安の軽減と療養生活の質の向上をめざし、「がんと診断されたときから、様々な相談をしたり、在宅で緩和ケアを受けることが可能な体制づくり」に取り組んでいます。

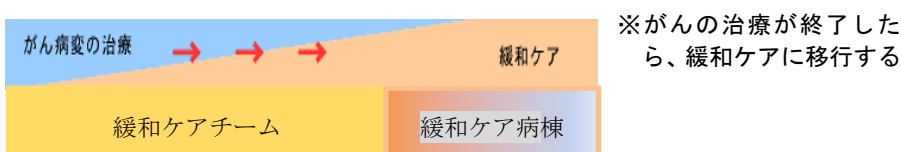
また、以下の取組みを始めます。

- ・がん患者やご家族が、療養について学べる場や同じ健康不安や辛さを抱える方と関わりをもち、語りあう場の提供
- ・主治医への相談の仕方や在宅療養など、さまざまな相談や情報提供

【緩和ケアとは】がんのような生命（人生）を脅かす病気や治療に伴う「体のつらさ」「心のつらさ」「生活のつらさ」などの様々な「つらさ」をもつ患者とご家族に対する治療や支援などのケアのことであり、患者やご家族が、ともに自分らしい生活を送れるようにするための医療です。

★緩和ケアは“早期から”患者さん・ご家族を支えます★

現在のがん医療の考え方



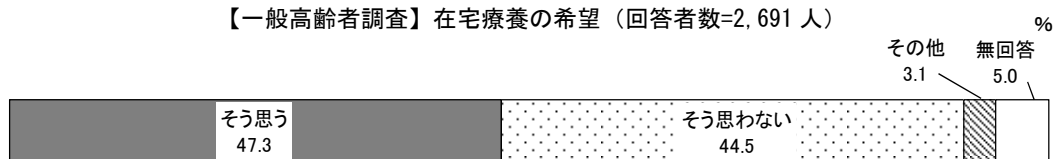
以前のがん医療の考え方



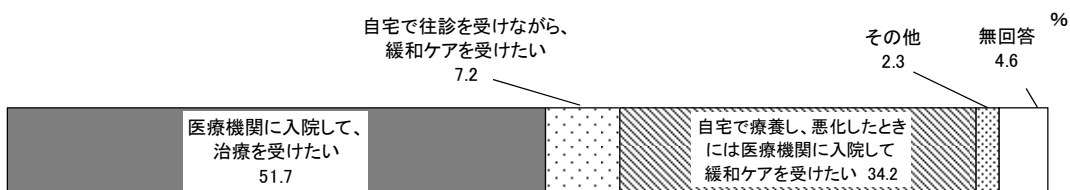
在宅療養を希望する人と希望しない人は半々

長期の療養が必要になった場合、自宅で療養を続けたいかについて、65 歳以上の一般高齢者では「そう思う (47.3%)」と回答した人と「そう思わない (44.5%)」と回答した人の割合はほぼ半々となっています。さらに、末期がんなどで療養が必要になった場合の療養場所については、「医療機関に入院して、治療を受けたい (51.7%)」と回答した人が最も多く、次いで「自宅で療養し、悪化したときには医療機関に入院して緩和ケア^{※16}を受けたい (34.2%)」となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】在宅療養の希望 (回答者数=2,691 人)



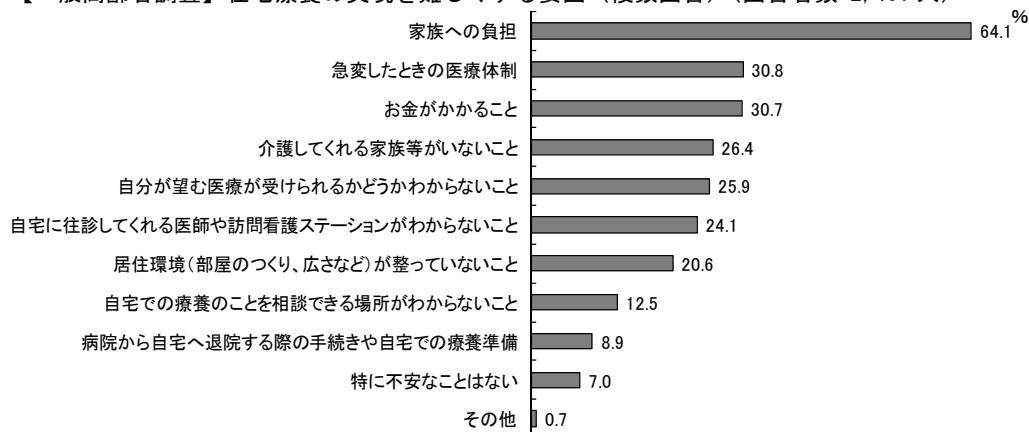
【一般高齢者調査】療養場所 (回答者数=2,691 人)



在宅療養を難しくする要因は「家族への負担」が上位

65 歳以上の一般高齢者について、在宅療養を難しくする要因は「家族への負担 (64.1%)」が最も多く、次いで「急変した時の医療体制 (30.8%)」「お金がかかること (30.7%)」となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】在宅療養の実現を難しくする要因 (複数回答) (回答者数=2,461 人)

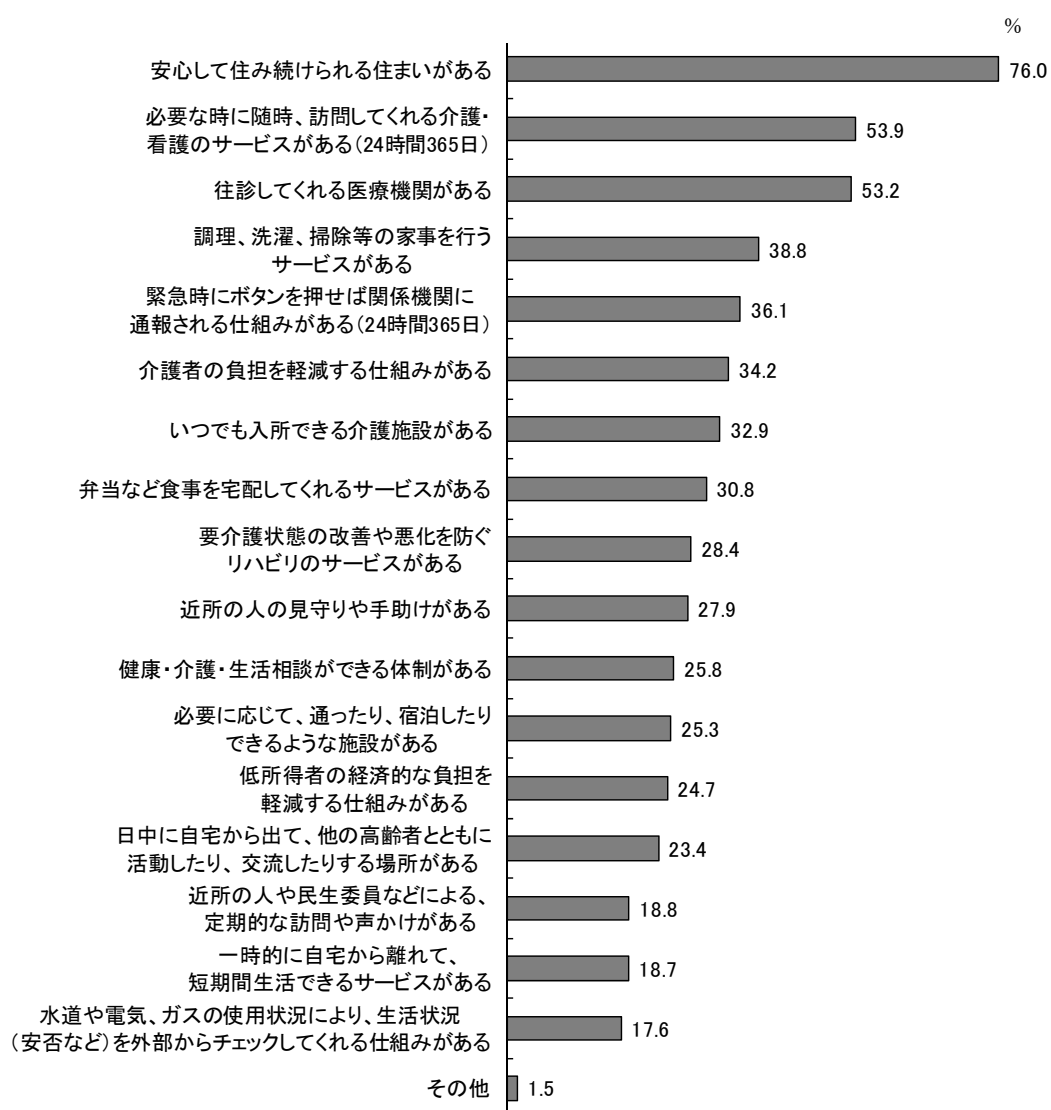


※16 がんなどの病気や治療に伴う「体のつらさ」「心のつらさ」「生活のつらさ」など、さまざまな「つらさ」を抱えた患者さんとそのご家族を、総合的に支えるケアのこと。

在宅で暮らし続けるために必要なことは「住まい」「随時訪問の介護・看護サービス」「往診してくれる医療機関」

居宅サービス利用者に、介護が必要になった場合に在宅で暮らし続けるために必要なことを質問したところ、最も回答が多いのは「安心して住み続けられる住まいがある(76.0%)」であり、次いで「必要な時に随時、訪問してくれる介護・看護のサービスがある(53.9%)」、「往診してくれる医療機関がある(53.2%)」となっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】在宅で暮らし続けるために必要なこと(複数回答)(回答者数=865人)



2. 課題

- 医療・介護の専門職に対して、医療の必要性が高い人の在宅療養を支援するためのスキルアップ研修を行い、さらなる連携を図る必要があります。
- 在宅療養を支えるかかりつけ医や高齢者総合相談センター、介護サービス事業者、病院などの職員が、区民とともに在宅療養について理解を深めていくことが必要です。
- 今後、往診や訪問看護の需要が増えることが予想されるため、かかりつけ医機能の強化や訪問看護ステーションへの支援が必要です。
- 病気の予防や治療中の病気の悪化予防のために継続的、総合的に健康管理するかかりつけ医をもつことが必要です。
- 在宅療養を支援する様々な相談窓口が設置されてきていることから区民にとってわかりやすい療養相談窓口とする必要があります。また、がんの相談窓口を広く周知するとともに、利用しやすい窓口にしていくことも必要です。
- 病気等により身体の働きが低下した方に対してリハビリテーションが適切に提供されるためには、ケアマネジャーの研修のほか訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションなどを提供する介護サービス事業者とかかりつけ医、病院などの連携が必要です。
- 在宅療養者の日常生活を支える住まいや介護の充実が必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 病院と地域の関係機関との連携のさらなる強化

- 病院の医師、看護師やソーシャルワーカーと地域の高齢者総合相談センターの職員、ケアマネジャーや訪問看護師との連携を強化するために、医療関係者と介護関係者の連絡会などを行います。
- 病院からの退院調整の際に主に関わるのが、看護師であることから、病院看護師の在宅療養生活に関する理解を深めるため、急性期病院の看護師を対象に区内訪問看護ステーションでの実習を行います。

- 在宅療養相談窓口は、医療の必要性が高い区民の在宅療養に関する相談を受け、また、適切な支援が受けられるように、ケアマネジャーや高齢者総合相談センターなどの地域関係機関への支援や医療機関からの相談、調整などを行います。

(2) 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ

- 地域で在宅療養を支援するケアマネジャーなどの専門職に対して、在宅での医療処置や服薬管理など医療に関する知識の向上や円滑に医療機関との連携を図るための研修を行います。
- 在宅療養や在宅での終末期のケア・緩和ケアなどについて、地域で在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師などの専門職の理解を深めるために研修や連携会議を行います。

(3) 在宅療養を支える医療・リハビリテーション支援体制の充実

- がん患者が在宅で緩和ケアを受けられる体制をつくります。
- リハビリテーションにより、機能を維持し、在宅での生活を継続するためには、医師・歯科医師・看護師・理学療法士・言語療法士・栄養士・ケアマネジャー・ヘルパーなど様々な職種の間わりが必要であり、多職種によるリハビリテーションの連携のしくみづくりを行います。
- 多くの在宅療養者の課題となっている摂食・嚥下障害^{※17}のリハビリテーションについて、様々な職種によるリハビリテーション連携のモデル事業に取り組みます。
- 民間の訪問看護ステーションが十分に機能を発揮できるよう、区立訪問看護ステーションが適切に情報を発信するとともに訪問看護ステーション同士の効果的な連携を支援します。
- 在宅療養者の日常生活を支えるために、すまいのバリアフリー化や緊急時の見守り、地域包括ケアシステムの充実による医療、介護、生活援助サービス等が日常生活の場で適切に提供される、高齢者に配慮した環境の整備を検討し、促進します。

^{※17} 脳卒中などの病気や加齢に伴い起こる嚥むこと、飲み込むことの障害。この障害により低栄養や肺炎、窒息等を起こすことがある。

(4) 在宅療養に対する理解の促進

- 在宅療養についての区民の理解を深めるため地域学習会の開催や在宅療養ハンドブックの作成・配布等を行います。
- リハビリテーションの重要性やリハビリテーションの相談先について区民の理解を深めるためにパンフレットを作成・配布します
- がん罹患後の患者および家族の不安の軽減のための支援講座やがん患者の療養に関する情報提供を行います。
- 高齢者総合相談センター、区立訪問看護ステーション在宅療養相談窓口などの役割を明確にし、在宅療養の相談窓口を区民にわかりやすく周知します。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
地域連携推進事業 （健康部健康推進課）	在宅での医療が継続的に必要な人が退院する際に、在宅療養生活への移行が円滑にいくよう、区内医療機関とケアマネジャーや高齢者総合相談センター等、地域の関係機関の合同研修会や連絡会を開催します。
リハビリテーションモデル事業 （健康部健康推進課）	在宅での療養生活が円滑にいくために必要なリハビリテーションが受けられようよう支援します。 主治医、リハビリテーション科医、歯科医、栄養士等様々な専門職が関わり、摂食・嚥下支援のモデル事業を通して、地域におけるリハビリテーションの多職種連携を推進します。
病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 （健康部健康推進課）	区内の病院で働く職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するために、病院看護師を対象に区内訪問看護ステーションでの実習を実施します。
訪問看護ステーション人材確保 （健康部健康推進課）	訪問看護ステーションの人材を確保するため、訪問看護ステーション就職希望者の区内訪問看護ステーションでの体験実習を実施します。
かかりつけ医機能の推進 （健康部健康推進課）	身近な地域で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医や専門診療科医の名簿作成等とともに、医療機関との連携のもとにかかりつけ医の機能強化をすすめていきます。

事業名（担当課）	事業概要
かかりつけ歯科医機能の推進 （健康部健康推進課）	心身障害者及び寝たきりの高齢者等に対し、身近で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介を行います。また、歯科診療所と専門医療機関との連携を強化するとともに、区民にかかりつけ歯科医の機能を普及啓発し、安心安全な歯科医療を提供できる体制づくりをすすめます。
緊急一時入院病床の確保 （健康部健康推進課）	在宅療養している区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。
在宅療養に対する理解促進 （健康部健康推進課）	区民が在宅療養の現状を知り、在宅療養について考え、理解を深めるための地域学習会を開催します。 また、在宅療養に関するハンドブックを作成・配布します。
在宅療養相談窓口の運営 （健康部健康推進課）	区民からの在宅療養に関する相談を受けます。また、ケアマネジャーや高齢者総合相談センターなど、医療機関からの相談を受け、支援、調整などを行います。 平成24年度からがん患者の療養に関する相談を行います。
【新規】がん患者・家族に対する支援講座 （健康部健康推進課）	緩和ケアやがんの療養について、学びながら同じ健康不安や辛さを抱える方と関わり、語りあう講座を行います。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 かかりつけ医をもつ65歳から74歳の人の割合 （一般高齢者調査） （基本目標に位置付けた指標）	67.7%	75%
在宅看取り数 ^(*) （在宅療養支援診療所等に係る報告書に基づく）	312人 （平成22年7月1日～平成23年6月30日）	在宅看取り数が増える

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

(*) 在宅療養支援診療所（24時間体制で往診を実施する診療所）は、国へ在宅療養を担当した患者数や訪問診療の実施回数などを報告しています。在宅看取り数は、その報告書の中で、在宅患者訪問診療料のターミナルケア加算（在宅で死亡したものについて死亡前14日以内に2回以上往診又は訪問診療を行った患者が在宅で死亡した場合に加算できるもの）を算定した人数です。

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域包括ケアの総合的な推進を目指します。その中心的な相談機関となる高齢者総合相談センターの機能をさらに強化し、地域包括ケアを担うコーディネート機関として、地域の関係機関とのネットワークを構築し連携を図ることを目指します。

1. 現 状

(1) 地域包括支援センターから高齢者総合相談センターへ

- 高齢者への総合的な生活支援の窓口として介護保険の中に位置づけられている「地域包括支援センター」について、区では区民により内容がわかりやすく、また親しみの持てるものとするために、平成 21 年度から「高齢者総合相談センター」と名称変更し、共通のロゴマーク（サイの絵）を作成し周知を図っています。
- 区内には9か所の地域高齢者総合相談センターと、それを業務統括・調整・支援する新宿区役所内の基幹型高齢者総合相談センターがあります。

(2) 高齢者総合相談センターの機能強化

- 平成 22 年 4 月から地域の 9 か所の高齢者総合相談センターの職員について、ほぼ倍の人員増を行うとともに認知症担当者や医療連携担当者を配置し、地域の中心的な相談機関として機能強化・体制整備を行いました。
- その結果、総合相談件数は平成 21 年度 16,485 件から、平成 22 年度 25,408 件と前年に比べ 50%以上増加しました。また、高齢者総合相談センターが他機関と連携して実施しているネットワーク会議の開催は、平成 21 年度 332 件から、平成 22 年度 651 件と前年に比べ 90%以上増加しました。

- また、高齢者総合相談センターはできるだけ区民にわかりやすい場所で業務を実施できるよう、区有施設への併設を検討しています。平成 23 年 8 月に榎町高齢者総合相談センターが牛込保健センター内に移転しました。

(3) ケアマネジャーへの支援

- 基幹型高齢者総合相談センターにおいては、ケアマネジャーのスキルアップに向けた研修の実施や各種情報提供を行っています。これに関連して、「ケアマネジャーを続けたい」とする人の割合は、平成 23 年度に 50%以上となることを目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、72.8%と平成 19 年度の調査結果である 43.5% を大きく上回り、目標を達成しています。

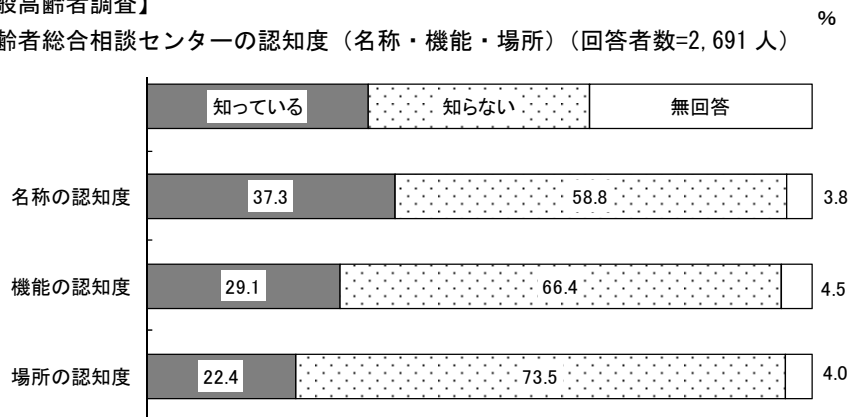
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

一般高齢者のセンター認知度は約 4 割

高齢者総合相談センターについて、名称を「知っている」と回答した人は 37.3%、機能・場所について「知っている」と回答した人は、それぞれ 29.1%、22.4%となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

高齢者総合相談センターの認知度（名称・機能・場所）（回答者数=2,691 人）

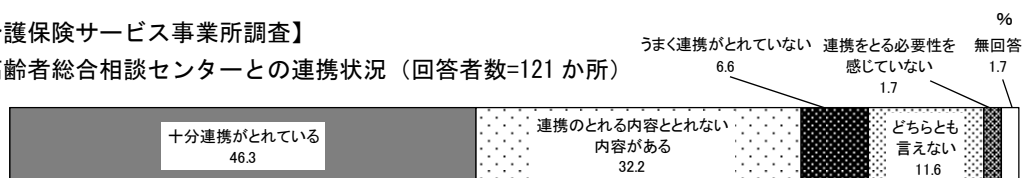


介護保険サービス事業所の約半数が「高齢者総合相談センターと連携が取れている」と回答

介護保険サービス事業所に高齢者総合相談センターとの連携状況を質問したところ、「十分連携がとれている（46.3%）」と回答した事業所が最も多くなっています。

【介護保険サービス事業所調査】

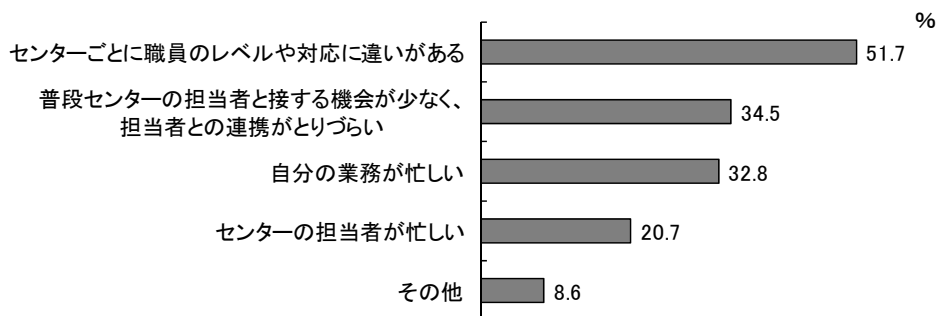
高齢者総合相談センターとの連携状況（回答者数=121 か所）



一方、「連携のとれる内容のとれない内容がある」は 32.2%、「うまく連携がとれていない」は 6.6%であり、連携がとれていない理由については、「センターごとに職員のレベルや対応に違いがある（51.7%）」と回答した事業所が最も多く、次いで「普段センターの担当者と接する機会が少なく、担当者との連携がとりづらい（34.5%）」となっています。【介護保険サービス事業所調査】

【介護保険サービス事業所調査】

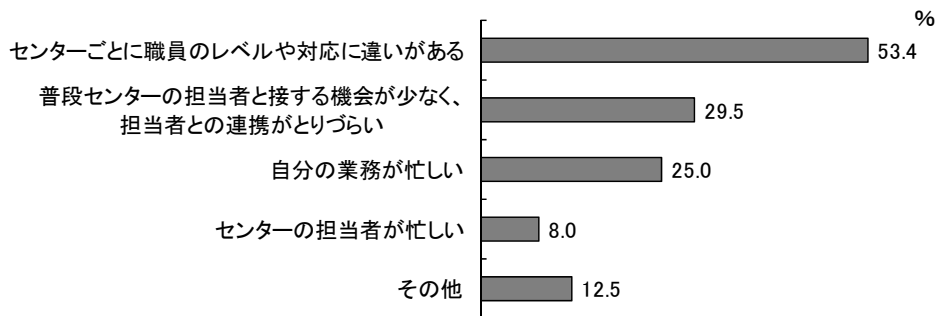
高齢者総合相談センターと連携がとれていない理由（複数回答）（回答者数=58 か所）



また、ケアマネジャーに対しても同様の質問をしたところ、連携がとれない理由については、やはり「センターごとに職員のレベルや対応に違いがある（53.4%）」と回答した人が最も多くなっています。【ケアマネジャー調査】

【ケアマネジャー調査】

高齢者総合相談センターと連携がとれていない理由（複数回答）（回答者数=88人）



2. 課題

- 高齢者総合相談センターは、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるために、地域包括ケアを担うコーディネート機関として、平成 22 年度から体制強化しましたが「高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、認知度が約 4 割と低く、さらに、周知に努めていく必要があります。
- 区役所内に設置している基幹型高齢者総合相談センターの役割を明確化し、体制整備と支援の強化を図る必要があります。
- 人員増により体制整備された高齢者総合相談センター職員の更なる専門スキルの向上と 9 か所の高齢者総合相談センターのサービスの標準化ができるように、人材育成への取組みがより一層求められています。特に認知症担当者や医療連携担当者の専門性を活かし、関係機関との連携を図り各地域の調整役としての役割を担う必要があります。
- 地域包括ケアを担うコーディネート機関として、地域ニーズの把握や関係機関とのネットワークを構築しネットワーク関係を充実させ情報の共有化を図る必要があります。

- 高齢者総合相談センターの場所を、区有施設への併設を推進するために残りの高齢者総合相談センターの移転先を早急に確保することが課題です。
- 高齢者総合相談センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメントの強化として、ケアマネジャーへの効果的な支援を充実していくことが必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 高齢者総合相談センターの認知度の向上

- 区有施設への併設を推進するとともに、名称や場所及び高齢者総合相談センターの機能について周知していきます。
- 各種講演会における周知やパンフレットの作成・配布など、様々な機会・媒体を通じ、高齢者の方の生活を支える、頼れる高齢者総合相談センターとして、認知度の向上に努めます。

(2) 高齢者総合相談センターの機能強化

- 地域包括ケアの中心機関である高齢者総合相談センターに従事する職員としてのスキルアップを図るため、専門職種別の業務・事例検討会、業務の標準化など計画的支援を行います。
- 認知症高齢者や医療の必要性の高い人の介護などに関する中心的な相談機関としての役割を明確に位置づけ、関係機関と連携して具体的な支援を行います。

(3) ケアマネジャーへの継続支援

- 医療、介護や関係機関の知識が豊富なケアマネジャーを育成・支援するために、アセスメントから始まるケアマネジメントへの継続的な援助や要介護者のケアプラン作成に必要な情報の提供など、ケアマネジャーへの効果的な支援を継続して行います。

- ケアマネジメント業務の効率化や負担軽減のための、ケース検討会や関係機関との連携、情報交換の場の提供などを、定期的を開催していきます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

高齢者総合相談センターの機能強化（福祉部高齢者サービス課）		
	23 年度末見込	26 年度 目標
<p>地域における中核相談機関として、人員体制を強化した高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の機能充実を図ります。</p> <p>地域包括ケアのコーディネート機関として、地域にある様々な課題への対応強化を図るために、他機関との連携や具体的な支援が実現するしくみを構築します。また、区民の利便性を高め、一層相談しやすい環境をつくるため、全センターの区有施設への併設を推進します。</p>	<p>区有施設に併設の高齢者総合相談センター数</p> <p>1 所</p>	<p>区有施設に併設の高齢者総合相談センター数</p> <p>7 所</p>

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
<p>ケアプラン評価会の開催 （福祉部高齢者サービス課）</p>	<p>ケアマネジャーのケアプラン作成技術向上を図るため、医師・学識経験者・主任ケアマネジャーによるケアプラン評価チームを運営し、ケアプラン評価等を行います。また、プラン作成の参考となるように、評価会の内容を区内で活動する他のケアマネジャーにも広く周知します。</p>
<p>ケアマネジャーネットワークへの支援 （福祉部高齢者サービス課）</p>	<p>区民に対して居宅介護サービスを提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）の運営補助及び会員を対象とした研修会・学習を協働で行います。</p>

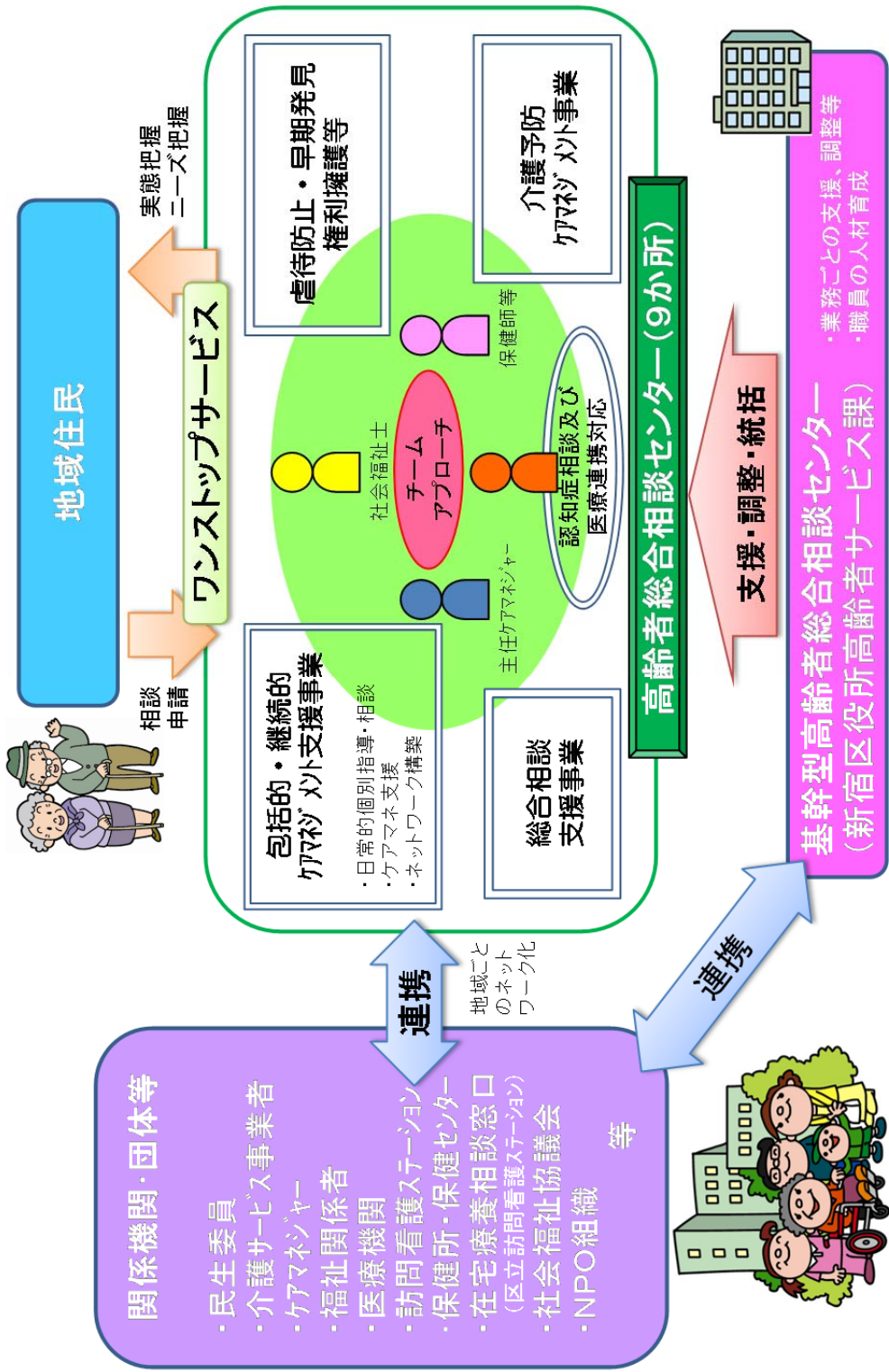
事業名（担当課）	事業概要
ケアマネジャーホットラインの実施 （福祉部高齢者サービス課）	ケアマネジャーの活動を支援するため、高齢者サービス課に専用の電話を設置し、専門の相談員が、ケアマネジャー業務に関する相談に応じ、相談内容を具体的に検討して、必要な指導助言、または介護保険課等の関係機関への取次ぎ等を行います。
事業別・課題別研修の実施 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者虐待防止、成年後見制度の活用等課題に応じた研修を実施するとともに、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の職種別の研修や医療連携担当者、認知症担当者等業務別の研修を計画的に行います。
地域包括ケア推進会議の開催 （福祉部高齢者サービス課）	地域ニーズの把握、関係機関との連携、社会資源の活用、個別支援の検討等地域の課題に対して、地域包括ケア推進会議を位置づけ、ネットワークの構築を図ります。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
高齢者総合相談センターにおけるケアマネジャー支援相談件数	880 件	1,000 件以上

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

高齢者総合相談センターの機能



施策 12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

高齢になっても買い物などの日常的な社会生活において、外出時の移動のしやすさや利用しやすい施設が必要です。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、すまいの支援を行います。

1. 現 状

(1) ユニバーサルデザインを視点としたまちづくり

- 高齢者や障害者も安心して暮らせる、ユニバーサルデザイン^{※18}の視点を取り入れた住みよいまちづくりを進めていくため、平成 23 年 3 月には、ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定し、公共施設・道路等をはじめとした、まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。
- 高齢者向け施設についても、バリアフリー化されていないものがあります。区では建て替えや大規模改修の機会を捉えて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点での整備を進めています。

(2) 高齢者が安心して住むことができる住宅の整備

- 区は、安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標や施策の方向性を示した「新宿区住宅マスタープラン」を平成 20 年 1 月に策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。シルバーピアでは入居する高齢者が地域で自立して生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をするワーデン(生活協力員)又はL S A (生活援助員)を配置しています。
- 区内には、区営住宅が 58 団地 1,061 戸、都営住宅が 19 団地 7,143 戸、あり、シルバーピア (308 戸) 等の高齢者向けの住宅を含めて、公共住宅は一定数が確保されています。

^{※18} 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザイン。

- 民間の高齢者向けの住宅としては、高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）がありますが、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）については、民間事業者が参入していない現状にあります。
- 高齢化が急速に進む中で、高齢者のみの世帯が増加しており、介護・医療・住宅が連携し、安心できるすまいの供給を促進するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下、「高齢者住まい法」という。）が改正（平成 23 年 10 月 20 日施行）され、これまでの高齢者専用賃貸住宅・高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止して「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度に一本化されました。
- また、民間賃貸住宅においては、入居中の事故や住宅の使用法への不安などを理由に、高齢者の入居が制限されている状況が見られます。
- 保証料助成件数（高齢者等入居支援）は平成 23 年度に年間 25 件を目標としていましたが、平成 22 年度の実績は 1 件となっています。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

65 歳以上の一般高齢者の 4 分の 1 が住み替え希望、住み替え先は公共住宅、高齢者専用住居

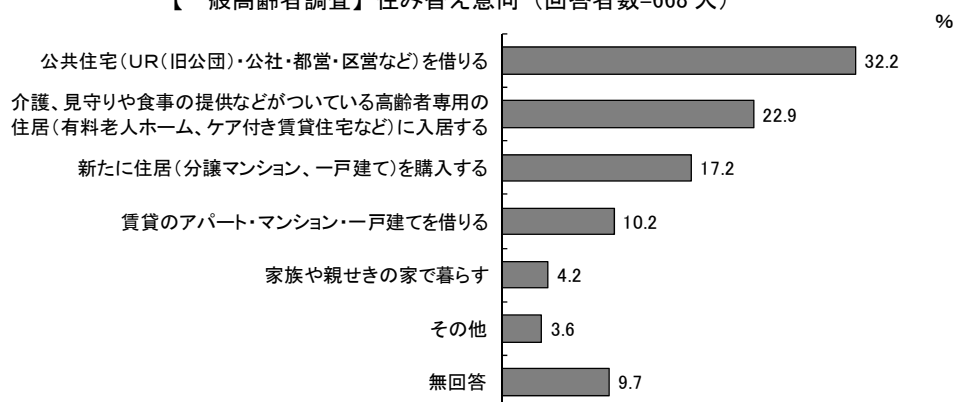
住み替えの意向について、「住み替えは考えていない（71.6%）」と回答した人が約 7 割である一方、「今すぐにも、住み替えをしたいと考えている（6.7%）」「今のところ必要ないが、将来は住み替えを検討したいと思っている（18.1%）」を合わせると約 4 分の 1 の高齢者が住み替えを検討しています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】住み替え意向（回答者数=2,691 人）



また、住み替えを検討している人が住み替え先として考えているのは、「公共住宅（32.2%）」が最も多く、次いで「介護、見守りや食事の提供などがついている高齢者専用の住宅（22.9%）」となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】住み替え意向（回答者数=668人）

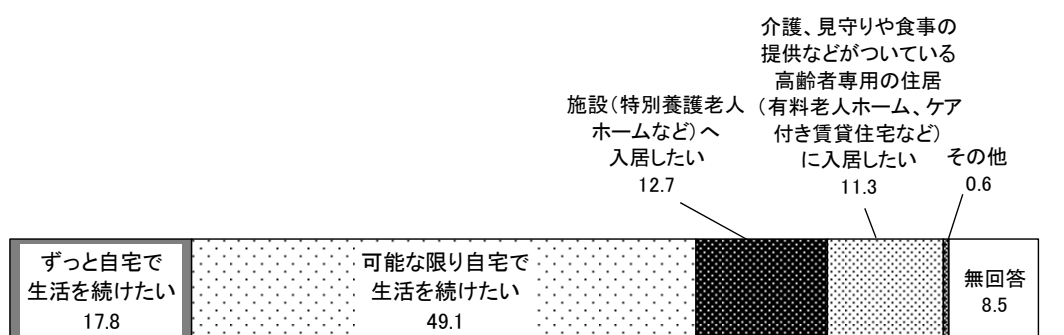


施設入所、高齢者専用住宅入居希望は一般高齢者の方が高い

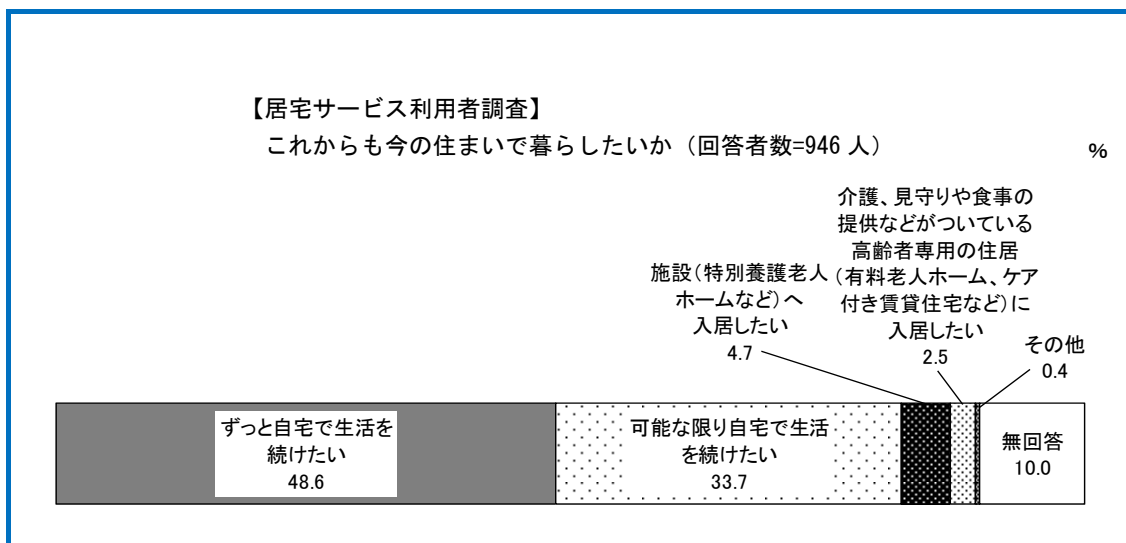
介護が必要になった場合の住まいに関する意向について、一般高齢者では、「ずっと自宅で生活を続けたい（17.8%）」と「可能な限り自宅で生活を続けたい（49.1%）」を合わせると、約67%の人が自宅での生活を続けたいと考えており、特別養護老人ホームなどの施設への入所を希望する人は12.7%、介護や見守りなどのサービスが付いた高齢者専用の住宅への入居を希望する人は11.3%となっています。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】

介護が必要になった場合、今の住まいで暮らし続けたいか（回答者数=2,691人）



一方、居宅サービス利用者では、「ずっと自宅で生活を続けたい（48.6%）」と「可能な限り自宅で生活を続けたい（33.7%）」を合わせると、約80%の人が自宅での生活を続けたいと考えており、特別養護老人ホームなどの施設への入所を希望する人は4.7%、介護や見守りなどのサービスが付いた高齢者専用住宅への入居を希望する人は2.5%と少数となっています。【居宅サービス利用者調査】



2. 課題

- 高齢者が住み慣れた地域で買い物や通院などの日常生活を継続し住み続けることができるように、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていく必要があります。
- 民間賃貸住宅への入居が困難になっている高齢者には、民間賃貸住宅等への円滑入居の促進に向けた取組みが必要です。高齢者・障害者等への居住の安定のために実施している保証料助成（高齢者等入居支援）は助成件数が目標に達していないことから、制度をよりわかりやすくし、利用しやすい支援方法にするための見直しが必要です。また、高齢者の賃貸住宅への入居制限を軽減するための新たな支援策の検討が必要です。
- 平成 22 年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によると、多くの高齢者は、在宅で生活しており、介護が必要になってもできる限り在宅生活の継続を望んでいます。その実現のためには、さらに地域包括ケアを推進し、介護が必要になった場合でも高齢者が在宅生活を継続できるしくみを整えていく必要があります。
- 高齢者が在宅生活を継続するためには、バリアフリーで緊急通報システムや生活相談のサービスが受けられ、地域包括ケアシステムの充実に

よる医療・介護サービスと連携した支援付き高齢者住宅の整備も促進していく必要があります。その手法としては、民設民営による整備、大規模住宅等の既存住宅ストックを活用した「支援付き高齢者住宅」の整備が考えられます。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域の中でくらし続けることが可能な都市環境やしぐみの整備・充実

- ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの普及啓発と推進を行います。
- 高齢者等入居支援について、協定する保証会社を増やすなど制度を利用しやすくするための見直しを継続していきます。また、賃貸住宅の家主側が設ける高齢者の入居制限を軽減するため、緊急通報装置の利用促進策、退去時の家財処理費の負担軽減策を検討していきます。

(2) 支援付き高齢者住宅の整備

- 中重度の要介護状態になっても施設に入所せずに、区民が高齢期に安心して住み続けることができるよう、バリアフリーで緊急時の見守りや地域包括ケアシステムの充実による医療、介護、生活援助サービス等が日常生活の場で適切に提供される、高齢者に配慮したすまいの整備を検討し促進します。
- 具体的には、新たに民設民営による設置について、国や都の補助を活用した建設助成制度を検討します。また、大規模集合住宅等の既存ストックを活用した支援付き高齢者住宅の整備及び、地域全体を意識した展開を推進します。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

支援付き高齢者住宅の整備（福祉部高齢者サービス課）		
高齢期に安心して地域で暮らし続けることができるよう、バリアフリーで緊急時の見守りや医療、介護、生活援助サービス等が日常生活の場で適切に提供される、高齢者に配慮したすまいの整備を検討し促進します。	23 年度末見込	26 年度 目標
	—	—
道路のバリアフリー化（みどり土木部道路課）		
新宿区バリアフリー基本構想に基づき重点地区（高田馬場駅周辺地区、新宿駅周辺地区）において、区道のバリアフリー化を進めています。	23 年度末見込	26 年度 目標
	14 路線完了	17 路線完了
清潔できれいなトイレづくり（みどり土木部みどり公園課）		
老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改築します。	23 年度末見込	26 年度 目標
	公園トイレ 25 か所 公衆トイレ 10 か所	公園トイレ 29 か所 公衆トイレ 13 か所
みんなで考える身近な公園の整備（みどり土木部みどり公園課）		
公園の改修にあたり、地域住民との協働により、高齢者や障害者の利用にも配慮した使いやすい公園に整備していきます。	23 年度末見込	26 年度 目標
	8 園	10 園
ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進（都市計画部都市計画課）		
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるために、平成 22 年度に策定したガイドラインの普及・啓発を進めるとともに、ガイドライン見直しのための調査も行います。	23 年度末見込	26 年度 目標
	ガイドライン 普及・啓発	ガイドライン 普及・啓発、 調査

建築物等耐震化支援事業（都市計画部地域整備課）		
建築物の耐震診断・補強設計や耐震改修工事を行う場合、一定の要件に従い、費用の一部を補助します。 また、一定の要件に従い、65歳以上の方又は障害者の方を対象に耐震シェルター・耐震ベッドの設置に要する費用の一部を補助します。	23年度末見込	26年度 目標
	—	平成27年度までに区内住宅の耐震化率90%達成
細街路の拡幅整備（都市計画部建築調整課）		
区民及び事業者等の理解と協力により、幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを行うとともに、障害者・高齢者等の安全を確保します。	23年度末見込	26年度 目標
	年間整備目標 6.5 km	年間整備目標 6.5 km
高齢者等入居支援（都市計画部住宅課）		
保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等に対し、協定保証会社をあっ旋し、契約後の保証料を助成します。 また、賃貸住宅に居住する60歳以上のひとり暮らしの方へ、緊急通報装置等利用料を助成し、入居制限を軽減するための支援を実施します。	23年度末見込	26年度 目標
	保証料助成 25件	保証料助成 各年度20件 緊急通報装置等 利用料助成 各年度20件

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
シルバーピアの管理運営 （福祉部高齢者サービス課）	シルバーピアにワーカー（生活協力員）又はLSA（生活援助員）を配置し、入居する一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で自立し生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整等、管理運営をします。
都市型軽費老人ホーム建設事業助成等 （福祉部高齢者サービス課）	自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、食事、入浴等のサービスや生活相談など、日常生活に必要なすまいを提供する都市型軽費老人ホームの建設助成等を行います。

<p>鉄道駅のバリアフリー化 (都市計画部都市計画課)</p>	<p>交通バリアフリー推進委員会、推進部会及び関係事業者と調整・協議を行いながら、鉄道事業者へ、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロック、多機能トイレ等の設置や改善を要請し、駅舎等のバリアフリー化を促進します。また、駅のホーム柵の設置について補助を行います。</p>
<p>人にやさしい建築物づくり (都市計画部建築指導課)</p>	<p>病院等を含む公共建物及び一定の規模以上の民間建物（共同住宅を含む）について、建築主、設計者等に対して、「東京都福祉のまちづくり条例」、「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」等に基づいた指導を行います。</p>
<p>ワンルームマンション条例 (都市計画部住宅課)</p>	<p>条例に基づくワンルームマンションは高齢者の入居、安全及び利用に配慮したものとすのほか、一定規模以上のものには高齢者の利用に配慮した住戸の設置を規定しています。</p>
<p>区営住宅の管理運営 (都市計画部住宅課)</p>	<p>高齢者世帯向住宅及び高齢者単身向住宅の管理運営を行います。</p>
<p>住宅相談 (都市計画部住宅課)</p>	<p>高齢者等の民間賃貸住宅への住み替え相談及び不動産取引相談について、専門相談員による相談を実施します。</p>
<p>住み替え居住継続支援 (都市計画部住宅課)</p>	<p>民間賃貸住宅に住む高齢者等が、その住宅を取り壊すこと等を理由に家主から立ち退きを求められ、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に、転居費用及び家賃の差額の一部を助成します。</p>

5. 指 標

指 標 名	現 状 (平成 22 年度)	目 標 (平成 26 年度)
住宅住み替え相談における 70 歳以上の成約件数	9 件	12 件

【基本目標 4】

尊厳あるくらしを支援します

施策 13 権利擁護・虐待防止の推進

地域において高齢者の権利擁護ネットワークを構築することは、高齢者一人ひとりが個人として尊重され、安心して生活できる地域社会の実現につながると考え指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
高齢者の権利擁護ネットワーク（地域版）の構築	0 か所	3 か所 （9 か所の高齢者総合相談センター3 か所 1 区域とし、各区域に 1 か所）

施策 13 権利擁護・虐待防止の推進

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしの実現ができるよう支援します。成年後見制度のさらなる周知と利用しやすい環境づくりを行うとともに、地域の高齢者総合相談センターを核とする総合的なネットワークの構築による虐待防止に向けた相談体制の充実を推進します。

1. 現 状

(1) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度は、介護保険制度の開始と併せて平成 12 年にスタートしました。区では、平成 19 年度に、新宿区社会福祉協議会の中に新宿区成年後見センターを設置し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）との連携により成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発、相談支援を行ってきました。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を行う他、地域で講座等を開催し普及を図っています。
- 専門相談件数の平成 23 年度目標を年間 170 件としていましたが、平成 22 年度実績で 180 件と目標を上回っています。しかし、区政モニターや「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、成年後見センターの認知度は、まだ高いとはいえない状況にあります。
- また、今後増加する成年後見へのニーズや市民としての立場で、専門職とは異なる身近な関係を活かした支援やきめ細かな対応が、より必要とされる事例等に対応していくために、東京都とも協力しながら市民後見人（社会貢献型後見人）の育成に取り組んでいます。都の後見人養成講習修了者の区登録者数については、平成 23 年度に 20 名を目標としていましたが、平成 22 年度の実績で 22 名と、目標を達成しています。平成 23 年度には、区の登録者から市民後見人（社会貢献型後見人）として 4 名が受任し、活動しています。
- 判断能力が十分でない高齢者の地域生活を支えるために、地域福祉権利

擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用も有効です。成年後見センターでは、この事業を併用し成年後見制度の利用促進を図っています。

(2) 高齢者虐待の防止

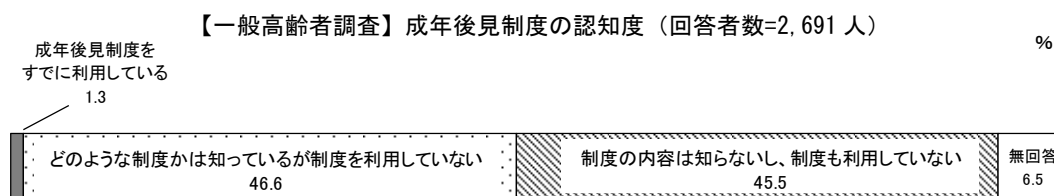
- 平成 18 年 4 月 1 日に「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、養護者による高齢者虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行うこととなりました。区では、高齢者虐待の通報・相談先として高齢者総合相談センターを位置づけ対応しています。通報はケアマネジャーなど、介護サービス関係者から寄せられることが多く、外部の目が発見のきっかけとなっていることがわかります。また、虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状が見られます。
- 高齢者総合相談センターでは、虐待の防止や早期発見、認知症への理解の促進などの取組みを行っています。また、介護者による虐待防止、施設従事者等による虐待防止のための関係者向けの実務マニュアルの作成及び高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会による関係機関との連携強化を図ってきました。そして、虐待防止、孤独死防止等、課題別に行われていた会議体を高齢者の権利擁護の問題と位置づけ、平成 21 年度に総合的な権利擁護ネットワーク協議会に再構築しました。
- 高齢者虐待への対応として、必要に応じて区長申立による成年後見審判請求や老人福祉法に基づく措置による施設入所などの対応をとっています。

(3) 消費者被害の予防等

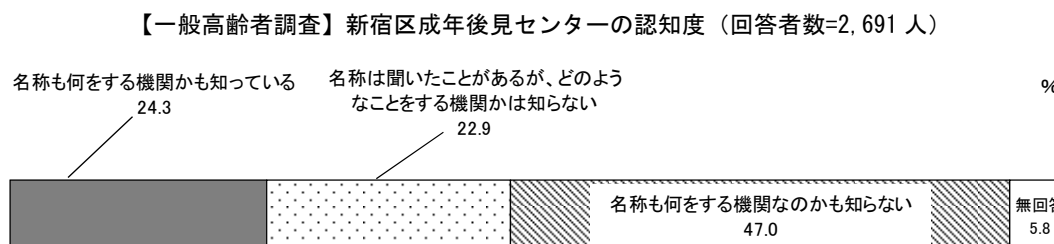
- 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、関係機関が連携して、情報発信、普及啓発に取り組んでいます。

成年後見制度・成年後見センターの認知度について

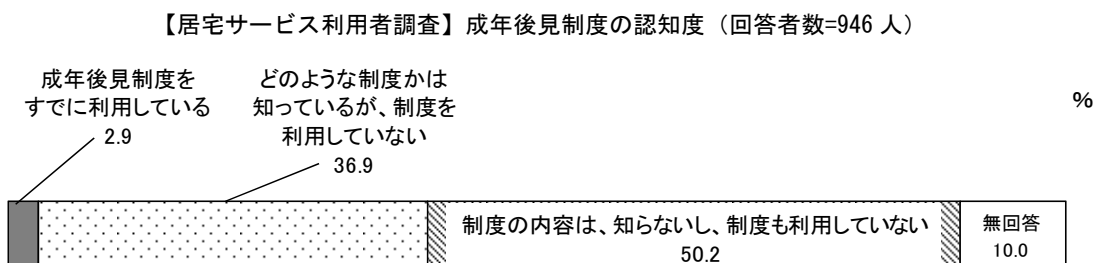
成年後見制度の認知度を 65 歳以上の一般高齢者について調べたところ、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない (46.6%)」「制度の内容は知らないし、制度も利用していない (45.5%)」と回答した人が、それぞれ約半数となっています。【一般高齢者調査】



また、新宿区成年後見センターについては、「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人は 24.3%、「名称も何をする機関なのかも知らない」と回答した人は 47.0%となっています。【一般高齢者調査】



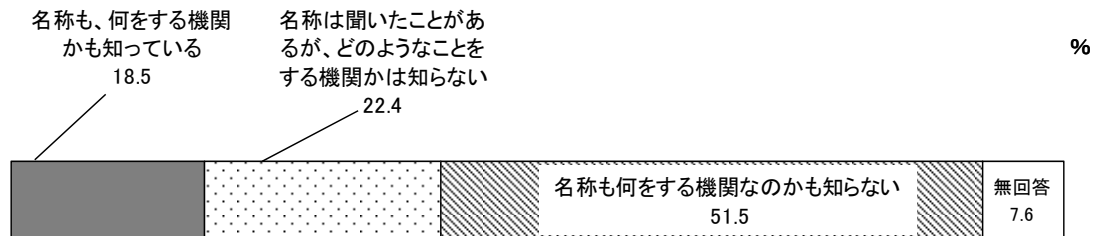
一方、居宅サービス利用者では、成年後見制度について、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない」と回答した人の割合が 36.9%と一般高齢者より低く、「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」と回答した人は 50.2%と一般高齢者より高くなっています。



また新宿区成年後見センターについても「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人の割合が 18.5%と、一般高齢者より低くなってい

ます。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】新宿区成年後見センターの認知度（回答者数=946人）



また、第2号被保険者では、成年後見制度について、「どのような制度かは知っているが、制度を利用してない」と回答した人の割合が51.6%と一般高齢者より高く、「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」と回答した人は45.8%となっています。【第2号被保険者調査】

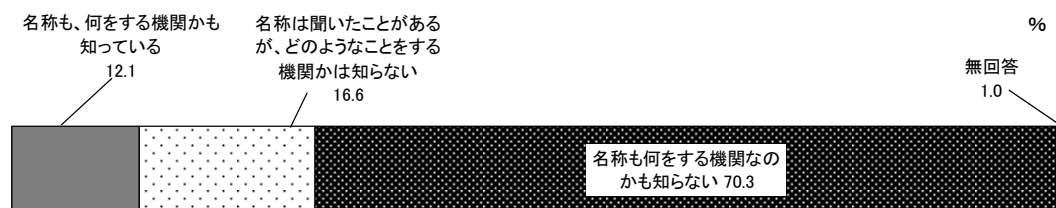
【第2号被保険者調査】成年後見制度の認知度（回答者数=824人）



新宿区成年後見センターについては「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人の割合は12.1%と、一般高齢者より低くなっています。

【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】新宿区成年後見センターの認知度（回答者数=824人）



2. 課題

- 今後の高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者数も増加することが予想される中、高齢者の権利を守るために成年後見制度のさらなる普及・啓発と制度活用の相談・支援が必要です。
- 引き続き市民後見人（社会貢献型後見人）を育成していくとともに、市民後見人受任と受任後の支援（監督及び活動支援）の充実に向けた検討が必要です。また、親族、専門職を含めた、広く成年後見人等の活動を支える地域の連携が求められます。
- 高齢者虐待防止に関しては、関係機関が幅広く集まり、権利擁護全般について協議するネットワーク（権利擁護ネットワーク協議会）とともに、地域における個々の問題解決を行うため、高齢者総合相談センターが中心となって、地域単位での権利擁護に関するネットワークを構築し、虐待の早期発見、相談対応を行っていく必要があります。
- 虐待の発見・通報に、機動的に応えていくしくみをさらに整えていく必要があります。
- 高齢者虐待は、介護者から受けるケースが多く、虐待を防止するためには、介護者等への支援を充実させていく必要があります。
- 虐待で保護等を必要と判断されるケースでは、より複雑で専門的な内容が多くなってきており、弁護士等の専門職との連携が必要となっています。
- 高齢者の消費者被害の予防・救済・再発防止に向けては、関係機関が連携して、さらに情報発信、普及啓発に取り組むことが重要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 成年後見制度のさらなる周知と後見支援体制の充実

- 成年後見制度の一層の周知を図るとともに、成年後見センターと高

高齢者総合相談センターの連携を推進します。

- 市民後見人（社会貢献型後見人）の活用を推進するとともに、後見人受任後のバックアップ体制を充実させるとともに、成年後見人等が地域の社会資源との連携を維持しながら活動できるよう、支援に努めます。

(2) 地域における権利擁護ネットワークの構築及び課題解決に向けた諸施策の推進

- ケアマネジャー等による高齢者虐待の発見・通報により速やかに対応する体制を整え、虐待の実態把握と具体的防止策の充実に努めます。
- 3か所の高齢者総合相談センターを1つのブロックとしてブロック毎に関係機関、団体等が一体となった権利擁護の総合的なネットワークを構築します。そして、連携体制を強化していくことにより、地域の高齢者総合相談センターがそれぞれの相談圏域の核として機能できるよう相談・対応の充実に図ります。
- 地域の高齢者総合相談センターが、地域包括ケア会議等に際し、必要に応じて弁護士等の専門職からスーパーバイズ（助言・指導）を受けられる体制の強化を基幹型高齢者総合相談センターが行い、高齢者の権利擁護を推進します。
- 基幹型高齢者総合相談センターは、地域での対応事例をふまえたノウハウ等を広く関係機関と共有できるよう新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を活用するとともに、地域単位のネットワークの構築を支援し連携を図っていきます。
- 虐待の発生につながらないように、介護者のリフレッシュやストレスを解消するための事業を充実させます。

(3) 消費者被害防止に向けた諸施策の推進

- 介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センターなどからなる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高

高齢者の悪質商法被害を早期発見、消費生活センターへ通報することにより、早期回復を図ります。また、高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発に努めます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

成年後見制度の利用促進（福祉部地域福祉課、新宿区社会福祉協議会）		
	23 年度末見込	26 年度 目標
<p>認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守るための成年後見制度の普及啓発（広報紙、講演会、相談会等）、専門家による相談、訪問相談を行います。</p> <p>また、市民後見人（社会貢献型後見人）をめざして育成を図ってきた後見人等養成講習修了者の後見人等の受任を支援していきます。</p>	<p>成年後見制度の内容を理解している人の割合 35%</p> <p>成年後見・権利擁護専門相談件数 年間 180 件</p>	<p>成年後見制度の内容を理解している人の割合 42%</p> <p>成年後見・権利擁護専門相談件数 年間 200 件</p>

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
<p>悪質商法被害防止ネットワーク (地域文化部消費者支援等担当課)</p>	<p>民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。</p>
<p>消費者講座 (地域文化部消費者支援等担当課)</p>	<p>高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発を行います。</p>
<p>老人福祉施設への入所等措置 (福祉部高齢者サービス課)</p>	<p>心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な 65 歳以上（特別の場合は 60 歳以上）の人を養護老人ホームへ入所措置します。</p>

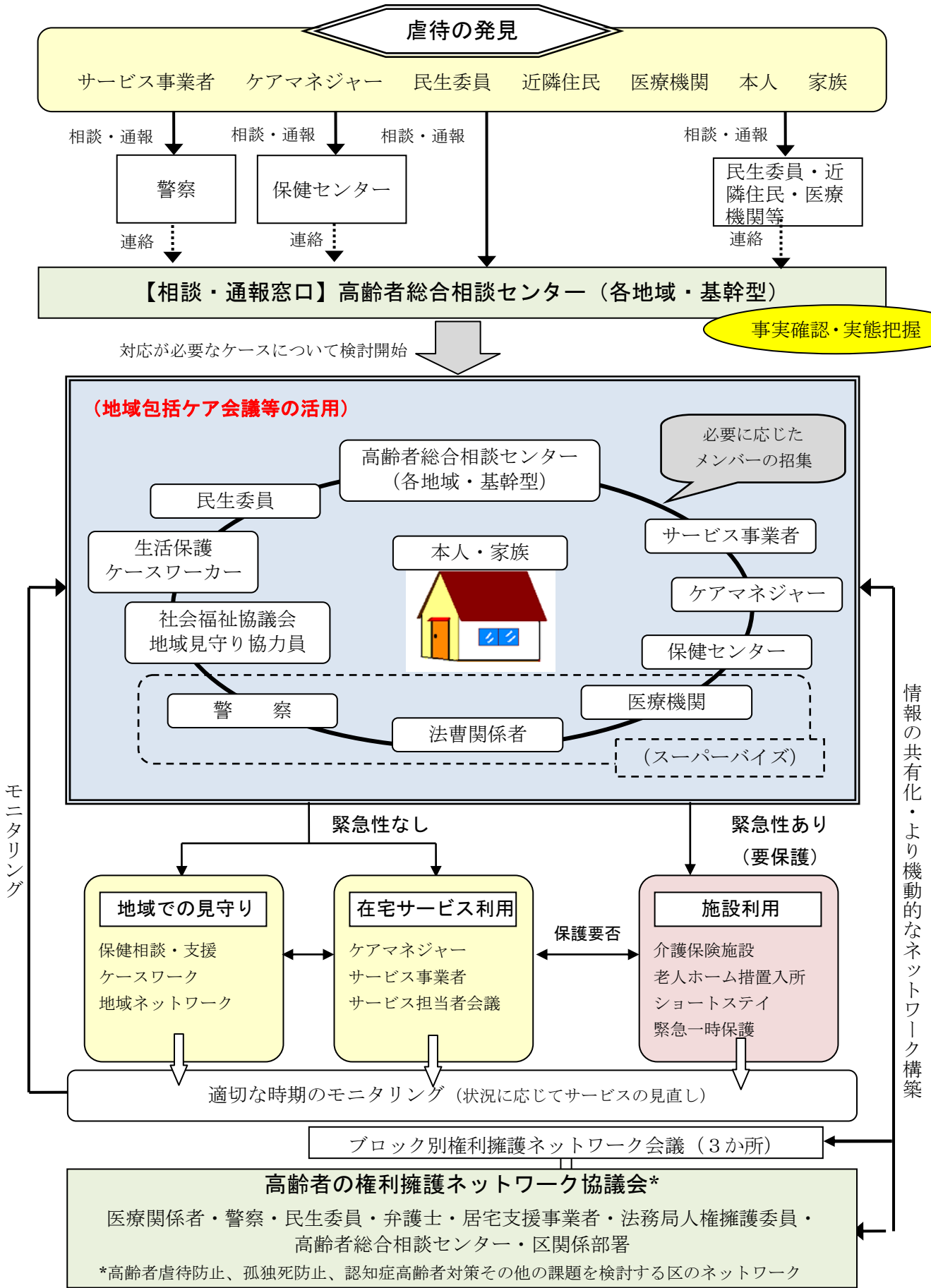
事業名（担当課）	事業概要
高齢者の権利擁護の普及啓発 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支えあいのしくみづくりに結びつけていきます。
成年後見審判請求事務等 （福祉部高齢者サービス課）	身寄りのない判断能力の不十分な高齢者が、成年後見制度を利用できるように、親族に代わって区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して後見人等への報酬の助成を行います。
虐待の早期発見・相談 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口とし、高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員、ケアマネジャーからの総合相談、継続的支援を行います。
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 （福祉部高齢者サービス課）	9か所の高齢者総合相談センター3か所1区域とし、各区域に、高齢者虐待防止等の高齢者を取り巻く課題に関する関係機関によるネットワークを構築し運営していきます。
地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業） （新宿区社会福祉協議会）	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるよう支援する制度です。本人との「契約」により、福祉サービスの利用援助を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理サービスや書類預かりサービスなど、担当の専門員・生活支援員等が支援します。

5. 指 標

指標名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
【調査】 新宿区成年後見センターの認知度 （一般高齢者調査）	24.3%	35%

注）【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

高齢者虐待対応のネットワーク



【基本目標5】

支え合いのしくみづくりを すすめます

施策 14 介護者への支援

施策 15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

施策 16 災害時支援体制の整備

75歳以上の一人暮らし高齢者を、定期的に地域で見守る人が増えることは、住み慣れた地域で互いに支えあう地域社会の推進につながると思われ指標としました。



指 標 名	現状（平成 22 年度）	目標（平成 26 年度）
ぬくもりだより配布に関わる地域の住民等の人数	734 人	800 人

施策 14 介護者への支援

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活し続けるため、介護保険制度の整備や地域社会での支えあいのしくみづくりに加え、在宅介護を支援するうえで、そのキーパーソンとなる家族介護者への支援策の充実を進めます。

1. 現 状

(1) 介護者の抱える負担と支援策

- 介護者も高齢者である老老介護の増加、介護の長期化、介護のための離職など、介護保険制度の利用が定着してきた中においても、介護者に負担がかかっている現状があります。「高齢者の保健と福祉に関する調査」でも、介護していて感じたことは「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」との回答が 46.2%ありました。
- 介護者に対して、家族介護者教室や交流会を実施するほか、介護者同士の自主グループ活動への支援を行っており、前計画期間において、家族介護者教室・交流会、家族介護者外出プラン参加人数は、平成 23 年度に年間 600 人を目標としていましたが、平成 22 年度実績では 538 人となっています。また、平成 21 年度から、認知症高齢者の家族への支援策として認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業や認知症介護者教室を開始しています。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の居宅サービス利用者調査では、介護保険サービスを利用して良かったこととして、「介護の負担が減って、身体的・精神的に楽になった」と回答した人は 52.4%と、平成 20 年度に実施した調査結果の 65.2%を下回り、平成 23 年度の目標である 70%にも及びませんでした。なお、次いで多かったのは「相談相手が多かった (49.9%)」という回答となっています。

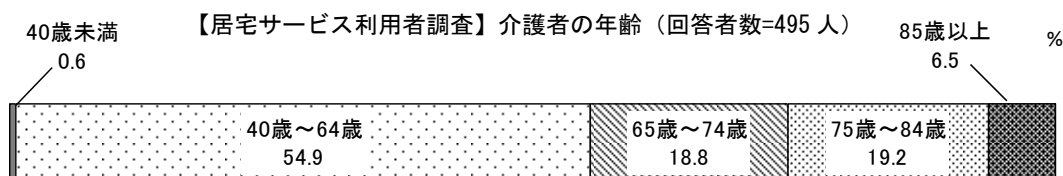
(2) 区内企業におけるワーク・ライフ・バランス

- 区では、仕事と子育て、介護の両立支援を推進するため、区内企業を対象にワーク・ライフ・バランス^{※19} 推進企業認定制度などを実施しています。平成 22 年度に実施した「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業及び従業員の意識・実態調査」では、「法定を超える育児休業、介護休業制度」（事業所の導入割合は 20.9%、従業員の利用意向は男性 34.6%、女性 50.0%）のように、従業員の利用意向が高い制度が、事業所において十分に導入されているとは限らないことがわかりました。

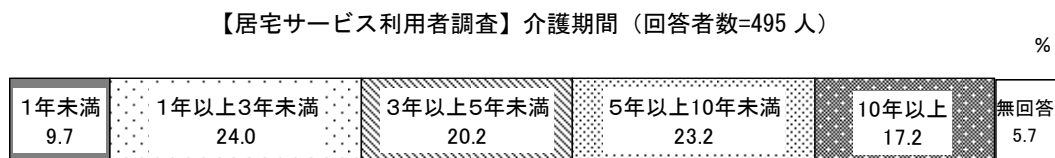
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

介護者の 4 人に 1 人は 75 歳以上、約 4 割が 5 年以上介護

居宅サービス利用者の介護者の年齢は、「40～64 歳」が 5 割以上ですが、「75 歳以上」も 25.7%です。【居宅サービス利用者調査】



介護期間は、5 年以上が約 4 割を占めています。3 年以上では約 6 割に達します。【居宅サービス利用者調査】



相談機能の充実、リフレッシュのための制度を希望

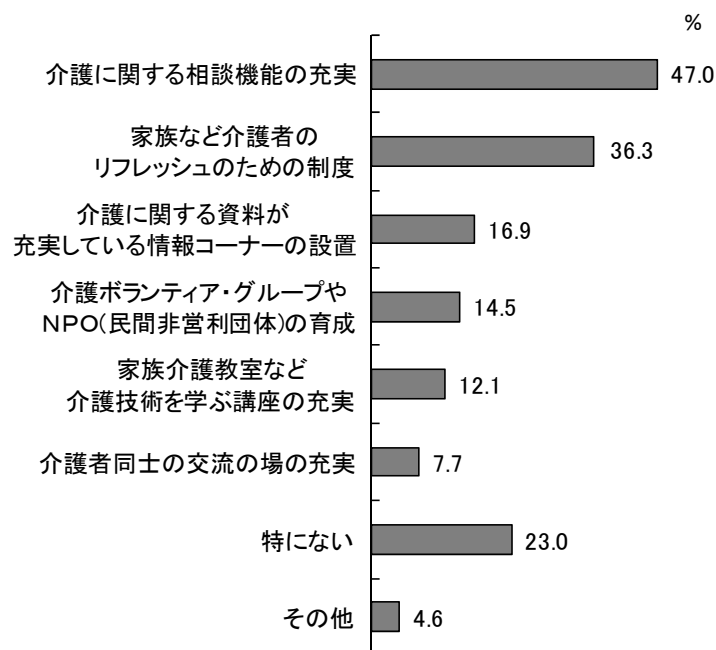
介護者への支援として新宿区に力を入れてほしいことは、「介護に関する相談機能の充実（47.0%）」が最も多く、次いで「家族など介護者のリフレ

^{※19} 仕事、子育て、介護、地域活動等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ッシュのための制度（36.3%）」「介護に関する資料が充実している情報コーナーの設置（16.9%）」の順となっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】

介護者への支援として新宿区に力を入れてほしいこと（回答者数=413人）



2. 課題

- 在宅で長期に介護を続けている介護者にかかる負担は大きく、介護者の心身の負担の軽減や孤立防止のため、相談・支援体制の充実強化が必要です。
- 介護者同士の支えあい、情報交換の場として自主活動グループを位置づけ、各地域に自主グループを立ち上げていくことが課題です。そのために、新たな参加者や担い手を見出すとともに、活動への支援策を充実していく必要があります。
- 介護者支援に資する介護保険外サービスの効果を検証しながら、実施していく必要があります。

- ワーク・ライフ・バランスの実施に向けた、企業への啓発等を引き続き進めていくとともに、仕事と介護の両立に向けた支援をこれまで以上に推進することが必要です。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 介護者同士の支えあいの促進

- 多くの介護者が介護負担軽減のための事業に参加できるよう支援体制を充実するとともに、自主的に活動する家族介護者会等への支援策を充実していきます。
- 9か所の高齢者総合相談センターを核として、自主グループ化など介護者同士の支えあいを促進します。

(2) NPO や関係機関等との連携による支援の充実

- 認知症高齢者の介護者のための支援として、ノウハウを持ったNPOとの協働や認知症サポーターの活用等、新たな介護者支援の整備を図ります。

(3) 介護保険外サービスによる支援策の推進

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」で、介護者への支援として相談機能の充実とリフレッシュのための制度の要望が挙げられています。介護保険外サービスの再構築の中で介護者支援のためのサービスも検討していきます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの充実

- 区内中小企業において、介護休業に関する制度を導入し定着していくことができるよう支援策を充実していきます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 (子ども家庭部男女共同参画課)		
	23 年度末見込	26 年度 目標
仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを目指し、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業への「認定制度」の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○推進企業認定数 30 社 ○コンサルタントの派遣年 30 回 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー3回 	<ul style="list-style-type: none"> 各年度ごとに ○推進企業認定数 10 社 ○コンサルタントの派遣 60 回 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー3回

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
家族介護者教室・交流会 (福祉部高齢者サービス課)	高齢者を介護している家族及び過去に介護の経験のある家族を対象に、講演会及び交流会を開催し、介護負担の軽減を図ります。また、介護者相互の交流を深めることにより、自主的に活動する家族介護者会等の活動へ結び付け、支援していきます。
家族介護者外出プラン (福祉部高齢者サービス課)	高齢者を介護している家族に、日常生活を離れての外出プランに参加してもらい、介護疲れ、精神的ストレスの解消を図ります。
高齢者緊急ショートステイ事業 (福祉部高齢者サービス課)	緊急でショートステイが必要な人に対し、有料老人ホーム等の居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。
介護者の休養 (福祉部介護保険課)	福祉施設等への短期入所（ショートステイ）や通所介護（デイサービス）を利用することにより、介護者の負担の軽減を図ります。

事業名（担当課）	事業概要
家族介護慰労金の支給 （福祉部介護保険課）	要介護4又は5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険サービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。
男性の育児・介護サポート 企業認定モデル事業 （子ども家庭部男女共同参画課）	区内中小企業者において、男性が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを支援します。

5. 指 標

指 標 名	現 状（平成 22 年度）	目 標（平成 26 年度）
家族介護者教室・交流会 参加人数（年間）	448 人	510 人

トピックス

地域安心カフェの展開（施策 15）



区では、大規模団地内で定期的に「地域安心カフェ」を展開しています。

地域安心カフェは、高齢者及びその介護者、その他の地域住民等が気軽に立ち寄ることが出来ます。定期的に展開することにより、高齢者及び介護者の孤立を予防し、地域の方同士の交流・支えあいの充実を図っています。

NPO との協働事業をきっかけとして、平成 21 年度から、行っており、現在は、1 地域 3 所で実施していますが、26 年度末には 3 地域 5 所で展開を予定しています。



コーヒーやお茶を楽しみながら談笑中。
男性陣にも多数参加いただいています



区民スタッフが暖かくおもてなし

施策 15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、地域で支えあうことが大切です。

区では、地域での支えあいの輪が広がるよう働きかけを行っていきます。

1. 現 状

(1) 地域における様々な安否確認・見守り活動

- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施しているふれあい訪問・地域見守り協力員事業では、希望する 65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対して地域見守り協力員（地域のボランティア）による月 2 回程度の訪問活動を行っています。
- 平成 23 年度の地域見守り協力員の目標を 400 人、地域見守り対象者数の目標を 680 人としていましたが、平成 22 年度の実績はそれぞれ 369 人、694 人であり、地域見守り対象者数では目標を上回っています。
- 高齢者の孤独死防止を目的として、平成 19 年度から 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、月 2 回情報紙「ぬくもりだより」をボランティア等の協力により訪問配布を行い、安否確認・見守り活動を行っています。
- 平成 21 年度から、NPO との協働事業をきっかけとして、大規模団地内での定期的な地域安心カフェに取り組み、地域の方同士の交流・支えあいの場づくりを進めています。
- 平成 22 年度からは新たな高齢者見守り対策として、民生委員が 3 年に 1 回行う 75 歳以上高齢者の安否確認や区内の事業者との連携による見守りを行い、重層的に高齢者の見守りを行っています。
- 見守り活動からの相談や実態把握の相談窓口としては、地域の実態把握、総合相談機能を担っている高齢者総合相談センターを位置づけています。また見守りを行うボランティア等との懇談会を定期的実施しています。

(2) 地域における支えあい活動のコーディネートや人材の広がり

- 新宿区社会福祉協議会は、柔軟で幅広い地域での見守り・支えあいの活動などをコーディネートし、地域において大きな役割を果たしています。また、町会・自治会など様々な団体や個人によるボランティア活動など、多種多様な地域活動への支援も行っています。
- 介護支援ボランティア・ポイント事業における登録ボランティアの人数は平成 23 年度に 200 人を目標としていましたが、平成 22 年度の実績は 231 人で、目標を上回っています。また、「ボランティア活動等いきがいを感している人の割合」については平成 23 年度に 10%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査結果によると、9.9%という結果でした。

トピックス

ぬくもりだよりの配布

平成 19 年 9 月から、75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に毎月 2 回配布している「ぬくもりだより」は、平成 23 年 10 月 15 日号で 100 号を迎えました。

毎回、高齢者向けの情報をひとつずつ分かりやすく掲載し、地域の情報が高齢者に行き届くようになりました。「毎号楽しみにしています」という声が届いています。

配布は区民や地域のボランティアの方が安否確認・見守り活動として行っており、高齢者の孤独死防止を図っています。配布員との関係が深まることを通じて、一人暮らしの高齢者に安心もお届けしています。

第100号 平成23年10月15日発行
発行：新宿区高齢者サービス課
〒160-0064 新宿区登母1-4-1
電話 3209-1111

ぬくもりだより

「ぬくもりだより」が100号を迎えました

ぬくもりだよりは、平成19年6月の創刊から、今号で第100号を迎えました。
たくさんの方々の皆さまのおかげです。心より感謝いたします。
今号では100号を記念して、ぬくもりだより特集をお送りします。

～お散歩の提案～
ぬくもりだよりでは、「散歩に出かけてみませんか」(第2号～第4号)、「新宿ふらり旅」(第45号～現在不定期)の連載を通して、お散歩の行き先をご紹介します。外出の機会が増えることで、皆さまにより元気に毎日をお過ごしいただけたら、と思います。

～人気コーナーは?～
皆様から特にご好評をいただいているのが、創刊号から掲載している「今日の献立」です。実はこのレシピ、どれも担当する職員自ら一度調理してから、紙面でご紹介しています。職員おすすめ、手軽でつくりやすい料理ばかりなので、ぜひ皆さまもお試ください。

～ある配布員さんの声～
ぬくもりだよりに欠かせないのが、配布員さん。配布員さんからは次のような声が寄せられています。「何回回数を重ねるごとに、皆さまとの絆が深まるのが嬉しいです。元気を分けていただいています。」

～区職員より～
ぬくもりだよりが、皆さまの暮らしの安心に役立てば幸いです。これからも、ご近所や地域のなかで、つながり・声かけ・見守りあいが根づいていくことを願っています。

今日の献立 肉豆腐

① 絹ごし豆腐を、肉をゆめ、肉の色が変わったら、長ねぎ・豆腐の順に加える。
② 砂糖・しょう油・酒を加え、豆腐を軽くくすして、火を弱めて4～5分煮る。
③ ①に油を熱し、肉をゆめ、肉の色が変わったら、長ねぎ・豆腐の順に加える。
④ 砂糖・しょう油・酒を加え、豆腐を軽くくすして、火を弱めて4～5分煮る。

① 牛肉は一口大に切り、豆腐は厚さ1cmに切る。長ねぎは薄く斜め切りにする。

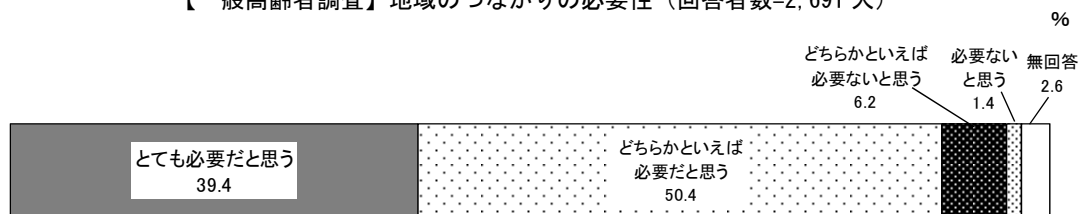
＜材料＞1食分	
牛ちゅうずわり肉	40g
ちめん豆腐	1/4丁
長ねぎ	5cm
油	大さじ1/2
しょう油	大さじ1/2
砂糖	大さじ1/2
酒	大さじ1

「ぬくもりだより」第 100 号
職員の手作りです

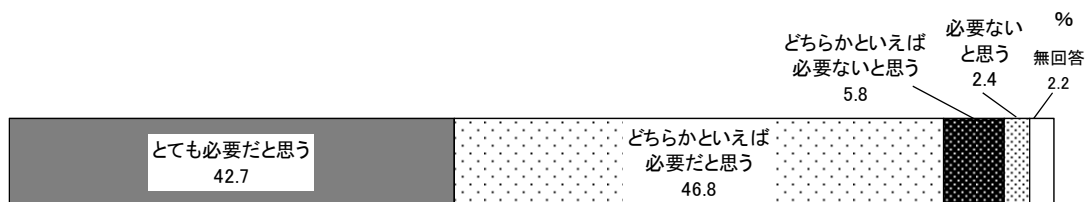
地域のつながりについて 9 割が必要と回答

「日々の暮らしの中で、地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）は必要だと思いますか？」という問いに対して、一般高齢者では「とても必要だと思う（39.4%）」と「どちらかといえば必要だと思う（50.4%）」を合わせて 89.8%、居宅サービス利用者では、「とても必要だと思う（42.7%）」と「どちらかといえば必要だと思う（46.8%）」を合わせて 89.5%と、いずれも約 9 割が「必要だと思う」と回答しています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】地域のつながりの必要性（回答者数=2,691 人）



【居宅サービス利用者調査】地域のつながりの必要性（回答者数=946 人）



在宅生活の継続に「近所の人などの見守りや声かけが必要」が約 2～3 割

「介護が必要になっても、在宅で暮らし続けるためには、何が必要だと思いますか」との問いに対して、一般高齢者では「近所の人を見守りや手助けがある（22.3%）」「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（22.6%）」との回答がそれぞれ約 2 割となっています。また居宅サービス利用者でも、「近所の人を見守りや手助けがある（27.9%）」「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（18.8%）」との回答が約 2～3 割となっています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

2. 課題

- 高齢者やその家族が地域で安心して生活できるように、孤独死防止、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者への支援等、高齢者とその家族に関する問題を地域住民が共有化する取組みを継続していくことが必要です。
- 一人暮らし高齢者が増加してきている現状から、見守り活動や定期的な訪問活動などを充実していく必要があります。その際に、高齢者の見守り活動を受け入れない高齢者への対応やオートロック式のマンションやセキュリティー機能があるマンションに住む高齢者の安否確認の方法についても検討していく必要があります。また、安否確認の方法については、災害時を想定した検討も必要です。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りや安否確認については、地域の様々な見守り活動による気づきを高齢者総合相談センターにつなげることにより、より適切な支援に結びつけていくことが必要です。
- 見守りや支えあい活動の充実のためには、ボランティアによる活動を支援していくことが必要ですが、地域で高齢者を見守る担い手も高齢化しており、より広範な世代によるボランティアへの参加が必要となっています。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域包括ケアシステムを活用した見守り体制の強化

- 地域の高齢者総合相談センターによる地域包括ケアシステムと医療・介護の連携を図り、地域の実態に即したしくみを構築します。
- 今後ますます増加すると予想される一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いざというときにも地域で安心して生活できるように、高齢者総合相談センターが中心となって地

域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者の「顔が見える」見守り体制を推進します。

- 区及び高齢者総合相談センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、見守り、支えあいのしくみの輪を新宿区社会福祉協議会と連携し、地域の様々な団体、個人へ輪が広がるような働きかけを行っていきます。

(2) 日常的な見守り活動の継続実施

- 地域で日常的に見守り活動をしている関係者による定期的な情報交換を継続的に行うとともに、各種見守りサービスや地域活動の連携を図ります。
- ボランティアによる会食方式の食事サービス等、地域での自主活動を通じた見守りを拡充するとともに、見守りにつながる様々なサービスの一層の周知・活用を図ります。

(3) 若年層を含む広範な世代のボランティア活動参加への促進

- 高齢者を支えるボランティア活動等の地域活動に多くの人に参加するための、活動情報の提供や紹介を行うとともに、積極的・安定的に続けられるよう支援する体制を整備していきます。また、高齢者自身が介護支援のボランティア活動を行うしくみを構築し、介護予防やいきがいづくりを推進していきます。
- ボランティア活動に関する情報提供を行い、若年層も含め広範な世代による地域の見守りを進めます。

4. 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）の計画事業

地域安心カフェの展開（福祉部高齢者サービス課）		
	23年度末見込	26年度 目標
高齢化率の高い都営住宅等に、高齢者及びその介護者、その他の地域住民等が気軽に立ち寄り交流や相談ができる場を設け支援します。高齢者及び介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支えあいの充実を図ります。	1 地域3所	3 地域5所

○その他の事業

事業名（担当課）	事業概要
民生委員による相談活動 （福祉部地域福祉課）	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。
ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	①ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。 ②地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域での支えあいのしくみづくりが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。
ちょこっと困りごと援助サービス （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	一人暮らし高齢者等に対して、困りごとの解決に協力できるボランティアを紹介し、日常生活でのちょっとした困りごとを援助して、地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。あわせてボランティアによる地域の支えあい活動のしくみを生かすことで、地域との新たなつながりを生み出し、地域支えあいのコミュニティの形成を図ります。
高齢者の孤独死防止に向けた取り組みの推進 （福祉部高齢者サービス課）	75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、高齢者向け情報紙（ぬくもりだより）を毎月 2 回訪問配布します。既存のサービスでは目の届かなかった高齢者の安否確認及び見守りにより、高齢者の孤独死防止を図ります。

事業名（担当課）	事業概要
暮らしのサポート事業 (新宿区社会福祉協議会)	<p>日常生活で支援を必要とする人が、地域で安心して、より心豊かに暮らせるように、地域の人同士の支えあい活動による「地域で支えるしくみづくり」をすすめます。</p> <p>社会福祉協議会が支援を必要とする人の個別のニーズに合わせ、実際に協力できる人をコーディネートし、地域の支えあいの関係づくりを支援していきます。また、高齢者総合相談センターや他の社会資源等と連携し、地域での住民相互の支えあいのネットワークづくりを推進していきます。</p>
地域ささえあい活動助成金事業 (新宿区社会福祉協議会)	<p>区民が主体的に参加し地域で共有する問題の解決に向けて取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。区内で実施している活動、これから立ち上げようとしている活動、又はボランティア活動団体等を対象とします。</p>
(再掲) 介護支援ボランティア・ポイント事業 (福祉部高齢者サービス課) (新宿区社会福祉協議会)	<p>18歳以上の区民が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に換金できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者のいきがづくり及び高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。</p>
(再掲) ふれあい・いきいきサロン (新宿区社会福祉協議会)	<p>地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。</p>

5. 指 標

指標名	現 状（平成22年度）	目 標（平成26年度）
75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、ぬくもりだよりを配付している人の割合	74.5%	80%

施策 16 災害時支援体制の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりをさらに進めていきます。

特に、ひとり暮らしや要介護状態にあるなど、災害時に一人では避難できない高齢者の安全確保に向けた対策として、災害時要援護者名簿への登録拡大、安否確認や見守り、地域での連絡体制や誘導體制、避難ルートの確保などに取り組んでいきます。

1. 現 状

(1) 災害時要援護者名簿の整備

- 災害時要援護者名簿の登録者数は、平成22年12月1日現在1,595名でしたが、東日本大震災後に名簿登録申請者が増加しており、平成23年12月1日現在、2,038人と443人の新規登録がありました。このことから災害時の避難体制について、区民の関心が高まっていることがうかがわれます。

(2) 災害時要援護者支援プラン骨子の策定

- 平成18年3月に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示したことを受け、災害時要援護者名簿の整備や安否確認の方法などの検討を重ね、平成23年3月に「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子」を策定しました。その中で、以下の5項目を課題としてあげています。
 - 1 災害時要援護者名簿登録者の拡大
 - 2 安否確認・避難誘導方法
 - 3 避難所での対応・支援
 - 4 二次避難所（福祉避難所）での対応
 - 5 地域連携・協働体制のしくみづくり

これらの課題のうち、「災害時要援護者名簿登録者の拡大」については、広報や高齢者向け情報紙への掲載回数の増加や、民生委員の訪問時の声掛け、地域の会合やイベントでの周知など、様々な機会を捉え、積

極的な拡大に努めています。

また、「安否確認・避難誘導方法」については、地域や施設事業者による安否確認や避難誘導等の体制づくりを行うとともに、二次避難所（福祉避難所）のあり方についても見直しを図っています。

さらに、「地域連携・協働体制のしくみづくり」の具体的取組みとして、防災区民組織や民生・児童委員、関係行政機関で構成する「新宿区災害時要援護者対策関係機関連絡会」を平成23年7月に設置しました。

- 「二次避難所（福祉避難所）での対応」については、平成21年度から3年計画でポータブルトイレや簡易ベッドなどの備蓄を進めてきましたが、平成23年度にはさらに水や食糧などの備蓄物資を整備します。

また、平成23年11月には介護施設（かしわ苑）での要介護者（高齢者）の受け入れに関するモデル事業を実施しました。今後は、このモデル事業の検証結果を基に在宅で生活している要援護者の避難所のあり方について検討していきます。

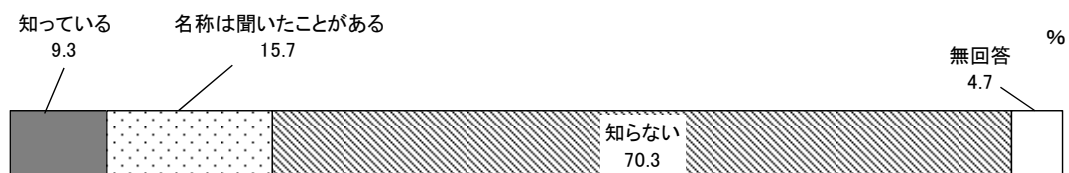
- 「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子」における5項目の課題については、具体的な検討を加え、災害時要援護者支援プランとして策定します。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

災害時要援護者名簿の認知度は1割弱

災害時要援護者名簿の認知度について、「知っている（9.3%）」と回答した人は、65歳以上の一般高齢者では約1割でした。【一般高齢者調査】

【一般高齢者調査】災害時要援護者名簿の認知度（回答者数=2,691人）

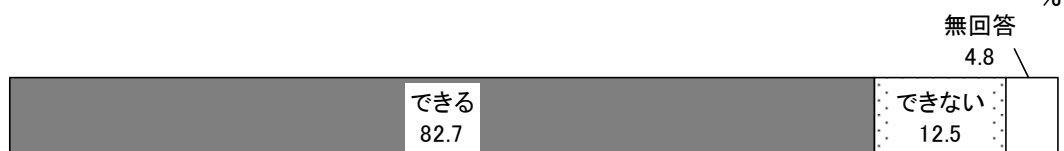


一人で避難できるのは一般高齢者の約8割、居宅サービス利用者の約3割

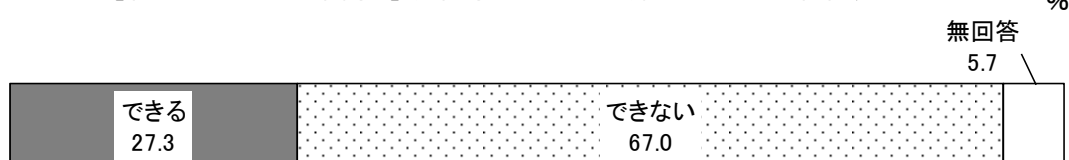
「災害時や火災など緊急時に、ひとりで避難できると思いますか」との問いに対して、一般高齢者では「できる」と回答した人は82.7%、「できな

い」と回答した人は 12.5%となっています。一方、居宅サービス利用者では、「できる」と回答した人は 27.3%、「できない」と回答した人は 67.0%となっています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】災害時にひとりで避難できるか（回答者数=2,691人）



【居宅サービス利用者調査】災害時にひとりで避難できるか（回答者数=946人）



2. 課 題

- 災害時要援護者名簿は、防災区民組織や民生委員、警察、消防などに配付されるため、個人情報保護の観点から本人の申し出（申請方式）によって登録しています。このため、本来登録すべき対象者に対する周知・登録勧奨を強化し、更なる災害時要援護者名簿登録者の拡大を図る必要があります。また、名簿の情報共有や管理方法について具体的に定めていく必要があります。
- 災害時における要援護者の安否確認や避難誘導の具体的な方法について、地域や民間事業者などと連携して検討し、日頃から訓練などに取り組む必要があります。
- 二次避難所（福祉避難所）における具体的な対応と支援体制の整備が課題となっています。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 災害時要援護者名簿登録の拡大と名簿の活用

- 災害時要援護者に該当しているにもかかわらず、名簿未登録となっている方に対して定期的に周知・登録勧奨を行い、更なる災害時要援護者名簿登録者の拡大を図っていきます。
- 発災時における安否確認を確実に行っていくため、名簿の情報共有や名簿の管理方法を検討します。

(2) 安否確認及び災害時避難体制の充実・強化

- 災害時に備え、関係機関などと情報を共有し、連携することにより安否確認・避難支援体制の充実を図ります。
- 地域での支えあいや安否確認等について、地域ごとに意見交換を行うなどして、地域・各施設等による安否確認及び避難誘導の体制づくりを行います。
- 総合ボランティアセンターとの連携を含めた安否確認及び避難情報の照合方法・体制整備を推進します。
- 新宿区災害時要援護者対策関係機関連絡会の運営により、災害時の連携・協働の体制をより強化していきます。

(3) 二次避難所（福祉避難所）の支援体制の整備

- 福祉避難所としての施設の位置づけや運営について検討するとともに、相談支援体制の整備及び避難所運営に必要な備蓄物資等の充実・確保を進めていきます。

4. 施策を支える事業

事業名（担当課）	事業概要
災害時要援護者対策の推進 （区長室危機管理課）	（災害時要援護者支援プラン） 災害時要援護者の支援体制整備計画を策定し、福祉避難所の整備を推進します。災害発生時には要援護者の避難に対し、区及び関係機関がこれを支援、援助する体制を整備し、もって要援護者の生命及び身体を災害から保護します。 （家具転倒防止器具の設置） 地震により被害を受ける要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。災害時要援護者名簿の新規登録者のうち希望者全員に、家具転倒防止器具を3点まで無料で設置し、安全確保を図っています。
災害時要援護者名簿の活用 （福祉部地域福祉課） （区長室危機管理課）	災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々をあらかじめ「災害時要援護者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が状況を把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようになります。

5. 指 標

指 標 名	現 状(平成 22 年度)	目 標(平成 26 年度)
災害時要援護者名簿の新規登録者数	1,595 人 平成 22 年 12 月 1 日 現在	600 人増 (200 人増/年度)
【調査】 災害時要援護者名簿の認知度（一般高齢者調査）	9.3%	15%

注)【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

第4章

介護保険制度によるサービス

第 1 節 第 5 期介護保険事業計画

1. 第 5 期介護保険事業計画の位置づけ

新宿区の介護保険は、新宿区が保険者となって制度の運営を行っています。

介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、国・都・区の公費で 50%、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料で 21%、医療保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）の保険料で 29%がまかなわれることになっています。

区は、介護保険法第 117 条に基づき、国の基本指針に即して、3 年を 1 期とする介護保険事業計画を定めることとされています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第 1 号被保険者の保険料の算定基礎となる計画となります。

第 5 期介護保険事業計画（平成 24～26 年度）は、第 3 期、第 4 期計画の延長線上に位置づけられています。国の基本指針では「第 3 期計画策定時に定めた平成 26 年度までの目標達成に向けて、また、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要」とされており、平成 26 年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

2. 地域包括ケアシステムの確立

新宿区が平成 22 年度に実施した「高齢者の保健と福祉に関する調査」において「自宅で生活を続けたい」と回答した人の割合は、一般高齢者で 66.9%、居宅（在宅）サービス利用者で 82.3%という高い値を示しており、多くの高齢者が在宅生活の継続を望んでいることがうかがえます。

今期の計画は、こうした区民のニーズを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、すまい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステムの確立」を基本的な考え方とし、高齢者保健福祉計画と一体的に策定します。また、高齢化のピークを迎える時期までに、地域包括ケアの中心サービスとなる「在宅サービス」と「地域密着型サービス」の一層の充実を目指します。

第2節 介護サービスの利用状況

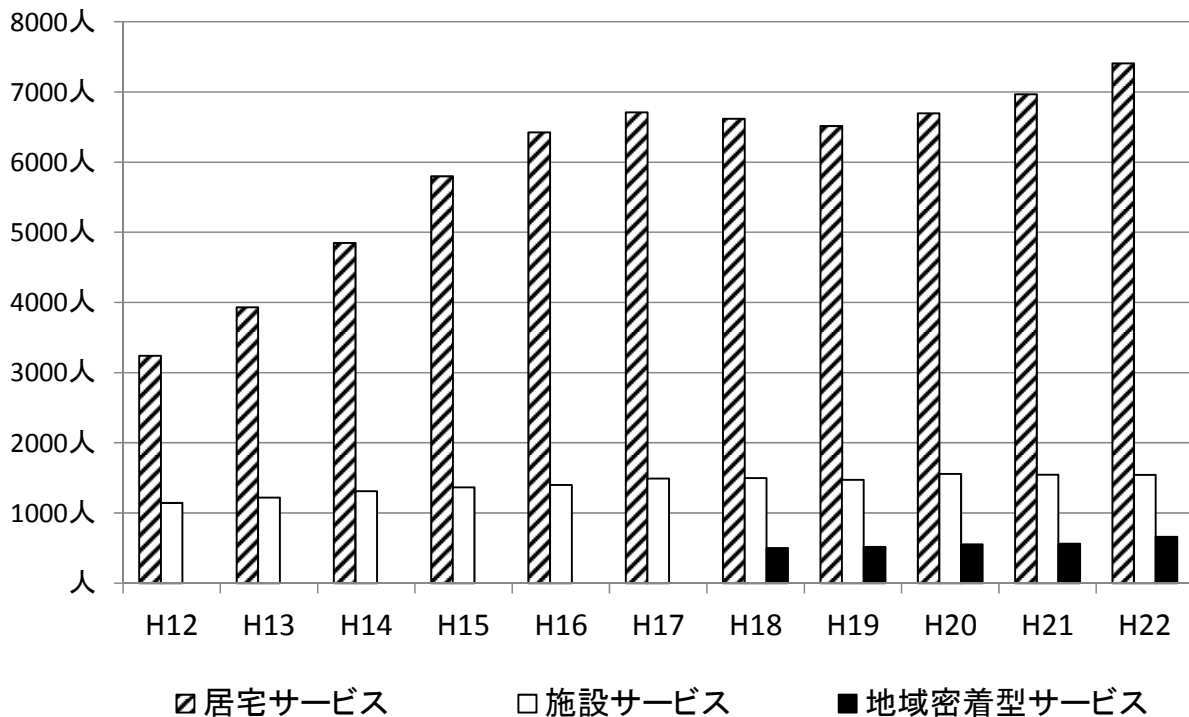
1. サービス別利用者の推移

居宅サービス利用者数は、平成12年度末から平成17年度末までに約2倍に増加しました。平成18年4月に地域密着型サービスが創設され、居宅サービスの一部が移行したことにより、一旦減少しますが、平成20年度以降はふたたび増加に転じています。

施設サービス利用者数は、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

介護保険サービス全体で利用者数の伸び率（前年比）を見ると、3%（平成20年度）、3%（平成21年度）、6%（平成22年度）と次第に高くなる傾向を示しています。

〔 居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移 〕



(介護保険事業状況報告システム 各年度末現在)

- 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援
- 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- 地域密着型サービス：夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

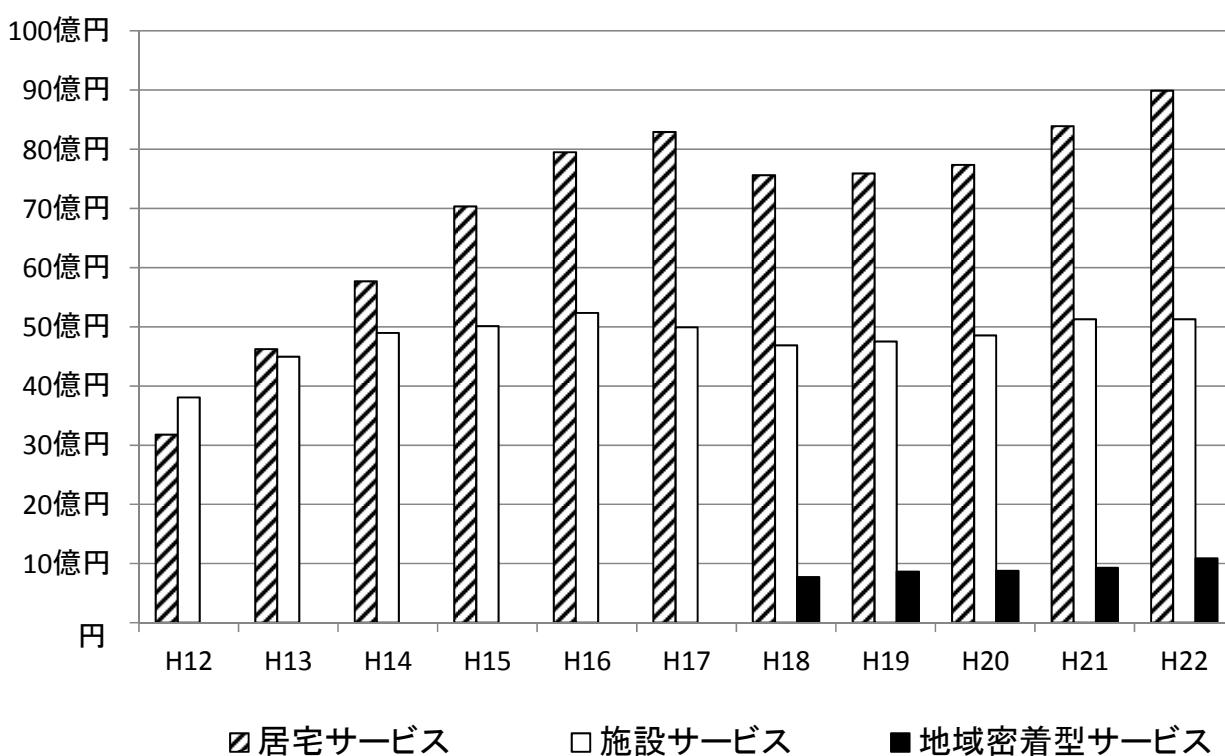
2. サービス別給付費の推移

居宅サービス費は前項の利用者の推移と同様、地域密着型サービス創設の影響で平成18年度に一旦減少していますが、その後は増加しています。

施設サービス費の平成17年度から平成18年度の減少は、平成17年10月の制度改正により、居住費・食費相当分が自己負担となったことによるものです。

サービス全体で最近数年の給付費の伸び率（前年比）を見ると、2%（平成20年度）、7%（平成21年度）、5%（平成22年度）と継続して高い値を示しています。

〔 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移 〕



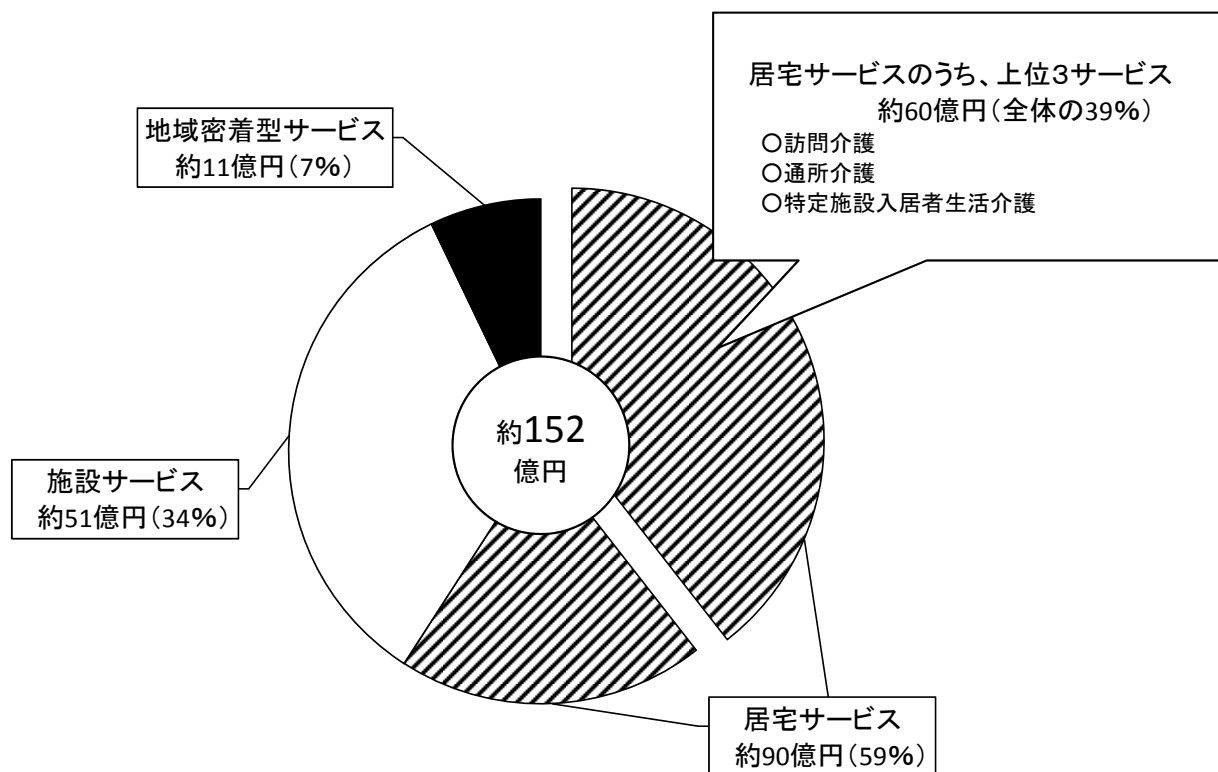
(介護保険事業状況報告システム 各年報)

3. 居宅サービス給付費 上位3サービスの利用状況

平成22年度の給付費の実績では、全体の約6割を居宅サービスが占めています。居宅サービスの中でも給付費の高い上位3サービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）で、これら3サービスだけで給付費全体の約4割を占めています。

最近の居宅サービス給付費上位3サービスの傾向から、今後の給付費の動きを推測することができます。

〔 居宅サービス給付費 上位3サービスの割合 〕

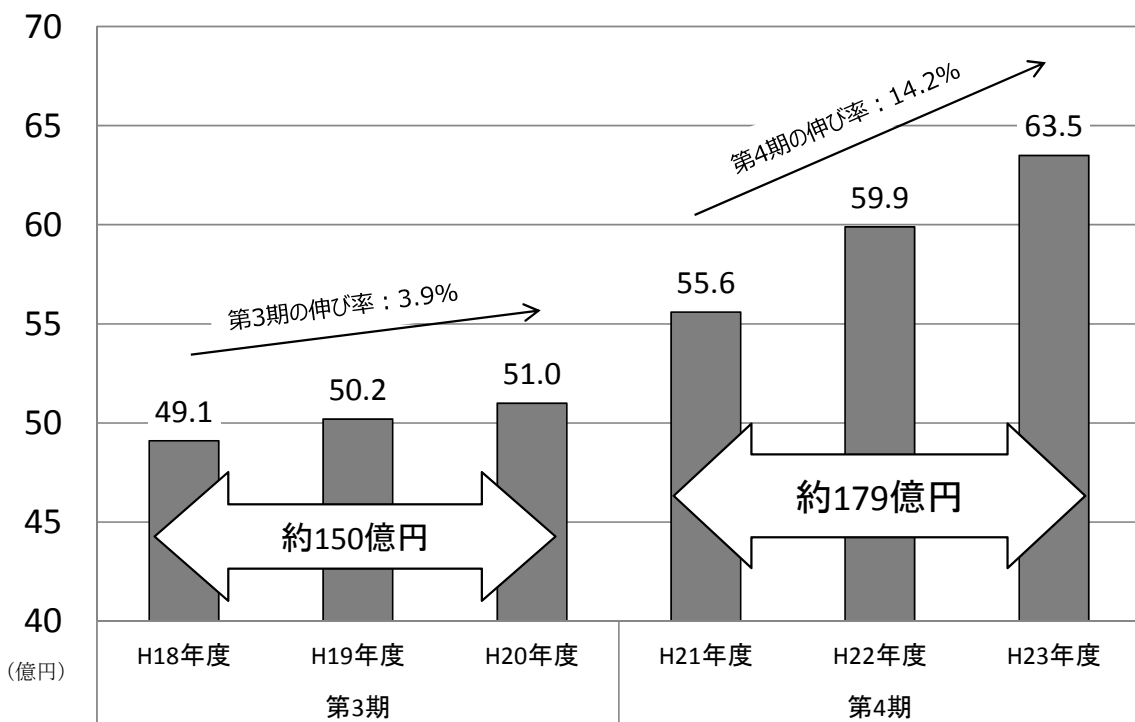


※平成22年度実績値
(介護保険事業状況報告システム)

総給付費の実績から居宅サービス給付費上位3サービスを取り出し、第3期（平成18～20年度）と第4期（平成21～23年度）の計画期間中の合計給付費を比較すると、約1.2倍（約150億円から約179億円）に急増しています。

また、計画期間内（初年度と3年度目）の伸び率を比較した場合、第3期の3.9%（約49.1億円から約51.0億円）に対して、第4期が14.2%（約55.6億円から約63.5億円）という高い値を示すようになったことから、近年この上昇傾向に拍車がかかっていることがわかります。

〔居宅サービス給付費 上位3サービスの給付費の推移〕



※居宅サービス給付費 上位3サービス：訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護

※各年度とも、介護サービス、介護予防サービスの合算による実績値。

※平成23年度は、4～9月実績値を2倍した値。

(介護保険事業状況報告システム)

各サービスの利用状況と利用見込については、第3節で詳しく説明します。

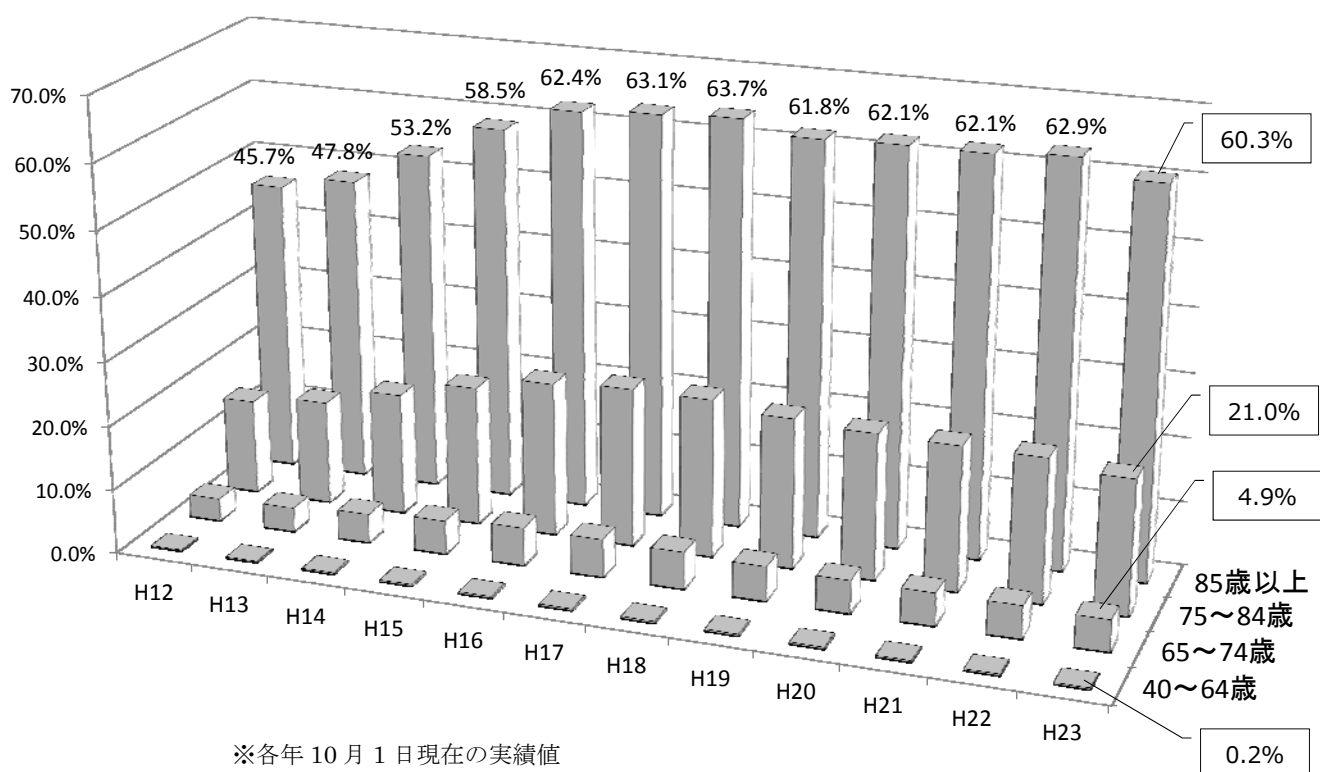
4. 85歳以上の認定率と人口

(1) 85歳以上の認定率

年齢別の認定者数は、75歳以上の高齢者は8割を超え、85歳以上の高齢者は約4割を占めており、ともに平成16年度以降、緩やかながら上昇しています（第2章参照）。

このことを、要介護認定率の側面から見ると、40～64歳では0.2%、65～74歳では4.9%、75～84歳では21.0%なのに対し、85歳以上になると60.3%を示しています（平成23年度実績）。要介護認定率は年齢とともに上昇すること、特に85歳以上では急激に上昇することがわかります。

〔年齢別認定率の推移〕

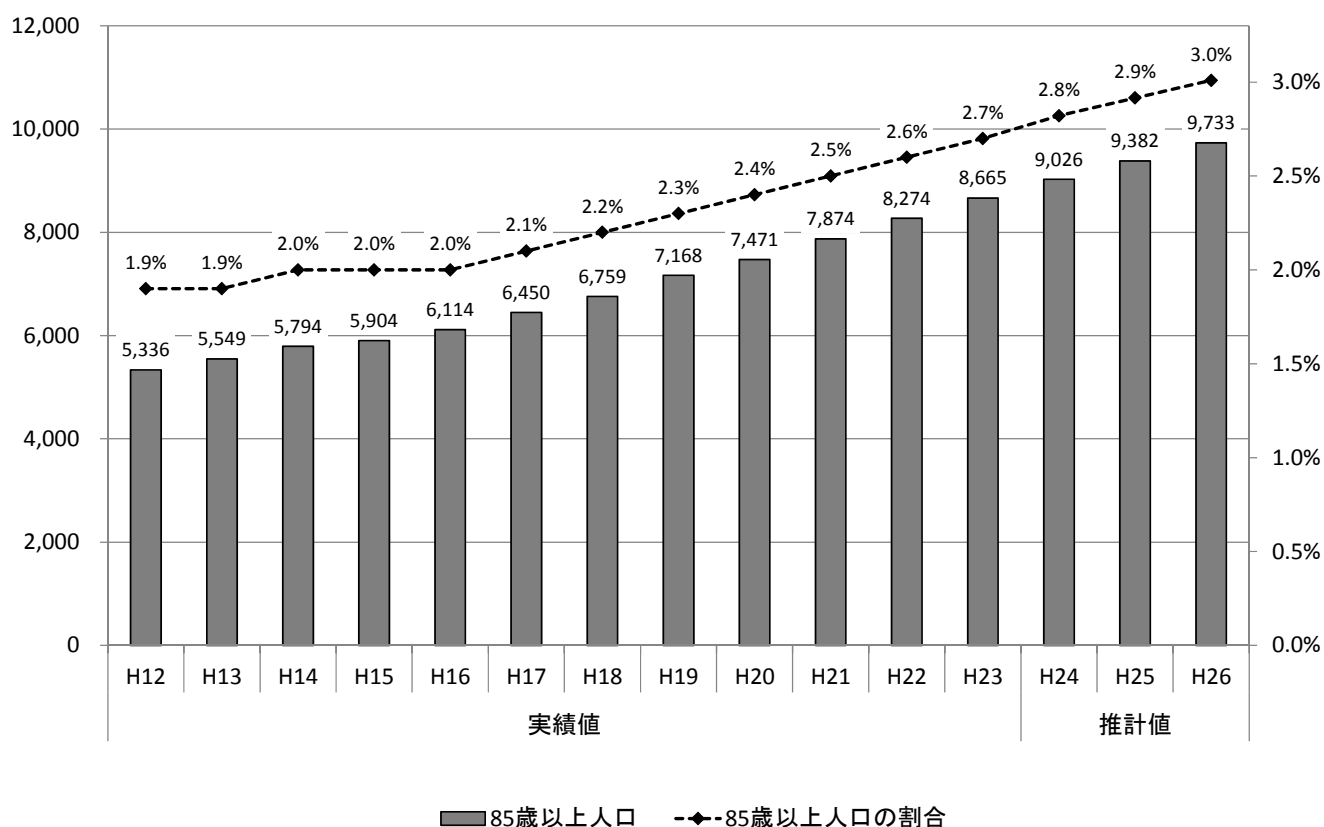


(2) 85歳以上の人口

平成12年度に5,336人だった85歳以上の高齢者は、平成22年度に1.5倍以上の8,274人になりました。人口推計によれば、平成26年度に9,733人に達すると見込まれます。

総人口に占める85歳以上人口の割合は、平成12年度に1.9%、平成22年度に2.6%になりました。平成26年度には3.0%に達する見込みです。

〔 85歳以上の人口推移及び推計 〕



※各年10月1日現在

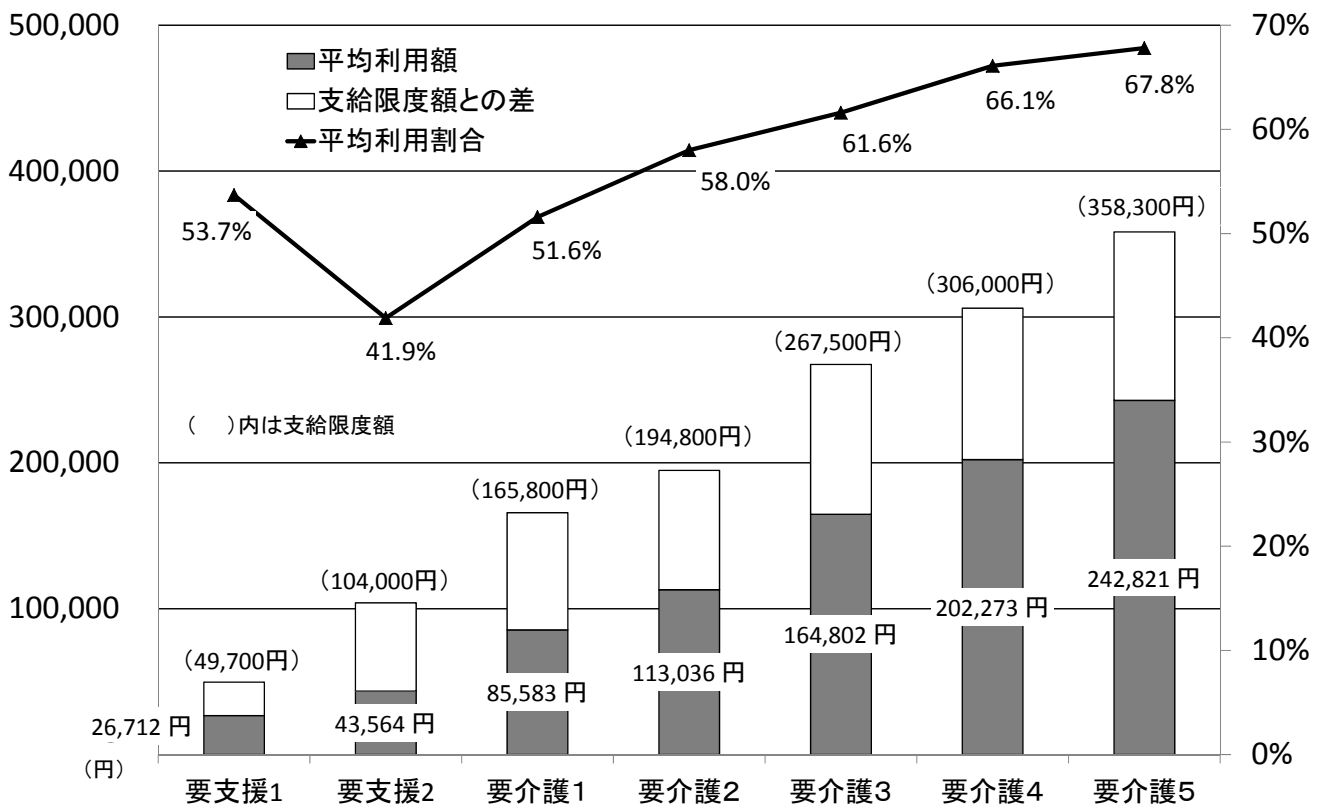
※平成12～23年は実績値、平成24年以降は推計値（コホート要因法による）

5. 居宅サービスの平均利用額

居宅サービスの1人当たり平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えていきます。支給限度額に対する平均利用割合も、重度の方は、より限度額近くまでサービスを利用しているという傾向が見られます。

さまざまなサービス提供が普及してきたことにより、3年前の平成20年8月実績と比較すると、要介護2～4の方の利用額は約10%増加しています。

〔 居宅サービスの平均利用額 〕

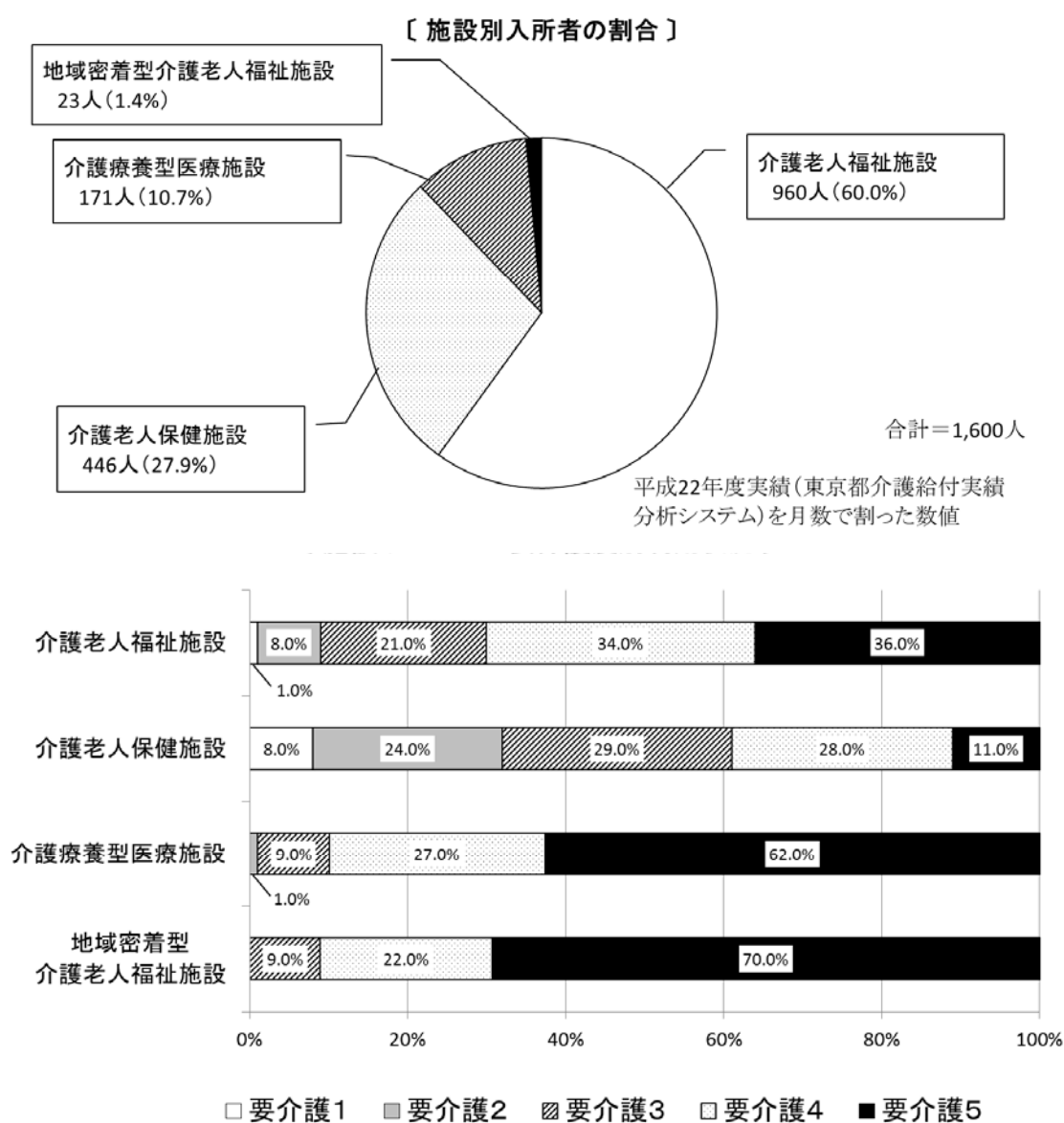


平成22年度分（東京都介護給付実績分析システム）

6. 施設サービスの種類別利用人数

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者が最も多く、全体の約6割を占め、介護老人保健施設（老人保健施設）が約3割、介護療養型医療施設（療養病床等）が約1割となっています。

利用者を要介護度別に見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護療養型医療施設（療養病床等）では、要介護4及び5の重度の方の利用割合が多くなっています。一方、介護老人保健施設（老人保健施設）では、要介護2及び3といった中度の方の利用割合が多くなっています。



平成22年度実績（東京都介護給付実績分析システム）

第3節 サービスの整備と利用見込み

新宿区は、地域包括ケア推進の観点から、在宅サービスの充実と小規模多機能型居宅介護や、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）といった地域密着型サービスを中心にサービスを充実させます。各圏域別の整備目標は、「地域密着型サービス等の整備目標」（168 ページ）をご覧ください。

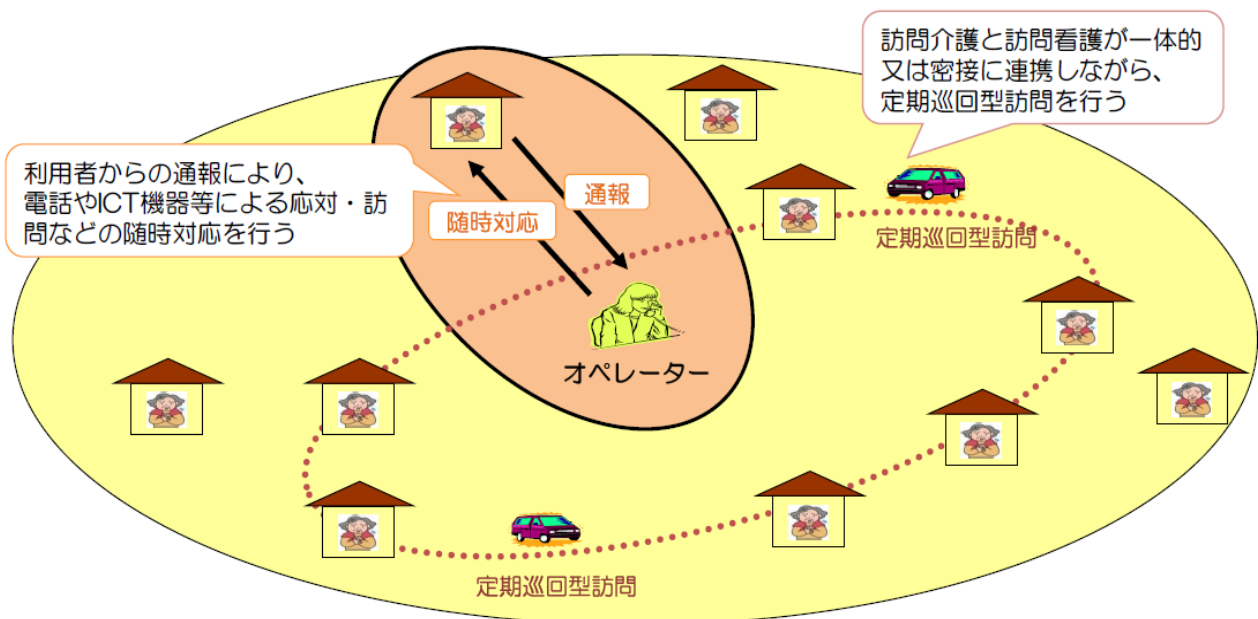
各サービスの利用量については、サービスの充実を踏まえ、過去の利用実績、利用者の利用意向や対象者数、介護保険サービス提供事業者の動向などを考慮し見込んでいます。

1. 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、今後の地域包括ケア推進の中心になると考えられます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新設サービス）

24 時間体制で在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（以下イメージ図）を整備します。これは、平成 22 年度に実施した「高齢者の保険と福祉に関する調査」からニーズが明らかになったものです。具体的には、居宅サービス利用者調査において「今後新たに利用してみたいサービス」は「24 時間地域巡回型訪問サービス」であると回答した人が最も多かった（27.2%）ことや、一般高齢者

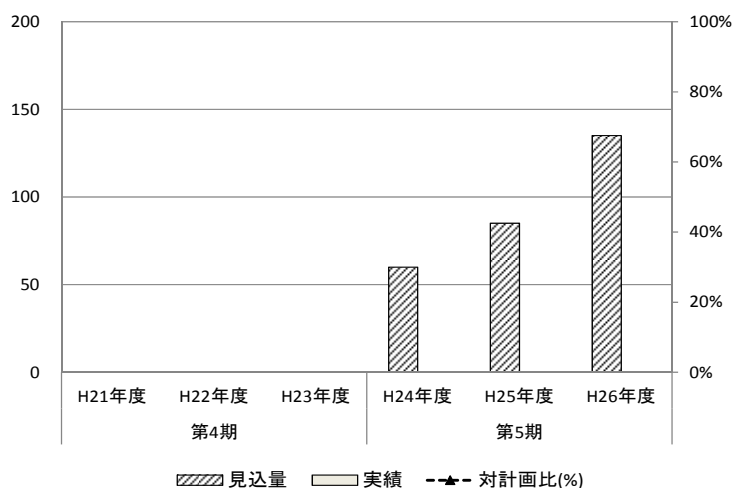


社会保障審議会介護給付費分科会資料より

調査において「自宅で暮らし続けるために必要なもの」は、「安心して住み続けられる住まい」(74.5%)に次いで「必要なときに訪問してくれる介護・看護サービス」(67.7%)と回答した人が多かったという結果を反映したものです。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、平成23年度に実施した「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」モデル事業の結果に基づき、区内に3事業所を整備します。

→定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量(人/月)



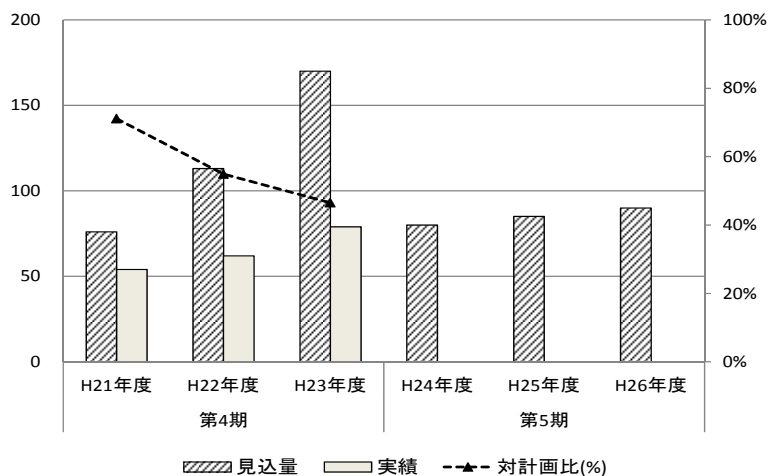
1事業所の整備につき15~30人程度の利用者を見込み、毎年約15%の利用者増があるものと見込みます。

(人/月)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量				60	85	135

※平成24年度からの新サービスのため、第4期の実績はない。

(2) 夜間対応型訪問介護

→夜間対応型訪問介護の利用見込量(人/月)

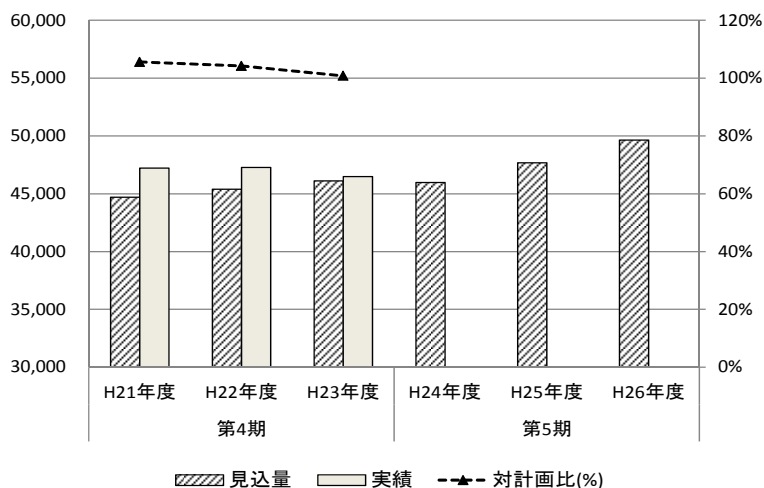


(人/月)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	76	113	170	80	85	90
実績	54	62	79			
対計画比	71.1	54.9	46.5			

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

(3) 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

→認知症対応型通所介護の利用見込量(回/年)



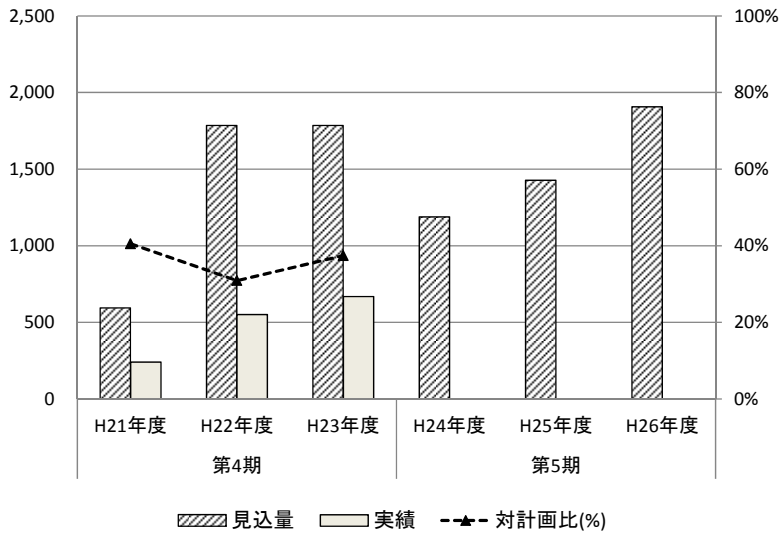
(回/年)	対計画比(%)	第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	44,703	45,393	46,111	45,972	47,679	49,627
	実績	47,216	47,280	46,498			
	対計画比	105.6	104.2	100.8			
予防	見込量	15	16	17	48	48	48
	実績	68	54	42			
	対計画比	453.3	337.5	247.1			
介護	見込量	44,688	45,377	46,094	45,924	47,631	49,579
	実績	47,148	47,226	46,456			
	対計画比	105.5	104.1	100.8			

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。
※介護サービスと介護予防サービスの合計値。

(4) 小規模多機能型居宅介護

現在、小規模多機能型居宅介護については、中央基盤整備圏域にのみ3か所が整備されています。この地域差を解消するため、公有地活用等により新たな6か所を加え、合計9か所の整備を目指します。

→小規模多機能型居宅介護の利用見込量(回/年)



平成23年度実績値において定員(74人)に対して76%(56人)の利用量があったことや、各圏域に整備する事業所の定員増分を踏まえ、予定総定員の80%の利用量があるものと見込みます。

(回/年)		第4期			第5期		
対計画比(%)		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	595	1,786	1,786	1,188	1,428	1,908
	実績	241	551	668			
	対計画比	40.5	30.9	37.4			
予防	見込量	19	58	58	60	72	84
	実績	29	41	36			
	対計画比	152.6	70.7	62.1			
介護	見込量	576	1,728	1,728	1,128	1,356	1,824
	実績	212	510	632			
	対計画比	36.8	29.5	36.6			

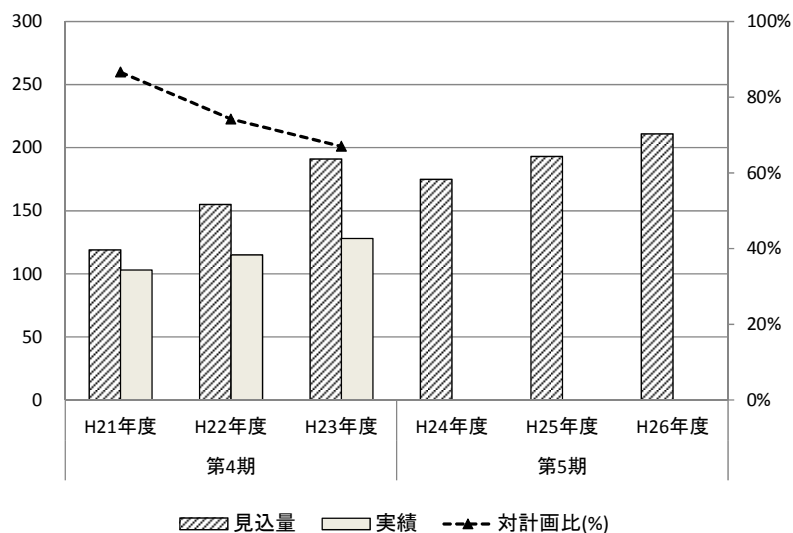
※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。

※ 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた「複合型サービス」については、利用者のニーズや参入事業者が見込めないため、整備は行いません。

(5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、現在各圏域に 7 か所が整備されています。公有地活用等により新たに 4 か所を加え、合計 11 か所の整備を目指します。

→認知症対応型共同生活介護の利用見込量(人/月)



平成 23 年度実績値において、区内定員（117 人）に対して 88%（103 人）の区民利用があったこと、各圏域に整備する事業所の定員増分を踏まえ、区内定員の 90% を区民が利用、定員増分は全て区民が利用するものと見込みます。

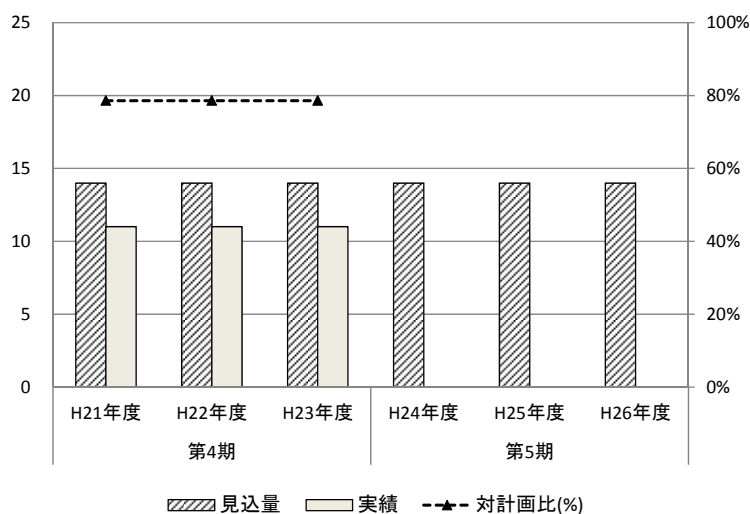
区外施設の利用者は現状のまま利用継続するものと見込みます。

(人/月)		第 4 期			第 5 期		
対計画比(%)		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	119	155	191	175	193	211
	実績	103	115	128			
	対計画比	86.6	74.2	67.0			
予防	見込量	1	1	2	2	2	2
	実績	0	0	0			
	対計画比	0.0	0.0	0.0			
介護	見込量	118	154	189	173	191	209
	実績	103	115	128			
	対計画比	87.3	74.7	67.7			

※実績は年度別の利用総数を月数（12）で除した数値。平成 23 年度実績については、上半期（4～9 月）の利用総数を月数（6）で除した数値。
※実績には、区外施設利用分を含む。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

→地域密着型特定施設入居者生活介護の利用見込量(人/月)



(人/月)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	14	14	14	14	14	14
実績	11	11	11			
対計画比	78.6	78.6	78.6			

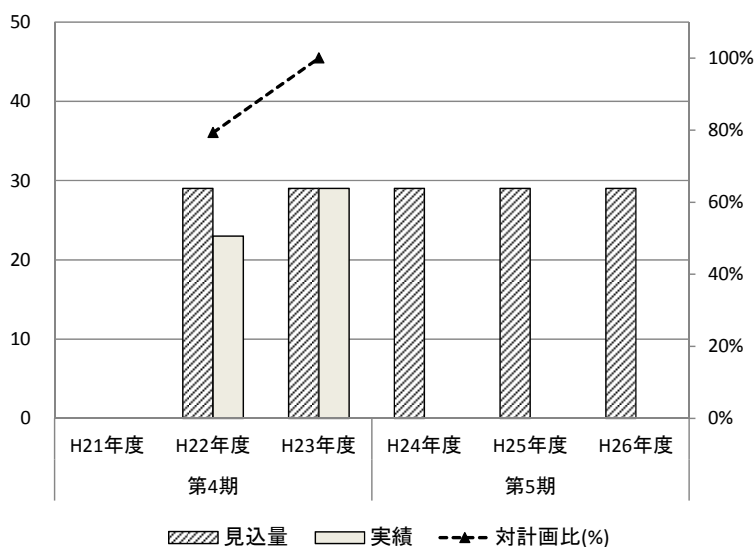
※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。
平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

なお、第5期介護保険事業計画期間中に整備する予定はありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

→地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用見込量(人/月)



(人/月)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	0	29	29	29	29	29
実績	0	23	29			
対計画比		79.3	100.0			

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。
平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

なお、第5期介護保険事業計画期間中に整備する予定はありません。

〔 地域在宅型サービス等の整備目標 〕

基盤整備圏域 ※①	西			中央			東			合計		備考	
	現況	整備目標	累計	現況	整備目標	累計	現況	整備目標	累計	現況	整備目標		累計
夜間対応型居宅介護 (第1号)	事業所数	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	・厚生労働省の想定では、人口20～30万人の自治体において300～400人の利用があると見込まれている。
	事業所数	0	1	1	0	1	0	1	1	0	3	3	
	利用見込数	0	45	45	0	45	45	0	45	45	135	135	
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	事業所数	5	0	5	6	0	6	5	1	6	1	17	・事業所の開町に、1事業所(12人)を25年4月開所予定
	定員数	58	0	58	68	0	68	58	12	70	12	196	
小規模多機能型居宅介護	事業所数	0	3	3	3	1	4	0	2	2	3	9	・西圏域の対馬支庁管内に、1事業所(25人)を26年開所予定 ・中央圏域の戸山第三保育園隣に、1事業所(25人)を26年度開所予定 ・東圏域の開町に、1事業所(25人)を25年4月開所予定
	定員数	0	75	75	74	25	99	0	50	50	74	224	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	事業所数	3	1	4	2	1	3	2	2	4	4	11	・西圏域の対馬支庁管内に、1事業所(18人)を26年開所予定 ・東圏域の開町に、1事業所(18人)を25年4月開所予定
	定員数	54	18	72	36	18	54	27	36	63	117	189	
地域密着型特定施設入居者生活介護 (地域密着型特定介護)	事業所数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	定員数	14	0	14	0	0	0	0	0	0	14	14	
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模介護ホーム)	事業所数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	
	定員数	0	0	0	29	0	29	0	0	0	0	29	

※① 介護保険事業計画においては、介護保険サービスの基盤整備圏域を西、中央、東の3つに分割している。

西 : 落合第一特別出張所・落合第二特別出張所・柏木特別出張所・角管特別出張所

中央 : 若松町特別出張所・大久保特別出張所・戸塚特別出張所

東 : 四谷特別出張所・箕管町特別出張所・榎町特別出張所

※② 平成23年10月1日現在

※③ 平成24年度から平成26年度の整備目標であり、サービス利用見込量とは異なる。

場別整備予定

場所	小規模多機能	グループホーム	通所介護	ショートステイ	開所予定
西若合前(有地活用)(西圏域)	25人	18人	-	20人	平成26年度
戸山第三保育園隣後活用(中央圏域)	25人	-	25人(予定)	-	平成26年度
原町(東圏域)	25人	18人	-	-	平成25年4月

2. 在宅サービス

在宅サービスについては、過去の利用実績をもとにし、これに利用者の利用意向や対象者数、介護保険サービス提供事業者の動向などを考慮し、その利用量を見込んでいます。

区民ニーズに対して不足している短期入所生活介護（ショートステイ）については、公有地を活用した単独型として整備を進めます。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

→訪問介護の利用見込量（介護予防サービス：人／年、介護サービス：回／年）

(人・回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
予 防	見込量	16,726	17,770	18,670	19,716	21,696	23,868
	実績	15,631	17,133	17,928			
	対計画比	93.5	96.40	96.0			
介 護	見込量	654,064	657,775	663,191	720,977	761,308	776,428
	実績	579,582	598,574	605,946			
	対計画比	88.6	91.0	91.4			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

(2) 訪問入浴介護

→訪問介護の利用見込量（回／年）

(回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合 計	見込量	17,939	18,652	18,682	18,160	18,935	19,630
	実績	17,013	18,657	17,874			
	対計画比	94.8	100.0	95.7			
予 防	見込量	32	34	35	48	48	48
	実績	124	61	50			
	対計画比	387.5	179.4	142.9			
介 護	見込量	17,907	18,618	18,647	18,112	18,887	19,582
	実績	16,889	18,596	17,824			
	対計画比	94.3	99.9	95.6			

過去3年間の実績から、微増傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

(3) 訪問看護

→訪問看護の利用見込量(回/年)

(回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	55,817	58,889	59,998	55,666	59,407	63,671
	実績	47,674	47,851	50,918			
	対計画比	85.4	81.3	84.9			
予防	見込量	2,925	3,288	3,385	3,786	4,063	4,383
	実績	2,691	2,936	3,224			
	対計画比	92.0	89.3	95.2			
介護	見込量	52,892	55,601	56,613	51,880	55,344	59,288
	実績	44,983	44,915	47,694			
	対計画比	85.0	80.8	84.2			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。

(4) 訪問リハビリテーション

→訪問リハビリテーションの利用見込量(日/年)

(日/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	14,245	14,449	14,436	51,786	59,669	68,745
	実績	30,524	39,706	43,408			
	対計画比	214.3	274.8	300.7			
予防	見込量	456	491	505	1,975	2,301	2,608
	実績	1,314	1,513	1,748			
	対計画比	288.2	308.1	346.1			
介護	見込量	13,789	13,958	13,931	49,811	57,368	66,137
	実績	29,210	38,193	41,660			
	対計画比	211.8	273.6	299.0			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。

(5) 居宅療養管理指導

→居宅療養管理指導の利用見込量(人/月)

(人/月) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	1,196	1,224	1,251	2,214	2,498	2,816
	実績	1,572	1,771	1,910			
	対計画比	131.4	144.7	152.7			
予防	見込量	177	181	185	159	175	192
	実績	106	126	138			
	対計画比	59.9	69.6	74.6			
介護	見込量	1,019	1,043	1,066	2,055	2,323	2,624
	実績	1,466	1,645	1,772			
	対計画比	143.9	157.7	166.2			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

(6) 通所介護（デイサービス）

→通所介護（デイサービス）の利用見込量（介護予防サービス：人／年、介護サービス：回／年）

(人・回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
予 防	見込量	5,608	6,491	6,966	11,424	13,140	15,108
	実績	6,297	7,850	9,138			
	対計画比	112.3	120.9	131.2			
介 護	見込量	161,503	172,491	176,031	254,421	284,381	317,763
	実績	173,728	192,906	208,094			
	対計画比	107.6	111.8	118.2			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

(7) 通所リハビリテーション

→通所リハビリテーションの利用見込量（介護予防サービス：人／年、介護サービス：回／年）

(人・回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
予 防	見込量	1,060	1,141	1,175	912	912	912
	実績	915	952	874			
	対計画比	86.3	83.40	74.4			
介 護	見込量	28,248	29,193	29,835	25,765	26,270	26,777
	実績	24,946	24,061	24,464			
	対計画比	88.3	82.4	82.0			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

→短期入所生活介護の利用見込量（日／年）

(日/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合 計	見込量	23,378	24,318	25,178	27,311	28,238	36,986
	実績	24,894	25,454	26,482			
	対計画比	106.5	104.7	105.2			
予 防	見込量	320	343	353	528	612	792
	実績	301	367	432			
	対計画比	94.1	107.0	122.4			
介 護	見込量	23,058	23,975	24,825	26,783	27,626	36,194
	実績	24,593	25,087	26,050			
	対計画比	106.7	104.6	104.9			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

その上で平成26年度には単独型事業所が1所開設すると想定し、定員増加分の利用を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

(9) 短期入所療養介護

→短期入所療養介護の利用見込量(日/年)

(日/年)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	16,203	16,286	15,687	10,054	10,054	10,054
	実績	12,656	11,339	10,194			
	対計画比	78.1	69.6	65.0			
予防	見込量	348	376	387	36	36	36
	実績	102	66	20			
	対計画比	29.3	17.6	5.2			
介護	見込量	15,855	15,910	15,300	10,018	10,018	10,018
	実績	12,554	11,273	10,174			
	対計画比	79.2	70.9	66.5			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。

(10) 特定施設入居者生活介護

→特定施設入居者生活介護の利用見込量(人/月)

(人/月)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	695	795	895	1,022	1,155	1,305
	実績	725	807	875			
	対計画比	104.3	101.5	97.8			
予防	見込量	82	93	106	102	116	131
	実績	70	82	93			
	対計画比	85.4	88.2	87.7			
介護	見込量	613	702	789	920	1,039	1,174
	実績	655	725	782			
	対計画比	106.9	103.3	99.1			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

(11) 福祉用具貸与

→福祉用具貸与の利用見込量(人/月)

(人/月)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	2,613	2,758	2,787	3,411	3,672	3,962
	実績	2,663	2,981	3,140			
	対計画比	101.9	108.1	112.7			
予防	見込量	181	194	200	595	715	857
	実績	261	381	458			
	対計画比	144.2	196.4	229.0			
介護	見込量	2,432	2,564	2,587	2,816	2,957	3,105
	実績	2,402	2,601	2,682			
	対計画比	98.8	101.4	103.7			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

(12) 特定福祉用具販売

→特定福祉用具販売の利用見込量(人/年)

(人/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	1,483	1,524	1,510	1,116	1,116	1,116
	実績	1,151	1,171	1,028			
	対計画比	77.6	76.8	68.1			
予防	見込量	464	477	473	276	276	276
	実績	268	297	264			
	対計画比	57.8	62.3	55.8			
介護	見込量	1,019	1,047	1,037	840	840	840
	実績	883	874	764			
	対計画比	86.7	83.5	73.7			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。

(13) 住宅改修

→住宅改修の利用見込量(人/年)

(人/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	962	995	1,027	900	912	948
	実績	837	815	842			
	対計画比	87.0	81.9	82.0			
予防	見込量	211	218	225	336	348	384
	実績	285	218	292			
	対計画比	135.1	100.0	129.8			
介護	見込量	751	777	802	564	564	564
	実績	552	597	550			
	対計画比	73.5	76.8	68.6			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を2倍にした数値。

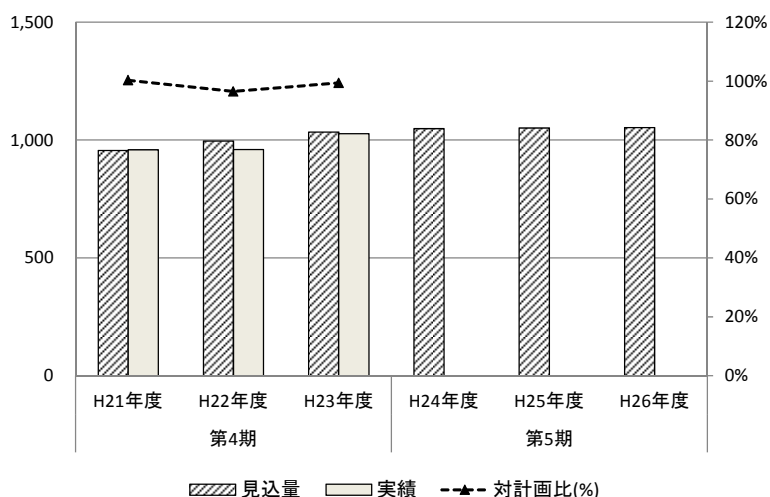
3. 施設サービス

施設サービスについては、過去の利用実績をもとにし、これに利用者の利用意向や対象者数、施設整備事業者の動向や公有地活用の可能性などを考慮し、その利用量を見込んでいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、入所待機者が減らない状況を踏まえ、平成 23 年度に「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業」を実施しました。その分析結果に基づき、176 ページに「4. 特別養護老人ホーム待機者への支援と整備のあり方」としてまとめました。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

→介護老人福祉施設の利用見込量(人/月)



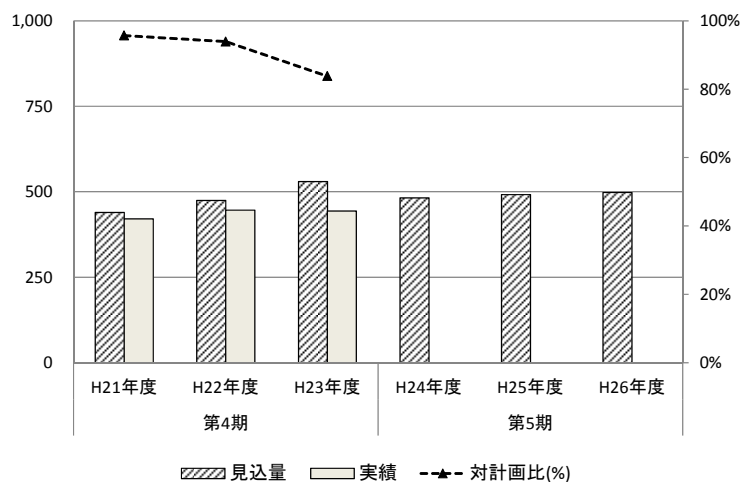
区外施設利用分の微増傾向を示していることから、今後もこの傾向が継続するものと見込みます。

(人/月) 対計画比 (%)	第 4 期			第 5 期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	956	995	1,033	1,048	1,051	1,053
実績	959	960	1,027			
対計画比	100.3	100.0	99.4			

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成 23 年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。
※実績には、区外施設利用分を含む。

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

→介護老人保健施設の利用見込量(人/月)



(人/月) 対計画比(%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	440	475	530	482	492	498
実績	421	446	444			
対計画比	95.7	93.9	83.8			

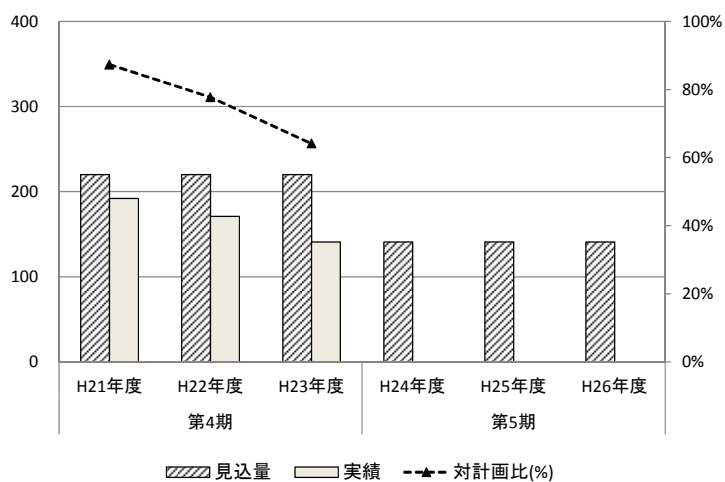
区外施設利用分の微増傾向を示していることから、今後もこの傾向が継続するものと見込みます。

なお、第5期介護保険事業計画期間中に新設する予定はありません。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。
※実績には、区外施設利用分を含む。

(3) 介護療養型医療施設

→介護療養型医療施設の利用見込量(人/月)



(人/月) 対計画比(%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	220	220	220	141	141	141
実績	192	171	141			
対計画比	87.3	77.7	64.1			

現在、区内にこの施設はありません。また、制度改正による6年後の廃止に向け、平成24年4月以降の新規指定は認められなくなります。

このため、第5期介護保険事業計画期間中は、現在の利用者(すべて区外施設を利用)が継続して利用するものと見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。
※実績には、区外施設利用分を含む。

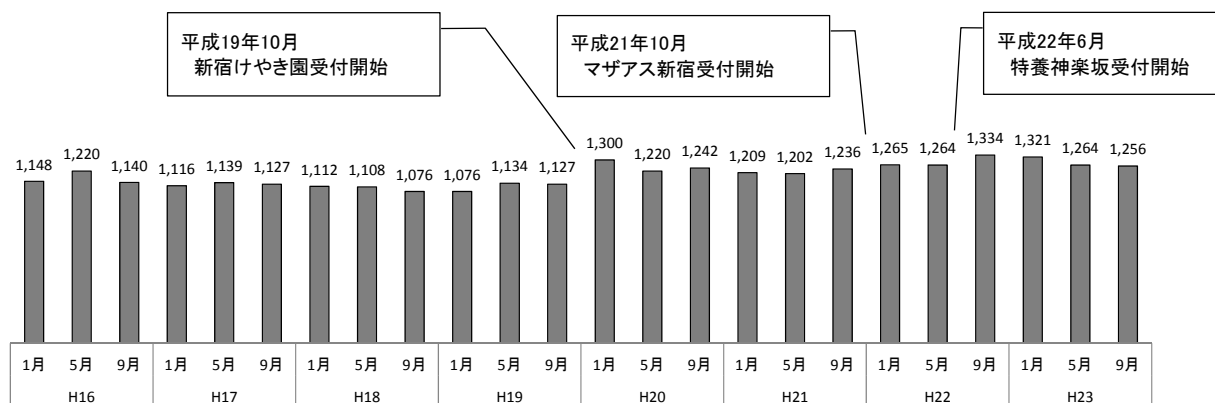
4. 特別養護老人ホーム待機者への支援と整備

(平成 23 年 12 月「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業報告書」から)

区は、特別養護老人ホームの入所について「新宿区介護老人福祉施設入所指針」に基づき、入所の必要性を点数化し、点数の高い人が優先的に入所できるようにする入所調整（優先入所システム）を行っています。

平成 23 年 9 月末日現在、新宿区内には 1,256 人の方が「入所待機者」として特別養護老人ホームの利用申請をしています。この数は、特別養護老人ホームが新設される時期に合わせて待機者が増加するという傾向を示しつつも、優先入所システムの運用を始めた平成 15 年度から、概ね 1,200 人前後で推移しています。

〔 特別養護老人ホーム入所待機者数の推移 〕



今回の調査研究によって、優先入所システムに基づいた特別養護老人ホームへの入所は、必要性の高い人が優先的かつ適切に入所していることが明らかになりました。一方で、多くの区民が「必要な時に入所できない」、「待機期間が長期期間にわたる」などと思い、すぐには入所する意思がない方も特別養護老人ホームの入所申込みをしている事例も少なからずあることが分かりました。

このような、いわば特別養護老人ホーム入所に関しての不安や誤解を払拭し、住み慣れた地域・住居で安心して生活ができ、入所が必要な人が必要に応じて入所できるようになるためには、どのような支援が必要であり、また今後の特別養護老人ホームの整備のあり方はどうあるべきかという考察を重ねた上で、今後の取組みを以下にまとめます。

(1) 申込者・待機者の不安を解消する適切な相談・支援の強化

- 調査では「真に入所が必要な人」の大半は 1 か月から 1 年以内に入所していることが分かりました。一方、入所調整点数の低い方は、優先入所と判断される点

数にならなければ入所できません。また、特別養護老人ホームは医療機関ではないため、入所調整点数が高くても、医療の必要性の高い方は入所できません。

- 高齢者総合相談センターにおいては、このような入所実態について入所申込者に対して懇切丁寧かつ適切に説明し、同時に、在宅生活を過ごす上での課題等を明らかにし、地域包括ケアの視点からの相談・支援を行っていきます。
- 入所待機中の高齢者に対しては、高齢者総合相談センターが待機中の状況変化等を定期的に把握し、必要に応じて適切な相談・支援につなげていきます。
- 優先入所システムについては、認知症の状態・介護の困難度がよりの確に反映されるよう、入所調整基準の見直しや入所申込みから速やかに入所できるように事務改善を行い、公正・公平なシステムの運用を図っていきます。また、総合相談業務のための有効なツールとしての優先入所システムを活用します。

(2) 特別養護老人ホーム整備のあり方

- 今後の特別養護老人ホームの整備については、高齢者数や要介護認定者数の増加に対応し、在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして十分に機能する適切な整備数を検討します。
- 入所申込者のうち「真に入所が必要な人」が、入所を必要としたときに待機の期間をできるだけ短縮し、なるべく早く入所できることを目標に、整備数を検討します。
- 整備を行う際には、特別養護老人ホームを建設する用地の確保が極めて困難なため、公有地の活用による計画的な整備を行います。

(3) 特別養護老人ホームのあり方をめぐる今後の議論として

- 医療の必要性の高い方の入所については、平成24年施行の法改正により、一定の条件のもと「介護福祉士によるたんの吸引や胃ろう等経管栄養の実施」が可能になりますので、制度面での条件整備が進みます。
- 区は、医療処置を必要とする入所者受け入れのための施設運営補助をすでに行っています。今後は、医療機関との役割区分、介護保険施設それぞれの機能・役割等の国における議論等を踏まえ、医療の必要性の高い方の入所について検討していきます。
- これまでの生活の継続や人間としての尊厳の重視という観点から、一つのベッドを何人かで分け合い、1年間の中で必要に応じて在宅サービスと施設サービスを相互に利用するなど、在宅生活を支えるという特別養護老人ホームの役割も検討していきます。

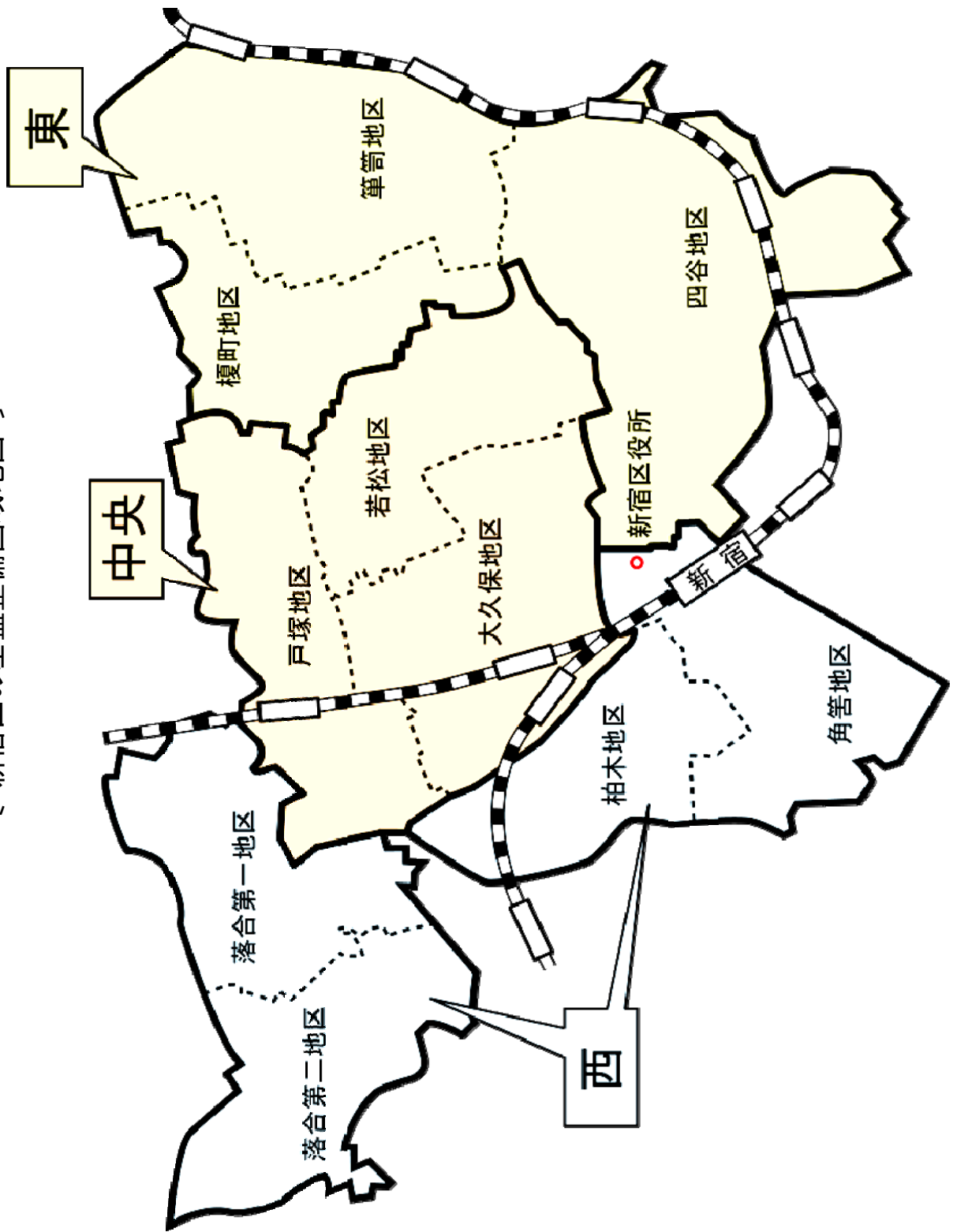
5. 介護保険サービスの基盤整備状況

〔介護保険サービスの基盤整備状況の現況〕

区分	サービス類型	西			中央			東			定員合計	事業所数	
		事業所(種別)名称	介護予防	定員	事業所(種別)名称	介護予防	定員	事業所(種別)名称	介護予防	定員			
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設(特別介護老人ホーム)	北新宮特別介護老人ホーム		80	特別介護老人ホーム(新宮)ナヤギ園		100	特別介護老人ホームあかむら		80	451	6	
		特別介護老人ホーム 聖母ホーム		80				特別介護老人ホーム 神楽坂 原町ホーム		50			
	介護老人保健施設(老人保健施設)							介護老人保健施設 デンマーク・クイン新宮		100	360	3	
		アラブ自白 グラウンダ哲学公園 わだの木 ひまわりホーム新宮 リアンレーヴ聖母園	介・予 介・予 介・予 介・予	40 64 36 32		介護老人保健施設 フォレスト西早稲田		90	サニーハルズ四谷香園 しまやサンクホーム四谷香園 バーンヴィラ新宮南苑	介・予 介・予 介・予	64 95 42		9
	短期入所生活介護(シヨートステイ)	北新宮特別介護老人ホーム	介・予	10	10	小笠原特別介護老人ホーム マサース新宮	介・予	3	シヨートステイ 神楽坂	介・予	9	7	
		短期入所施設 聖母ホーム	介・予	20	20	シヨートステイ(新宮)ナヤギ園	介のみ	10	特別介護老人ホーム あかむら 原町ホーム	介・予 介・予	6 2	60	
	居宅・通所系サービス	通所介護(デイサービス)	アクティブラブプラザ聖母園	介・予	10	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	介・予	20	介護老人保健施設 デンマーク・クイン新宮	介・予	20	120	5
			花菱 神楽坂	介・予	38	助川リニックス通所リハビリテーション	介のみ	10	特別介護老人ホーム あかむら 原町ホーム	介・予	30		
		北新宮高齢者在宅サービスセンター	介・予	40	新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター	介のみ	10	アクティブラブプラザ早稲田	介・予	10			
		ケア・トラスティ デイサービス一期の家 西苑	介・予	10	新宮区立百人町高齢者在宅サービスセンター	介・予	40	アビリティーズ・デイサービス早稲田	介・予	30			
新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター		介・予	10	たつのみデイサービス	介・予	6	神楽坂 神楽坂	介・予	40				
新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター		介のみ	10	デイサービス ハミッツ	介・予	15	高齢者在宅サービスセンター あかむら	介・予	45				
新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター		介・予	33	デイサービス ヨウゴ 早稲田	介・予	20	高齢者在宅サービスセンター	介・予	40				
新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター		介・予	35	デイサービス エンゼルヘルプ西苑	介・予	15	総合福祉 ツクイ神楽坂	介・予	60				
新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター		介・予	40	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	24	細工町高齢者在宅サービスセンター	介・予	30				
新宮区立東戸山高齢者在宅サービスセンター		介のみ	10	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	25	デイサービス クロノバ 神楽坂	介のみ	35				
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護(認知デイ)	中瀬合高齢者在宅サービスセンター	介のみ	10	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	10	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	10	1,038	47	
		ふくろうの家 新宮西苑	介のみ	10	高士デイサービス	介・予	10	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	25			
	ふくろうの家 新宮西苑	介のみ	10	ほっとステーション スウィング	介のみ	20	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	10				
	ふくろうの家 新宮西苑	介・予	14	リールズ対策センター	介・予	21	日生デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	28				
	ふくろうの家 新宮西苑	介・予	10	リールズ対策センター	介・予	15	万年青 神楽坂	介のみ	10				
	ふくろうの家 新宮西苑	介・予	15	リールズ対策センター	介・予	15	リハビリデイサービス nagaomi 神楽坂店	介・予	15				
	ふくろうの家 新宮西苑	介・予	12	コンフォメデイケアデイサービス(休止中)	介・予	12	若葉高齢者在宅サービスセンター	介・予	40				
	ふくろうの家 新宮西苑	介のみ	12	新宮区立百人町高齢者在宅サービスセンター	介のみ	12	神楽坂 神楽坂	介のみ	10				
	ふくろうの家 新宮西苑	介・予	12	デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介のみ	10	高齢者在宅サービスセンター あかむら	介・予	12				
	ふくろうの家 新宮西苑	介・予	10	原町高齢者在宅サービスセンター	介・予	10	細工町高齢者在宅サービスセンター	介・予	12				
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護(認知H)	やから 香中落合	介のみ	12	ほっとステーション	介・予	12	日生デイサービス エンゼルヘルプ新宮	介・予	12	184	16	
		和楽 神楽坂	介のみ	12	より処 まんまる庵	介・予	12	若葉高齢者在宅サービスセンター	介・予	12			
	夜間対応型訪問介護						ハッピー新宮・夜間対応型訪問介護			300	1		
	小規模多機能居宅介護(小規模多機能)						コンフォメデイケアリハビリ多機能ホーム	介・予	25	74	3		
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護(認知H)	実かみ2の園前	介・予	9	グループホームつじ	介・予	24	グループホーム 神楽坂	介・予	18	117	7	
		やから 香中落合	介・予	18	より処 ぬくみ くるみ	介・予	18	ワセタグループホーム	介のみ	9			
	せらび新宮	介・予	27										
	せらび新宮	介・予	14										

※ 掲載している事業所及び定員は、「ハートページ介護サービス事業者ガイドブック2011年・新宮版」(平成23年10月1日現在)の掲載による。掲載欄は、60名超としている。
 ※ 介護予防福祉施設については、「介のみ」は、介護予防サービスのみの提供していること、「予」は、介護予防サービス及び介護予防サービスを提供していることを示している。
 ※ 定員は、各サービス事業所の定員であり、区民のサービス利用数と異なる。
 ※ 通所介護は、曜日により利用定員が異なるため、最大定員を掲載している。

〔新宿区の基盤整備圏域地図〕



第4節 地域支援事業

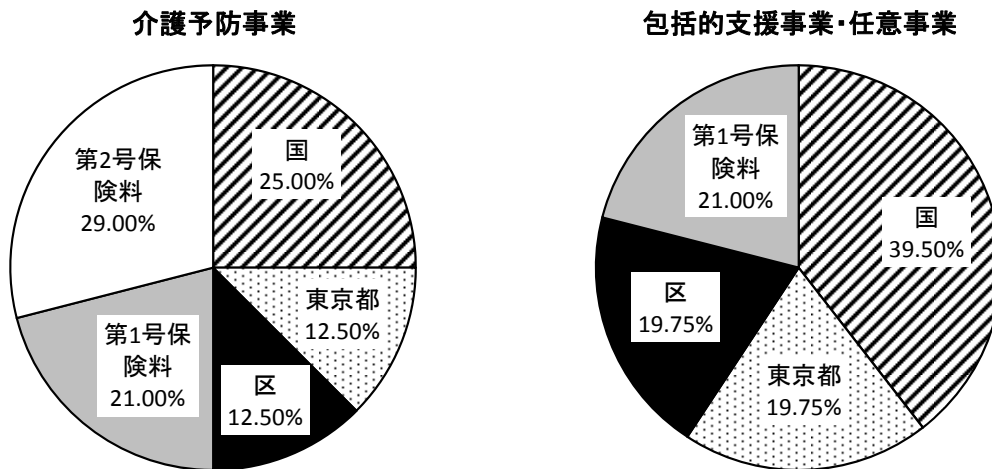
1. 地域支援事業の制度

「地域支援事業」は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって実施する事業として平成18年度に創設されました。

地域支援事業は、①介護予防事業（要支援、要介護になるおそれの高い人を対象とする介護予防事業）、②包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント等）、③任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等）の3事業で構成されます。

地域支援事業に要する経費は、政令により給付見込額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。地域支援事業の財源構成は、以下のとおりです。

〔地域支援事業の財源構成〕



2. 新宿区の地域支援事業

新宿区地域支援事業は、介護予防事業と包括的支援事業の2つの事業から構成され、任意事業は実施していません。なお、平成22年度から、区の一般財源により包括的支援事業を実施する高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を機能強化しています。

平成24年度から、保険者の判断によって予防給付と生活支援サービスの総合的な実施が可能になる制度として「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されますが、区は、これまでに介護予防事業及び保険外サービスの充実が図られていることから、「介護予防・日常生活総合事業」の導入は行わないこととしました。

事業の内容については、182ページをご覧ください。

3. 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費に要する経費のうち、政令で定める範囲で地域支援事業交付金が交付されます。交付金の見込額は、以下のとおりです。

〔 地域支援事業交付金の見込額 〕

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防事業	191,900,000 円	209,239,000 円	228,111,000 円
給付見込額に対する割合	1.00%	1.02%	1.04%
包括的支援事業	382,471,000 円	403,497,000 円	428,117,000 円
給付見込額に対する割合	2.00%	1.98%	1.96%
合計	574,371,000 円	612,736,000 円	656,228,000 円
給付見込額に対する割合	3.00%	3.00%	3.00%

※給付見込額に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入した。

4. 地域支援事業の内容

2011.10.5

24年度 介護予防教室事業 実施予定一覧
介護予防教室事業(パワーアップ高齢者施設)

通称名	教室名	実施場所	実施期間	実施回数	定員	24年度												実施回数	コース数	対象人数
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
筋力トレーニング(マニン)	若返りパワーアップ体操教室	清風園	3か月	週2回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	94	16	192		
			3か月	週2回	12	24	2	24	2	24	2	24	2	184						
車椅子予防	こころはなみ文化体験教室	マイカニ化谷	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	46	12	144		
		若菜保健センター	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	43						
		牛久保センター	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	43						
		東京健康文化センター	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	48						
		特設高齢者ホームがくあや館内	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	46						
水中運動	転ぶと美顔(元気教室) はらさわオクター体操教室	テニスマウン	3か月	週2回	8	16	2	16	2	16	2	16	2	192	8	64				
		北流館二ツ子会館	3か月	週2回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	96						
		大友館二ツ子会館(後半月山へ)	3か月	週2回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	47						
		本通館二ツ子会館	3か月	週2回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	90						
		下着会母体交流館	3か月	週2回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	90						
		上落会母体交流館	3か月	週2回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	96						
		西草館母体交流館	3か月	週2回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	94						
		若菜館母体交流センター	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	47						
		細江高瀬館在宅センター	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	47						
		細江高瀬館在宅センター	3か月	週2回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	95						
低栄養予防	食べて健康でいきい代教室	清風園	3か月	週2回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	94	8	96				
		清風園	3か月	週2回	12	262	2	262	2	262	2	262	2	1582						
口腔機能向上	お口からならの元気教室	清風園	3か月	週2回	12	262	2	262	2	262	2	262	2	1582	82	1018				

普及啓発事業【一般高齢者施設】

プログラム	教室名	実施場所	実施期間	実施回数	定員	24年度												実施回数	コース数	対象人数
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
認知症予防	脳まごころ教室	早稲田町母体交流館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	48	8	160				
		北流館二ツ子会館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	47						
尿失禁予防	骨盤底筋向上教室	マイカニ化谷	3か月	全8回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	32	4	48				
		細江高瀬館在宅SSO(マン)使用	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	93						
筋力トレーニング	シニアパワーアップ教室	テニスマウン	3か月	週1回	8	16	2	16	2	16	2	16	2	92	12	112				
		北流館二ツ子会館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	96						
筋力トレーニング (腰辺中心)	シニアワンズトレーニング教室	葉生寺二ツ子会館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	96	10	200				
		高田母体二ツ子会館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	95						
		高田母体二ツ子会館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	96						
		北流館母体交流館	3か月	週1回	20	20	1	20	1	20	1	20	1	93						
		中流館SC	3か月	週1回	12	12	1	12	1	12	1	12	1	48						
筋力トレーニング (立位中心)	シニアスポーツチャレンジ教室	東京健康文化センター	3か月	週1回	15	15	1	15	1	15	1	15	1	48	24	460				
		北流館二ツ子会館	3か月	週1回	22	22	1	22	1	22	1	22	1	47						
		高田母体二ツ子会館	3か月	週1回	22	22	1	22	1	22	1	22	1	48						
		西草館母体交流館	3か月	週1回	22	22	1	22	1	22	1	22	1	47						
		北流館母体交流館	3か月	週1回	22	22	1	22	1	22	1	22	1	48						
					295	195	262	262	262	262	262	262	185	58	980					

* なお、25、26年度については、変更となる場合があります。

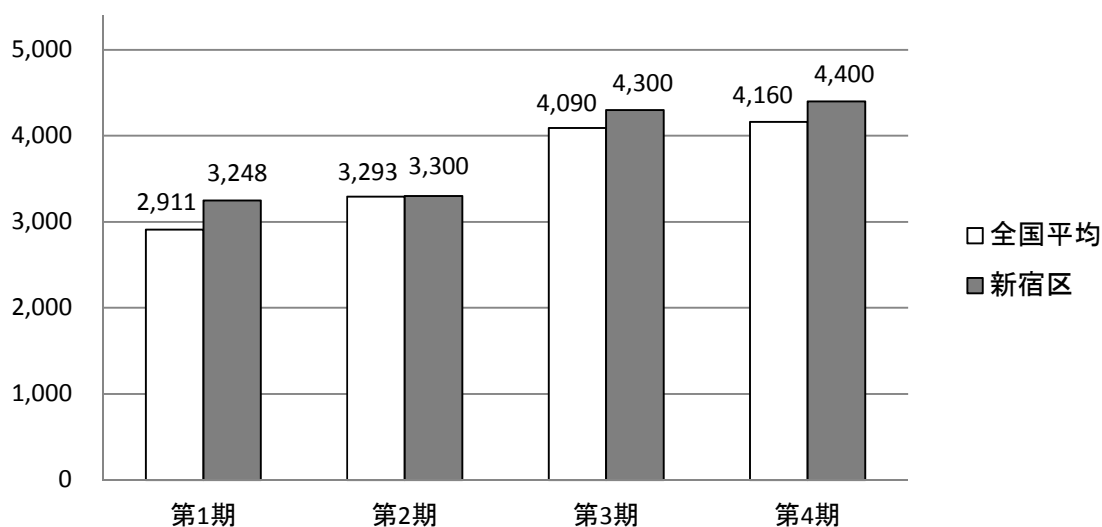
第5節 第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。従って、区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることとなります。

第1期に2,911円だった介護保険料〔全国平均基準額（月額）〕は、第4期には4,160円と約1.4倍になりました。一方、新宿区の保険料基準額（以下「保険料基準額」という）は、第1期の3,248円から第4期は4,400円に上昇しました。

〔 介護保険料基準額（月額）の推移 〕



2. 第5期介護保険料

(1) 第5期の総給付費の見込み

第5期の介護保険料を上昇させる最大の要因は、サービス利用量の増加と、それに伴う総給付費の増加です。

85歳以上人口の増加等、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加のほか、居宅サービス給付費の増加、地域密着型サービスなどの充実といったさまざま要因から、サービス利用量は大幅な増加が見込まれます。このほか、介護報酬の改定や地域区分の見直し、第1号被保険者の総給付費に対する負担率の改正も保険料

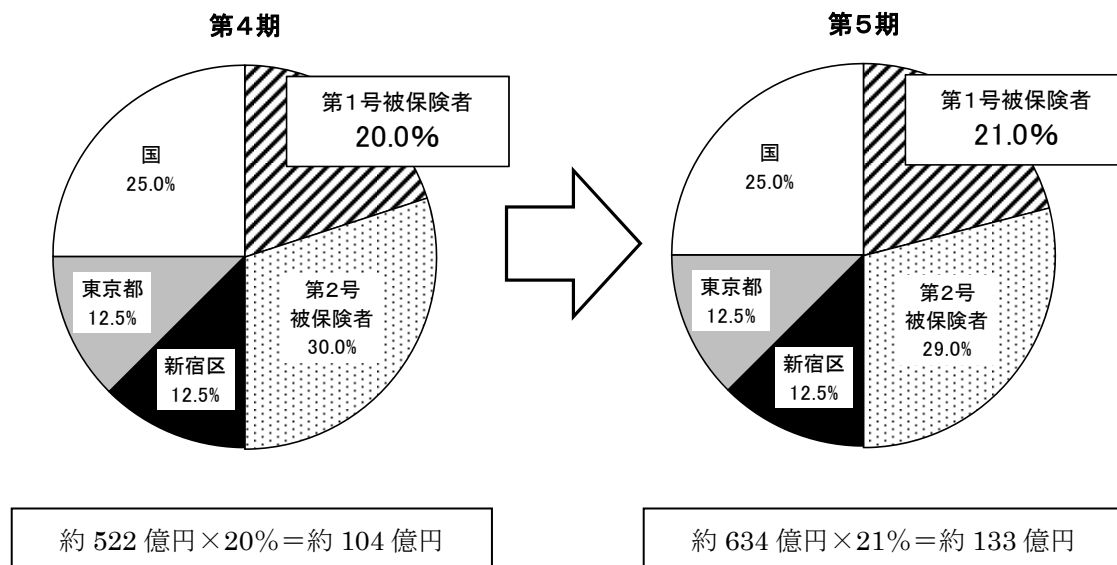
の上昇要因になります。

以上の要因から、第5期の総給付費は、第4期の約522億円からおよそ2割程度増加し、約634億円と見込みます。このうち21%（約133億円）が第1号被保険者負担分となり、ここから算出される第5期の保険料基準額（月額）は、5,890円程度になります。

【介護保険料の上昇要因】

- ① 要介護認定者数の増加（平成23年10月実績：11,435人から平成26年10月推計：12,505人へ）
- ② 85歳以上人口の増加（平成23年10月実績：8,665人から平成26年10月推計：9,733人へ）
- ③ 居宅サービス給付費上位3サービスの増加傾向（第3期中の伸び率：3.9%から第4期中の伸び率：14.2%へ）
- ④ 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入、認知症高齢者グループホーム整備など）の充実
- ⑤ 在宅サービス（単独型ショートステイ）の充実
- ⑥ 介護報酬の改定（+1.2%）
- ⑦ 第1号被保険者の総給付費負担率の改定（第4期：20%から第5期21%へ）

〔介護保険の財源構成（居宅サービス）〕



(2) 介護給付費準備基金の活用

第4期計画期間中の保険料余剰金「介護給付費準備基金※」9億円を、第5期の保険料を下げるために活用すると、約400円（月額）の抑制効果があります。

※介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、初年度に計画期間に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

(3) 財政安定化基金の活用

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法を改正し、政令で定めるところにより都道府県に設置されている「財政安定化基金※」を取り崩すことが可能となりました。

区に交付される金額は、約1億9,500万円と示されており、これを第5期の保険料を下げることに活用すると、約90円（月額）の抑制効果があります。

※財政安定化基金

介護保険財政に不足が生じることになった場合に、区市町村に貸出・交付される仕組みとして、国、都道府県、区市町村で3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置されている。

第3期以降、貸付率が大きく低下していることなどから、財政安定化基金の余裕分を第1号保険料の上昇の緩和等に活用することとなった。

(4) 第5期介護保険料基準額（平成24年度～平成26年度）

以上のことから、最終的な保険料基準額は、月額5,400円となります。

	増減額	保険料基準額
総給付費見込額から算出	—	5,890円
介護給付費準備基金の抑制効果	▲400円	5,490円
財政安定化基金の抑制効果	▲90円	5,400円

3. 第5期の保険料段階

区は、負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、第4期から12段階の多段階設定を行うなど、きめ細やかな保険料段階設定を実施しています。

第5期については、保険料基準額（月額）が上昇することから、この考え方をさらに推し進めた保険料段階設定としました。

(1) 低所得層の負担軽減

低所得層の負担軽減を最優先事項としました。

第1～2段階の負担割合について、第4期の0.489からさらに0.039下げ、0.45としました。これは、国が示す標準割合を大きく下回る値です。また、第3（特例）～4段階の負担割合を据え置きとしました。第1～4段階の上昇額は、1,000円以内に抑えました。

なお、第3期と第4期において「区の特別対策」として実施した「第3特段階」が、制度化されたことにより、世帯非課税で所得100万円超120万円以下の被保険者（約1,600人）については、440円の減額になりました。

(2) 所得段階の金額設定を是正

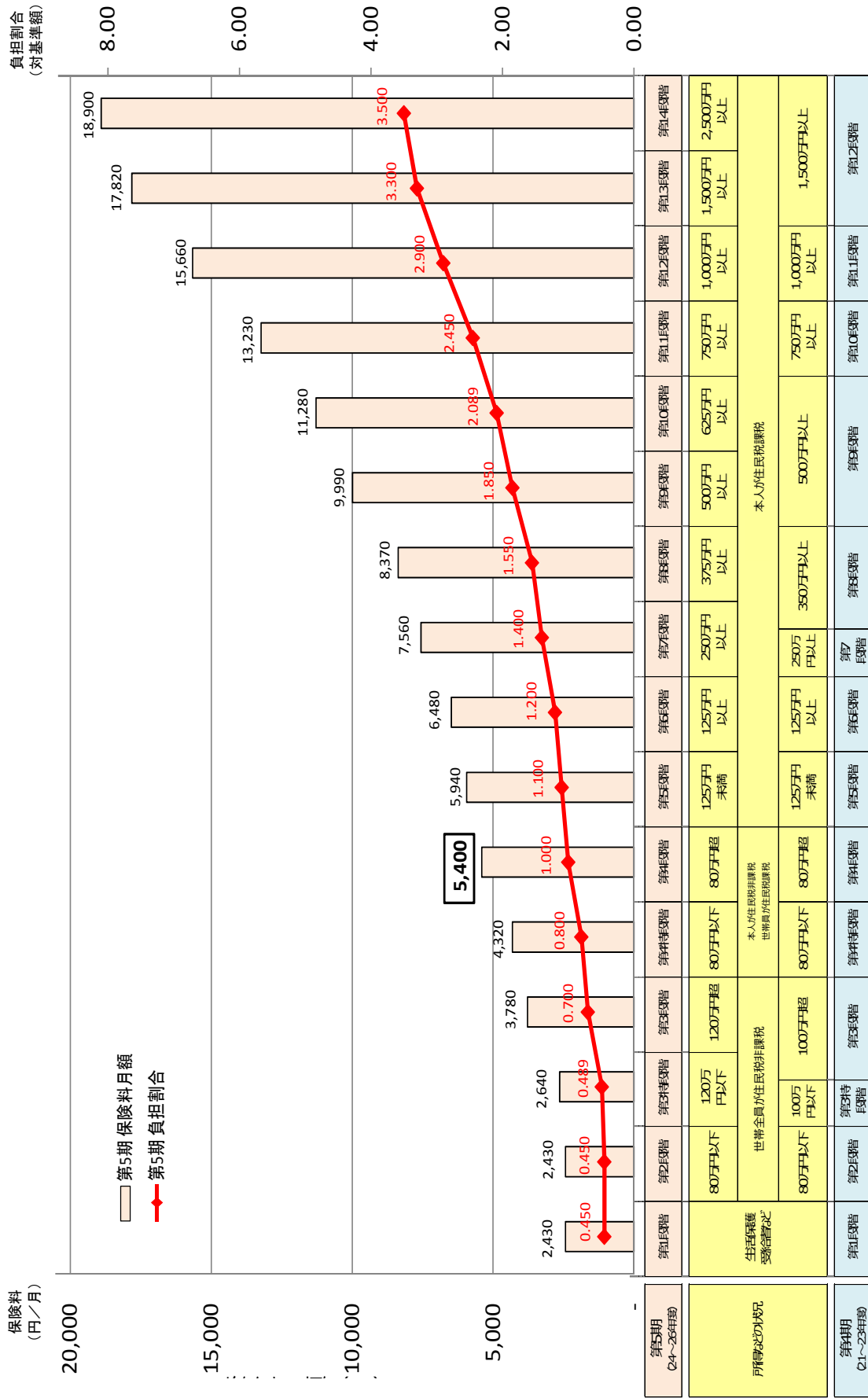
第4期において不統一（100万～250万円間隔）であった第6～10段階の所得段階の金額設定を統一しました。

これにより、中間所得層の急上昇を緩和しました。

(3) 高所得層の負担割合の変更

低所得層の負担を抑えるため、第14段階（所得2,500万円以上）を新設し、基準額に対する最高負担割合を第4期の2.9から3.5へ引き上げるなど、高所得層に対する累進性をより高めました。

[第5期保険料段階(概要)]



※負担割合：小規模以下所得世帯に適用している。
※所得状況：第5期収入以下は、本人の合計所得額を課税所得と見做す。第5期収入以下は、合計所得額を指す。

〔 保険料段階 第4期と第5期の比較 〕

第4期						第5期					
段階	所得などの状況 (※1)	所得段階	人数 (※2)	負担割合 (※3)	保険料 (円/月)	所得などの状況 (※1)	所得段階	人数 (※2)	負担割合 (※3)	保険料 (円/月)	
第1段階	生活保護受給者など	-	3,434人	0.489	2,150	生活保護受給者など	-	4,251人	0.450	2,430	
第2段階		-	10,747人	0.489	2,150		-	11,496人	0.450	2,430	
第3段階	*①	-	1,676人	0.489	2,150	*①	80万円以下	3,600人	0.489	2,640	
第3段階		-	4,446人	0.700	3,080		120万円以下	3,765人	0.700	3,780	
第4段階	*②	-	8,757人	0.800	3,520	*②	80万円以下	7,687人	0.800	4,320	
第4段階		-	3,086人	1.000	4,400		80万円超	4,081人	1.000	5,400	
第5段階	125万円未満	-	5,551人	1.095	4,820	125万円未満	-	6,509人	1.100	5,940	
第5段階		125万円以上	9,535人	1.193	5,250		125万円以上	9,801人	1.200	6,480	
第6段階	250万円以上	100万円	3,499人	1.389	6,110	250万円以上	125万円	4,197人	1.400	7,560	
第6段階		150万円	2,840人	1.400	6,160		125万円	2,102人	1.550	8,370	
第7段階	500万円以上	250万円	2,031人	1.800	7,920	500万円以上	125万円	1,171人	1.850	9,990	
第7段階		-	-	-	-		625万円以上	776人	2.089	11,280	
第8段階	750万円以上	250万円	1,008人	2.200	9,680	750万円以上	250万円	983人	2.450	13,230	
第8段階		500万円	1,076人	2.500	11,000		1,000万円以上	927人	2.900	15,660	
第9段階	1,500万円以上	-	1,470人	2.900	12,760	1,500万円以上	1,000万円	695人	3.300	17,820	
第9段階		-	-	-	-		2,500万円以上	674人	3.500	18,900	

※1 第4段階以上については、本人の合計所得額が標準年金収入金額の合計額を超過する。第5段階以上については、合計所得額を指す。*①世帯全員が任意所得者。*②本人が任意所得者かつ任意所得者。*③本人が任意所得者

※2 第4期については平成21年度の標準 世帯員数を、第5期については平成24年度の標準 世帯員数を指す。

※3 1割増しの標準世帯員数を指す。

第6節 低所得者への対応

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の減額

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図っています。

〔利用者負担段階別の居住費・食費負担額減額〕 *23年度現在

単位：月額(30日で計算)

基準費用額 (課税世帯の方が負担する平均的な費用額)	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室※	多床室	
	59,100円	49,200円	①34,500円 ②49,200円	9,600円	41,400円

利用者負担段階別の本人負担額

単位：月額(30日で計算)

利用者負担段階	対象者	居住費				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室※	多床室	
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	24,600円	14,700円	① 9,600円 ②14,700円	0円	9,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	24,600円	14,700円	①12,600円 ②14,700円	9,600円	11,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	49,200円	39,300円	①24,600円 ②39,300円	9,600円	19,500円

※ ①は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合
②は、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給しています。

〔高額介護（予防）サービス費〕

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で 15,000 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円/年以下の方	個人で 15,000 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円/年以上の方	世帯で 24,600 円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で 37,200 円

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額を行います。

〔 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減 〕

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・年間収入が単身世帯で 150 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下 ・自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4 分の 1
本人負担	4 分の 3

※ 老齢福祉年金受給者の場合は、本人負担は 2 分の 1。

5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階第4段階の場合でも、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の合計所得金額と

課税年金収入額の合計が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成17年4月1日から、さらに5年間延長しています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることのないよう負担軽減措置を設けています。なお、この措置は平成22年4月1日から当分の間延長するとされています。

7. 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円の食事費用を助成します。

8. 高額介護（予防）サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。

第5章

計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の運営

「新宿区老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成12年3月）の策定後、「新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱」に基づき、学識経験者、公募により選出された区民代表、弁護士、保健・医療・社会福祉関係者からなる「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」を平成12年7月に設置し、運営しています。

本計画についても、引き続き同推進協議会において計画の進行管理、点検を行い、次期計画（平成27～29年度）の策定に向けた見直しを行っていきます。

2. 地域包括支援センター等運営協議会の運営

地域包括支援センターの適正な運営、効率・中立性の確保などを図るため、福祉・医療の専門家、介護保険サービス利用者、介護保険サービス事業者、福祉・医療関係職能団体の構成員など、15人で構成される「地域包括支援センター等運営協議会」（平成17年10月設置）を引き続き運営していきます。

また、同協議会には、介護予防支援事業者及び地域密着型サービスの指定に関して、サービスの質や適正な運営を図る観点から意見を求めます。

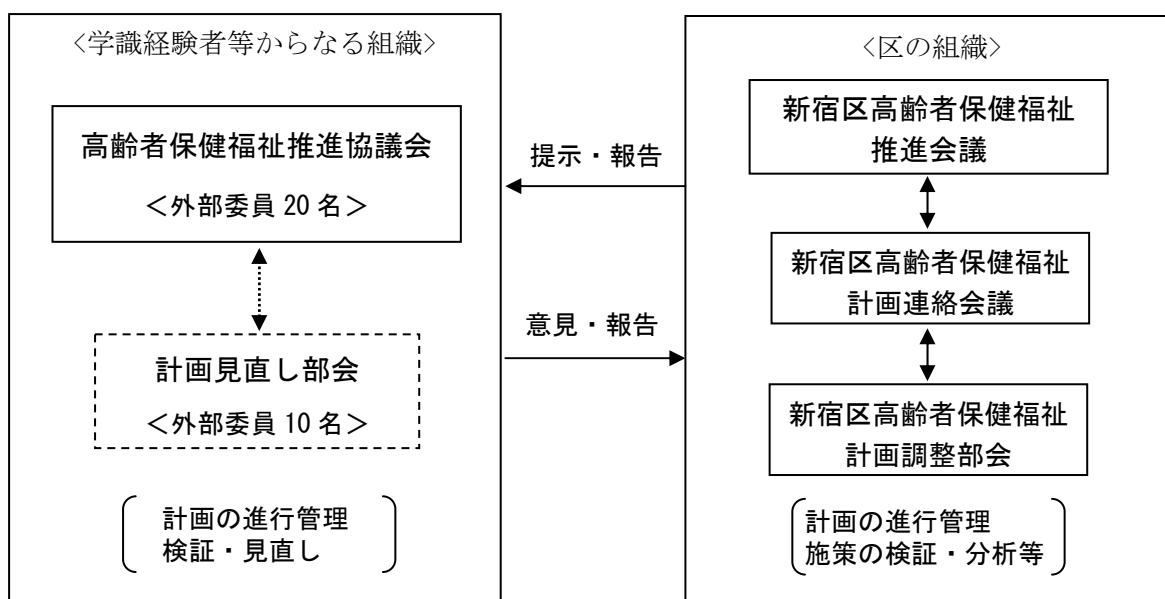
第2節 計画の推進に向けた行政の体制等

1. 新宿区高齢者保健福祉推進会議等の運営

計画の効果的な取組みを推進するため、庁内の体制として「新宿区高齢者保健福祉推進会議」「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」を運営していきます。

「新宿区高齢者保健福祉推進会議」は、区の高齢者保健福祉施策に係る総合調整を行います。「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」及び「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」は、「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の推進に向けた関係部署との情報の共有化を図り、計画の推進に向けて取組みを進めていきます。

(高齢者保健福祉推進協議会等と区組織体制との関係)



2. 高齢者福祉施策の充実と体制づくり

区は、高齢者が増え高齢化率も高まっていくなか、高齢者福祉施策の総合的展開と高齢者総合相談センターの機能強化を図るため、平成24年4月に組織改正を行います。

高齢者福祉施策を統括し、企画・調整する所管を設置するとともに、区役所内に設置されている高齢者総合相談センターは、「基幹型高齢者総合相談センター」として位置付けを明確にし、9所の高齢者総合相談センターへの支援や機能充実のための体制を整備していきます。

3. 国・東京都への要望

区は、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の円滑な実施のため、財源の確保や制度の改善のために必要な事項に関する要望を国や都に対して行っていきます。

また、介護が必要な高齢者が増加する中で、喫緊の課題となっている介護人材の確保・育成に関する事項についても、問題点の指摘や要望を行っていきます。

資料編



1 補足資料

1. 高齢者の状況等

[40歳以上の人口推移及び推計]

	実績値												推計値			
	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H29年
0～39歳	143,939	146,647	148,673	150,746	151,067	152,694	154,125	154,469	155,913	156,608	156,876	153,951	153,371	152,751	152,096	149,900
40～64歳	95,648	95,714	95,615	96,495	97,319	98,551	97,822	98,864	100,357	101,771	103,054	104,272	104,808	105,550	106,498	110,583
65～74歳	27,813	28,228	28,729	28,796	28,679	29,042	29,368	29,987	30,398	30,925	30,381	29,771	31,037	32,079	32,895	33,974
75歳以上	20,926	21,700	22,612	23,610	24,343	25,065	25,848	26,548	27,424	28,238	29,182	30,125	30,776	31,385	31,947	33,426
総人口	288,326	292,289	295,629	299,647	301,408	305,352	307,163	309,868	314,092	317,542	319,493	318,119	319,992	321,765	323,436	327,883
65歳以上(再掲)	48,739	49,928	51,341	52,406	53,022	54,107	55,216	56,535	57,822	59,163	59,563	59,896	61,813	63,464	64,842	67,400
高齢化率%(65歳以上)	16.9	17.1	17.4	17.5	17.6	17.7	18.0	18.2	18.4	18.6	18.6	18.8	19.3	19.7	20.0	20.6
85歳以上(再掲)	5,336	5,549	5,794	5,904	6,114	6,450	6,759	7,168	7,471	7,874	8,274	8,665	9,026	9,382	9,733	10,755
85歳以上人口割合%	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.3

※各年 10月1日現在

※平成12～23年は実績値、平成24年以降は推計値(コーホート要因法による)

※実績値、推計値ともに外国人人口を含む

[要支援・要介護状態区分別認定者数の推移]

		単位:人												
状態区分		H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	
第1号被保険者	要支援	541	523	776	1,099	1,620	1,826	-	-	-	-	-	-	
	要支援1	-	-	-	-	-	-	885	1,697	1,728	1,839	2,031	1,708	
	要支援2	-	-	-	-	-	-	709	1,321	1,389	1,424	1,533	1,558	
	経過的要介護	-	-	-	-	-	-	862	0	0	0	0	0	
	要介護1	1,401	1,755	2,278	2,821	3,207	3,354	2,846	1,715	1,752	1,737	1,766	1,719	
	要介護2	1,055	1,298	1,549	1,484	1,409	1,433	1,523	1,758	1,724	1,777	1,850	1,887	
	要介護3	747	975	1,031	1,195	1,235	1,287	1,437	1,583	1,639	1,619	1,506	1,461	
	要介護4	851	942	1,012	1,132	1,270	1,340	1,367	1,350	1,399	1,441	1,424	1,444	
	要介護5	748	843	934	1,080	1,143	1,154	1,088	1,161	1,117	1,232	1,336	1,416	
	合計	5,343	6,336	7,580	8,811	9,884	10,394	10,717	10,585	10,748	11,069	11,446	11,193	
第1号被保険者	49,287	50,412	51,777	52,835	53,439	54,510	55,854	57,200	58,538	59,922	60,418	60,786		
第2号被保険者	要支援	2	2	3	8	18	21	-	-	-	-	-	-	
	要支援1	-	-	-	-	-	-	6	18	18	19	28	25	
	要支援2	-	-	-	-	-	-	18	47	44	33	32	26	
	経過的要介護	-	-	-	-	-	-	6	0	0	0	0	0	
	要介護1	28	32	49	57	64	76	64	39	37	31	31	35	
	要介護2	36	41	51	50	53	52	51	50	47	53	54	53	
	要介護3	27	43	37	46	48	31	40	30	37	35	27	36	
	要介護4	22	29	31	40	34	36	37	36	33	37	30	26	
	要介護5	26	26	34	40	45	43	33	35	35	37	48	41	
	合計	141	173	205	241	262	259	255	255	251	245	250	242	
要支援・要介護認定者合計	5,484	6,509	7,785	9,052	10,146	10,653	10,972	10,840	10,999	11,314	11,696	11,435		
要介護認定率	11.1%	12.9%	15.0%	17.1%	19.0%	19.5%	19.6%	19.0%	18.8%	18.9%	19.4%	18.8%		

※各年 10月1日現在の実績値(年度中央値)

※第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者

※要介護認定率=第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計÷第1号被保険者

※平成18年介護保険法の改正により、状態区分は、要支援～要介護5までの6区分から、要支援1～要介護5までの7区分に変更

※経過的要介護とは、平成18年3月末現在に要支援の認定を受けていた人で、その要支援の有効期限が切れるまでの区分

〔年齢別要支援・要介護認定者数の推移〕

単位：人

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
合計	5,870	6,509	7,785	9,052	10,146	10,653	10,972	10,840	10,999	11,314	11,696	11,435
40～64歳	144	173	205	241	262	259	255	255	251	245	250	244
65～74歳	976	1,064	1,298	1,507	1,696	1,716	1,691	1,613	1,556	1,577	1,547	1,456
75～84歳	2,310	2,619	3,202	3,852	4,374	4,606	4,721	4,543	4,550	4,601	4,697	4,506
85歳以上	2,440	2,653	3,080	3,452	3,814	4,072	4,305	4,429	4,642	4,891	5,202	5,229
75歳以上の割合	80.9%	81.0%	80.7%	80.7%	80.7%	81.5%	82.3%	82.8%	83.6%	83.9%	84.6%	85.1%
85歳以上の割合	41.6%	40.8%	39.6%	38.1%	37.6%	38.2%	39.2%	40.9%	42.2%	43.2%	44.5%	45.7%

〔年齢別要支援・要介護認定率の推移〕

認定率	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
40～64歳	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
65～74歳	3.5%	3.8%	4.5%	5.2%	5.9%	5.9%	5.8%	5.4%	5.1%	5.1%	5.1%	4.9%
75～84歳	14.8%	16.2%	19.0%	21.8%	24.0%	24.7%	24.7%	23.4%	22.8%	22.6%	22.5%	21.0%
85歳以上	45.7%	47.8%	53.2%	58.5%	62.4%	63.1%	63.7%	61.8%	62.1%	62.1%	62.9%	60.3%

※認定者数は、各年度10月1日現在の実績値

※平成12年度の認定者数については、平成13年3月末現在の実績

〔要支援・要介護認定者数の推計〕

状態区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
要支援1	1,789	1,841	1,874	1,911	1,928	1,933
要支援2	1,639	1,680	1,720	1,754	1,769	1,775
要介護1	1,815	1,878	1,921	1,961	1,980	1,997
要介護2	2,014	2,078	2,123	2,174	2,202	2,226
要介護3	1,556	1,614	1,652	1,687	1,721	1,743
要介護4	1,527	1,583	1,618	1,657	1,688	1,706
要介護5	1,513	1,561	1,597	1,636	1,662	1,683
合計	11,853	12,235	12,505	12,780	12,950	13,063
要介護認定率	18.9%	19.0%	19.0%	19.1%	19.1%	19.1%
第1号被保険者人口	62,715	64,389	65,788	66,924	67,796	68,383

〔居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移〕

単位：人

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
居宅サービス	3,237	3,931	4,846	5,795	6,422	6,708	6,617	6,514	6,693	6,964	7,407
施設サービス	1,142	1,218	1,310	1,366	1,401	1,489	1,496	1,473	1,557	1,547	1,544
地域密着型サービス							498	518	552	562	658
合計	4,379	5,149	6,156	7,161	7,823	8,197	8,611	8,505	8,802	9,073	9,609

〔居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移〕

単位：円

	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
居宅サービス	3,176,578,680	4,621,714,015	5,766,528,827	7,031,797,995	7,945,767,085	8,288,585,798
施設サービス	3,804,592,225	4,494,357,436	4,897,882,604	5,013,881,558	5,232,245,053	4,991,042,101
地域密着型サービス						
合計	6,981,170,905	9,116,071,451	10,664,411,431	12,045,679,553	13,178,012,138	13,279,627,899

	H18	H19	H20	H21	H22
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
居宅サービス	7,557,642,536	7,586,806,487	7,732,928,369	8,387,741,544	8,987,732,106
施設サービス	4,685,759,998	4,751,408,537	4,855,049,598	5,125,601,003	5,128,454,297
地域密着型サービス	770,251,286	866,530,830	878,138,385	927,054,609	1,084,984,586
合計	13,013,653,820	13,204,745,854	13,466,116,352	14,440,397,156	15,201,170,989

2. 日常生活自立度判定基準

〔障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準〕

	ランク	内 容
生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力で寝返りもうてない

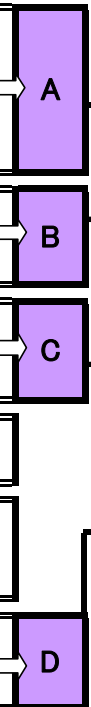
※判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない

〔認知症高齢者の日常生活自立度判定基準〕

ランク	内 容
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
III a	日中を中心として上記 III の状態がみられる
III b	夜間を中心として上記 III の状態がみられる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

判定基準

質問項目		回答欄 いずれかに○を してください		各項目の該当数を ご記入ください	該当する項目の□欄に「レ」を ご記入ください
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ	1~5の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 5	
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	6~10の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 5	<input type="checkbox"/> 「運動機能改善」の 予防支援が必要です (6~10で3項目以上該当)
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ		
9	この1年間に転んだことはありますか	はい	いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ		
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	11と12の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 2	<input type="checkbox"/> 「栄養改善」の 予防支援が必要です (11と12の両方に該当)
12	BMIが18.5未満ですか (医療機関で記入) ※ BMI: 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) = □□. □	はい	いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	13~15の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 3	<input type="checkbox"/> 「口腔機能改善」の 予防支援が必要です (13~15で2項目以上該当)
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ		
15	口の渴きが気になりますか	はい	いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	16~17の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 2	<input type="checkbox"/> 「外出減少傾向」の 予防支援が必要です (16に該当)
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ		
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	18~20の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 3	<input type="checkbox"/> 「もの忘れ傾向」の 予防支援が必要です (18~20のうちいずれかに該当)
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ		
				1~20の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 20	<input type="checkbox"/> 総合的な 予防支援が必要です (10項目以上該当)
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	21~25の質問で網掛けに なっている□の回答数 / 5	<input type="checkbox"/> 「気力低下傾向」の 予防支援が必要です (21~25で2項目以上該当)
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ		



A/B/C/Dのいずれかに該当している場合は
パワーアップ高齢者
候補に該当しています

【介護予防のための基本チェックリスト】

3. 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の実施

(1) 調査の目的

区民（一般高齢者、居宅サービス利用者、第2号被保険者）については健康や日ごりの生活状態、介護保険サービスの利用状況や利用意向等の実態を、また、介護保険事業の担い手（ケアマネジャー、介護保険サービス事業所）については業務実態や意向等を把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法

郵送法（郵送配布・郵送回収）／督促礼状1回送付

(3) 調査期間

平成22年11月18日（木）～12月6日（月）

(4) 調査対象者

調査名	対象者	人数
一般高齢者調査	新宿区に居住する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	3,500人
居宅サービス利用者調査	要支援・要介護認定を受けている居宅サービス利用者	1,500人
第2号被保険者調査	新宿区に居住する第2号被保険者調査（40歳以上65歳未満）	1,500人
ケアマネジャー調査	新宿区の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャー	213人
介護保険サービス事業所調査	新宿区内の介護保険サービス事業所	191所

(5) 調査内容

調査名	内容
一般高齢者調査	健康状態、活動能力、住まい、いきがい・社会参加、在宅療養の意向、介護予防への関心、介護保険制度に対する考え方等
居宅サービス利用者調査	医療機関受診状況、住まい、いきがい・社会参加、介護サービスの利用状況と利用意向、介護者の状況等
第2号被保険者調査	健康状態、在宅療養の意向や実現の可能性、住まい、いきがい・社会参加、介護保険制度に対する考え方等
ケアマネジャー調査	ケアマネジメントの状況と問題点、仕事についての考え方と今後の意向、区への要望等
介護保険サービス事業所調査	人材確保・育成及び処遇改善、収支状況、新設サービスへの参入意向、区への要望等

(6) 回収結果

調査名	調査票配布数	回収数	回収率
一般高齢者調査	3,500	2,727	77.9%
居宅サービス利用者調査	1,500	1,091	72.7%
第2号被保険者調査	1,500	835	55.7%
ケアマネジャー調査	213	151	70.9%
介護保険サービス事業所調査	191	121	63.4%
合計	6,904	4,925	71.3%

4. 「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業」の実施

(1) 事業の目的

新宿区における特別養護老人ホーム（介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設）入所待機者の入所申込み動機、心身の状況、介護状況、待機場所等の実態分析を行い、適切な施設整備計画の策定および在宅生活の継続を支援する地域包括ケアを推進するための基礎資料とする。

(2) 事業内容

ア 入所待機者実態分析検討会の設置

構成員：学識経験者、特別養護老人ホーム施設長、特別養護老人ホーム相談員、介護支援専門員、高齢者総合相談センター管理者、高齢者サービス課長、介護保険課長

検討会の開催実績：平成23年6月から平成23年12月まで、計9回開催

イ 入所待機者アンケート

対象：平成23年5月末時点での特別養護老人ホームへの入所申込者 1,241人

期間：平成23年7月20日発送、平成23年8月12日締切

回収：回答800人、回収率64.5%

ウ 特別養護老人ホームへのアンケートおよび聞き取り調査

【アンケート調査】

対象：区の入所調整の対象となっている特別養護老人ホーム 30施設（回収率100%）

期間：平成23年8月8日発送、平成23年8月31日締切

【聞き取り調査】

対象：区内特別養護老人ホーム 7施設

期間：平成23年9月から平成23年10月まで

エ 「特別養護老人ホーム入所申込み管理システム」の情報分析

すでに入所した人も含め、区で把握している入所申込み者の情報を分析（要介護度別、待機期間、入所調整の点数など）

対象：平成15年7月1日から平成23年5月31日までの利用申請者 5,024人

オ 実態分析および入所待機者支援

上記の調査に基づき、アの検討会において入所待機者および入所の実態を分析し、入所待機者への支援策を検討

5. 素案の周知及び意見募集

「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の素案について、広報しんじゅくへの掲載等により広く区民にお知らせし、「パブリック・コメント制度」に基づき区民のご意見を伺いました。

[パブリック・コメント実施結果]

期 間	平成23年10月15日(土)～11月15日(火)
方 法	・福祉部(地域福祉課)への郵送及び直接提出 ・電子メール ・ファックス
意見提出人数	10人
意見提出件数	40件

また、区民への素案説明の場として、新宿区長が出席する「区長と話そう～新宿トーク」を開催し、同時期に策定される「新宿区第二次実行計画」「新宿区健康づくり行動計画」と合わせて説明を行いました。419の方が参加され、参加者の方からのご意見を伺いました。

月 日	時 間	会 場	住 所
10月17日(月)	午後7時～9時	柏木地域センター	北新宿2-3-7
10月19日(水)	午後7時～9時	四谷地域センター	内藤町87
10月25日(火)	午後2時～4時	大久保地域センター	大久保2-12-7
10月27日(木)	午後7時～9時	牛込笹筒地域センター	笹筒町15
10月30日(日)	午後2時～4時	角筈地域センター	西新宿4-33-7
10月31日(月)	午後7時～9時	戸塚地域センター	高田馬場2-18-1
11月2日(水)	午後2時～4時	落合第二地域センター	中落合4-17-13
11月7日(月)	午後7時～9時	若松地域センター	若松町12-6
11月8日(火)	午後7時～9時	榎町地域センター	早稲田町85
11月13日(日)	午後2時～4時	落合第一地域センター	下落合4-6-7

2 新宿区高齢者保健福祉推進協議会及び計画見直し部会

1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

敬称略

会 長	植村 尚史	早稲田大学 人間科学学術院人間科学部 教授
副会長	横山 順一	日本体育大学 体育学部 准教授
委 員	赤城 仁	北新宿特別養護老人ホーム施設長 (平成23年3月31日まで)
	岡本 勝巳	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会原町ホーム園長 (平成23年4月1日から)
委 員	秋山 正子	(株)ケアズ 白十字訪問看護ステーション統括所長
委 員	市村 良雄	四谷牛込歯科医師会 副会長
委 員	乾 松雄	大久保地区民生委員児童委員協議会 会長
委 員	扇原 淳	早稲田大学 人間科学学術院人間科学部 准教授
委 員	小野田 紀久男	高齢者クラブ連合会
委 員	岸 勝代	公募委員
委 員	小林 辰男	公募委員
委 員	塩川 隆史	(有)ナイスケア ケアマネジャー
委 員	都崎 博子	社会福祉法人 東京弘済園けやき苑所長
委 員	鶴田 香織	四谷高齢者総合相談センター管理者
委 員	英 裕雄	医療法人社団 三育会 新宿ヒロクリニック
委 員	原田 榮	公募委員
委 員	細田 千栄子	給食グループはな 代表
委 員	南 惟孝	弁護士
委 員	村山 恭太	公募委員
委 員	盛 十和子	公募委員
委 員	結城 康博	淑徳大学 総合福祉学部 准教授

※平成21年7月25日委嘱時(任期3年)

※会長・副会長以外は五十音順

2. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会計画見直し部会委員名簿

敬称略

部会長	植村 尚史	早稲田大学 人間科学学術院人間科学部 教授
副部会長	横山 順一	日本体育大学 体育学部 准教授
委員	赤城 仁	北新宿特別養護老人ホーム施設長 (平成23年3月31日まで)
	岡本 勝巳	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会原町ホーム園長 (平成23年4月1日から)
委員	秋山 正子	(株)ケアズ 白十字訪問看護ステーション統括所長
委員	扇原 淳	早稲田大学 人間科学学術院人間科学部 准教授
委員	都崎 博子	社会福祉法人 東京弘済園けやき苑所長
委員	鶴田 香織	四谷高齢者総合相談センター管理者
委員	英 裕雄	医療法人社団 三育会 新宿ヒロクリニック
委員	南 惟孝	弁護士
委員	結城 康博	淑徳大学 総合福祉学部 准教授

※部会長・副部会長以外は五十音順

3. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会・計画見直し部会設置要綱

(1) 「新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱」

(設置)

第1条 新宿区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)に基づき、新宿区高齢者保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 計画の進行管理に関する意見を述べること。
- 二 計画の見直しに関しての検討及びその結果を区長へ報告すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 5人以内
- 二 弁護士 1人
- 三 公募区民 5人以内
- 四 各種団体構成員 9人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会で検討した結果は、協議会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に協議会が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉課が担当する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は公開とする。ただし、協議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

(2) 「新宿区高齢者保健福祉推進協議会計画見直し部会設置要綱」

(設置)

第1条 新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（以下「第4期計画」という。）の見直しの調査検討を行うため、計画見直し部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は次に掲げる事項を所掌する。

- 一 第4期計画の見直しに関して意見を述べること。
- 二 第4期計画の見直しに関しての検討及びその結果を新宿区高齢者保健福祉推進協議会へ報告すること。

(組織)

第3条 部会の構成員は、高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から協議会の会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は協議会会長の指名による。
- 3 部会長は部会の会務を主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の招集等)

第5条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の公開)

第6条 部会は原則として公開で行う。ただし、部会の協議により公開することが適当でないときと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は福祉部地域福祉課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に部会長が定める。

(付則)

この要綱は、平成14年2月5日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成16年7月21日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

4. 平成 21 年度から平成 23 年度までの各種会議議事内容

開催日		高齢者保健福祉 推進協議会	高齢者保健福祉推進協議会 計画見直し部会	高齢者保健福祉計画 推進会議
平成 21 年度	7月31日	〔第1回〕 1.会長及び副会長の選出について 2.委員紹介 3.新宿区高齢者保健福祉推進協議会について 4.計画の説明		
	1月26日	〔第2回〕 1.重点的取組みの進捗状況について 2.新宿区の介護保険主な実績について 3.その他		
平成 22 年度	5月25日			〔第1回〕 1.推進会議の設置について 2.現計画の概要及び次期計画策定に向けて
	5月28日	〔第3回〕 1.次期計画策定について 2.新宿区高齢者保健福祉推進協議会計画見直し部会の設置について		
	7月23日		〔第1回〕 1.高齢者保健福祉施策調査について 2.高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の検証及び次期計画にもりこむべき視点について 3.今後の進め方について	
	9月6日		〔第2回〕 1.高齢者保健福祉施策調査票(素案)について 2.今後の進め方について	
	10月5日		〔第3回〕 1.新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査票(案)について	
	10月8日			〔第2回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査票(案)について
	10月22日	〔第4回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査票(案)について		
	11月19日		〔第4回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)」について	

開催日		高齢者保健福祉 推進協議会	高齢者保健福祉推進協議会 計画見直し部会	高齢者保健福祉計画 推進会議
	1月28日		〔第5回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査について 2.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)について	
	2月1日			〔第3回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査について 2.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)について
	2月20日	〔第5回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査について 2.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)について		
平成 23 年度	4月22日		〔第6回〕 1.23年度新宿高齢者保健福祉計画スケジュールについて 2.高齢者の保健と福祉に関する調査の結果報告について 3.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)の施策体系について	
	5月12日		〔第7回〕 1.支援を必要とする高齢者のすまいの選択肢拡充についての検討報告 2.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)の施策体系について	
	5月19日			〔第4回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査の報告 2.支援を必要とする高齢者のすまいの選択肢拡充についての検討報告 3.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)の施策体系について
	5月27日	〔第6回〕 1.高齢者の保健と福祉に関する調査の報告について 2.支援を必要とする高齢者のすまいの選択肢拡充についての検討報告 3.高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)の施策体系について		

開催日	高齢者保健福祉 推進協議会	高齢者保健福祉推進協議会 計画見直し部会	高齢者保健福祉計画 推進会議
6月24日		〔第8回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)について	
7月14日		〔第9回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)について	
7月20日			〔第5回〕 1.高齢者保健福祉計画・第 5期介護保険事業計画 (平成24～26年度)につ いて 2.24時間対応の定期巡回・ 随時対応サービス等推 進モデル事業の実施に ついて 3.特別養護老人ホームに おける待機者の実態等 に関する調査の実施に ついて
7月29日	〔第7回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)の施策体系について		
8月8日		〔第10回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)について	
8月22日			〔第6回〕 1.高齢者保健福祉計画・第 5期介護保険事業計画 (平成24～26年度)素案 について
9月6日	〔第8回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)素案について		
1月19日			〔第7回〕 1.高齢者保健福祉計画・第 5期介護保険事業計画 (平成24～26年度)素案 に対するパブリック・コメ ントの意見及び区の考え 方について 2.高齢者保健福祉計画・第 5期介護保険事業計画 (平成24～26年度)案に ついて
1月27日	〔第9回〕 1.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)素案に対するパブリッ ク・コメントの意見及び区の考 え方について 2.高齢者保健福祉計画・第5期 介護保険事業計画(平成24～ 26年度)案について		